

平成28年3月策定  
令和2年3月改定  
令和7年3月改定

# 鹿児島県地域強靱化計画

令和7年3月  
鹿児島県

# 「鹿児島県地域強靱化計画」目次

## 第1章 県地域強靱化計画見直しの趣旨等

- 1 県地域強靱化計画見直しの趣旨 ..... 1
- 2 県地域計画の位置付け ..... 1

## 第2章 基本的な考え方

- 1 基本目標 ..... 2
- 2 事前に備えるべき目標 ..... 2
- 3 基本的な方針 ..... 2

## 第3章 鹿児島県の地域特性及び災害リスク

- 1 地域特性 ..... 7
- 2 災害リスク ..... 9

## 第4章 脆弱性評価

- 1 評価の枠組み及び手順 ..... 13
- 2 評価のポイント ..... 16

## 第5章 地域強靱化の推進方針

- 1 施策分野 ..... 18
- 2 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針 ..... 18

## 第6章 県地域計画の推進と不断の見直し

- 1 他の計画等の必要な見直し ..... 53
- 2 県地域計画の不断の見直し ..... 53
- 3 リスクシナリオごとの施策の推進と重点化 ..... 53
- 4 市町村地域強靱化計画の策定 ..... 59

- 別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 ..... 60
- 別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果 ..... 94
- 別紙3 リスクシナリオごとの推進方針 ..... 117

# 第1章 県地域強靱化計画見直しの趣旨等

## 1 県地域強靱化計画見直しの趣旨

平成25年12月11日、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。その後、平成26年6月3日に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され（平成30年12月14日基本計画の改定）、同基本計画を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」等に基づき、国土強靱化の取組が推進されてきた。

基本法が制定されて10年が経過しようとする中、令和5年6月16日に、国土強靱化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靱化推進会議の設置を主な内容とする改正「国土強靱化基本法」が制定され、同年7月28日には、新たな「国土強靱化基本計画」が改定されたところ。

県では、この基本法に基づき、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するために、「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を平成28年3月に策定、令和2年3月に見直しを行っている。

県地域計画における取組は、おおむね計画どおりに進捗したものの、令和5年7月の基本計画の見直し等を踏まえ、県地域計画を見直し、地域強靱化の歩みの加速化・深化を図ることとする。

## 2 県地域計画の位置付け

県地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域強靱化の観点から、本県における様々な分野の計画等の指針となるものである。

## 第2章 基本的な考え方

基本法第14条においては、国土強靱化地域計画は基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、原則として、基本計画における目標に即して設定すると規定されている。

このため、次のように、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

### 1 基本目標

大規模な自然災害が起こっても、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、本県における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

### 2 事前に備えるべき目標

本県における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 3 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた県土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

自然災害の激甚化・頻発化や気象変動など、地域の持続性を脅かす危機に備え、県民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

- ①被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備

・「事前防災」を計画的に実施するため、河川・ダム、砂防・治水、海岸等の国土

保全のための防災インフラの充実・強化の着実な推進を図る。

- ・ 防災インフラの原形復旧のみでは再度災害の防止が十分でない場合において、被災箇所を含む一連区間で施設の機能向上を図る改良復旧を行うなど、状況に応じた適切な対応を図る。
- ② 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
  - ・ 損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全型」への本格転換によりライフサイクルコストの低減を図るとともに、官民連携や新技術・デジタルの活用によりメンテナンスの効率化・高度化を図る。
- ③ 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化
  - ・ 地域コミュニティにおける災害対応の拠点として重要な役割を果たしている小中学校の校舎や公園・緑地等の施設について、避難所としての機能をより一層高めるため、トイレ・空調設備等の整備やバリアフリー化等の環境改善を図るとともに、耐震化や浸水対策等の防災機能の強化を図る。
- ④ 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用
  - ・ 自然環境が有する多様な機能を活用・保持し、地域住民を始めとする多様な主体の参画によって持続可能で魅力ある地域づくりに貢献するグリーンインフラの取組を図る。
- ⑤ 建設・医療を始め地域強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・組織の拡充・強化
  - ・ 災害発生時においても必要な役割を果たしている建設・医療等の地域強靱化に携わる分野で働く人材の確保・育成を積極的に進めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）を始めとする地域強靱化に向けた環境整備や体制・機能の拡充・強化を図る。

## (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

自然災害の発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

- ① 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
  - ・ 地震・洪水等の自然災害発生時に直接死を最大限防ぐため、多くの地域住民等が利用する公共施設・民間施設において、想定される外力に対し、基準に即した適切な設計・施工・維持管理が確保されるよう取組を図る。
- ② 地域住民等の避難・物資輸送の強化、複数経路の確保、防災拠点の整備
  - ・ 孤立集落の発生を回避し、災害発生時に被災地への人員・物資の輸送が迅速に行えるよう、道路、鉄道、空港、港湾等の各種交通ネットワークにおける耐災害性の強化及び代替経路の整備を図る。また、災害時でも確実に機能する拠点がなければ、確実な避難や必要な人員・物資の輸送は困難であるため、各種交通ネットワークと一体となって機能する防災拠点等の整備を図る。

### (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、直面する自然災害への対応力の強化を図る。

- ①被災者の救命・救助や災害時の地域住民等との情報共有にデジタルを最大限活用
  - ・発災直後、人命救助の観点から貴重な情報となるヘリコプターやドローンによる空撮映像等の災害関連情報の収集について、防災関係機関が連携して一層の迅速化・効率化を図る。
- ②災害時にもデータを失うことがないよう分散管理
  - ・社会経済活動を営む上で必要となる、日常的に蓄積・活用されているあらゆるデータが大規模災害によって損失し、復旧困難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないように、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディアの活用を含めた分散管理を図る。
- ③デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
  - ・災害に伴う大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、防災関係機関が連携してデジタル等を活用した迅速な情報収集体制を強化し、交通・物流ネットワークの確保を図る。

### (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

県民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、国と地方の適正な連携を強化するとともに、民間の力を最大限発揮し、地域における多様な主体の連携・協働による取組を図る。

- ①サプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
  - ・大規模地震の切迫性の高まりや新型コロナウイルス感染症拡大等を背景に、都市のバックアップ機能や生産拠点の多拠点化などサプライチェーンの強靱化の重要性が高まっている現状を踏まえ、行政はもとより、民間企業による自主的な防災対策や事業継続計画（BCP）策定の促進を図る。
- ②民間施設においても適切な情報伝達と早期避難を図る取組
  - ・行政施設はもとより、多数の利用者が出入りする民間施設においても、災害発生時に適切な情報伝達と早期避難が可能となるよう、防災関係機関が連携して防災啓発を図る。
- ③民間企業等における防災教育の充実
  - ・民間企業が社員等に対して行う防災教育は、地域の強靱化にも通じることから、防災関係機関と連携して、優良事例の紹介等を通じた取組の促進を図る。
  - また、地域住民、地域コミュニティ、NPO等の各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練・教育、平時からの地域コミュニティの活力維持等の取組の促進を図る。

④防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化

- ・地域強靱化の分野における民間の資金や人材、技術、ノウハウ等の活用を図るため、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策、維持管理等を進めるほか、被害予測等の情報提供を行うなど、地域強靱化に資する自主的な民間の投資を誘発する取組を図る。

⑤医療分野の事業継続性の確保

- ・大規模災害が発生し、負傷者の大量移送が困難な状況下においても、初動から応急復旧の各段階で救急医療や被災者の心身のケア等の医療を提供できるよう、医療分野の事業継続性の確保に向けた取組を図る。

⑥大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保

- ・東日本大震災の埋火葬の状況等を踏まえ、広域的な火葬体制や、災害時に必要な資機材・搬送手段等を確保するなど、感染症まん延や医療機関の収容能力の圧迫につながらないよう事前の備えを図る。

(5) 地域における防災力の一層の強化

人口減少、少子高齢化の加速等、地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、国土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障害者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

①避難生活における災害関連死の最大限防止

- ・被災者が避難生活を送る中で体調が悪化し、最悪の場合、命を落とすケースもあるため、災害用トイレや簡易ベットの活用、間仕切り用パーティションやテントによるプライバシーの確保、トレーラーハウス・コンテナハウスを活用した応急仮設住宅等、過去の災害経験から得られた知見を踏まえつつ、被災状況に応じた避難所や仮設住宅の環境改善を図る。
- ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による支援や災害派遣精神医療チーム（DPAT）先遣隊の整備を進めるなど、被災者の心身のケアを進める。
- ・これらの取組について、定期的な訓練を行うことを通じて実効性を高め、災害関連死について最大限の防止を図る。

②地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上

- ・地域の防災力の向上にあたっては、地域強靱化の担い手である地域住民一人一人が、住民同士あるいは行政と双方向でコミュニケーションを行うことを通じて身近な地域コミュニティを強化することが重要である。このため、定期的に行われる防災訓練を始めとする地域で住民が参加する行事等も活用し、行政と住民等が直接コミュニケーションを図る機会を増やすなど、常日頃から顔の見える関係構築を図る。
- ・地域社会、行政、企業・団体等における防災リーダーや、地域防災力の中核である消防団員や水防団員、防災分野の専門家、研究者等を育成・確保する必要がある。

る。このため、男女共同参画など幅広い地域住民の参画の視点にも留意しつつ、防災・減災に関する情報発信や地域づくりを目的として整備された拠点等も活用しながら、災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動について一層の促進を図る。

- ・地域住民一人一人が自ら率先した避難行動をとり、また災害から命を守るために地域で支え合えるよう、ハザードマップに地域住民が経験した近年の災害履歴情報を追加する取組や、風水害等に備えるタイムライン作成の取組の促進を図る。

③地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上

- ・行政と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、地域強靱化に関する情報提供や啓発を行うとともに、地域に密着した公益的企業を防災力強化の担い手として位置付けるなど、地域防災力の向上に資する地元企業やNPO等の多様な主体の活動について積極的な支援を図る。

④高齢者・障害者等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援

- ・災害発生時の早期避難や避難所における生活において支援を必要とする高齢者や障害者等の要配慮者に対し、位置情報や音声読み上げ機能やプッシュ型の情報受発信システムなどデジタルを用いた支援を実施し、移動時の補助や必要な物資の供給、心身のケア等、災害時の地域コミュニティの活動の充実を図る。

⑤地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承

- ・地域の誇りである貴重な文化財の保持は、復旧復興段階における被災地の心の支えや原動力となるため、歴史的な建築物や美術工芸品等が壊滅的な被害を受けないうよう、耐震性・耐火性・防火性の向上の取組について促進を図る。

## 第3章 鹿児島県の地域特性及び災害リスク

### 1 地域特性

#### (1) 地形・地質等

本県は、わが国の西南部・九州の南端に位置し、その広がり、東西約270km、南北約600km、総面積約9,187km<sup>2</sup>、薩摩半島、大隅半島及び獅子島、甌島、草垣島、宇治群島並びに南西に延びる種子島、屋久島、トカラ列島、奄美群島等の島しょなどからなっている。

本県の地形は一般に火山系、小河川と点在する小平野及び約2,643kmに及ぶ長い海岸線が支配的で、火山噴火物の堆積からなるいわゆるシラス台地、丘陵地が大規模に広がっているのが特徴である。

古期岩層より構成される600～800mの山系が本土部の骨格をなし、この山麓を覆ってシラス台地、シラス丘陵地が広く発達し、地形を単調にしている。これらの山系に端を発し各斜面に向かって流れる河川は、川内川をはじめ、菱田川、天降川、肝属川、万之瀬川等があるが、川内川(137km)を除けばほとんど50km未満の短い河川である。したがって、平地も2～3の河川の河口付近にややまとまってみられる他は、河川に沿って数珠状に狭長に分散分布しているにすぎない。

本土より西南に延びる島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、種子島、奄美群島中の喜界島、沖永良部島、与論島の低平な島を除いては、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢をもつ本県は、他の県に比較して風害、水害、浪害等の発生が多く、これら災害による被害を受けやすい。

また、火山については、霧島山、米丸・住吉池、若尊、桜島、池田・山川、開聞岳、薩摩硫黄島、口永良部島、口之島、中之島、諏訪之瀬島の11の活火山が分布する他、悪石島のように活火山には分類されていないが、現在でも噴気活動を続けている火山島がある。

#### (2) 気象概況

本県は日本の南端に位置し、気候は、海岸を黒潮及びその分流の対馬暖流に洗われ、一般に温暖多雨で、陽光に恵まれた温帯から亜熱帯性気候帯に属しており、海岸地帯と内陸の山間部、また、南北約600kmの広がりを持つ北限と南限では、かなりの差異が認められる。夏から秋にかけて、毎年のように豪雨や台風に見舞われる一方、島しょでは、干ばつの害を受けることもしばしばある。

気温は、年間平均で本土海岸地帯が17～18℃、山間地帯（伊佐盆地附近）が15～16℃、奄美大島が20～22℃である。

降水量は、本土では年間平均2,000～3,000ミリで、特に霧島南麓、大隅半島南東部は多雨域に属する。

島しょ部では、種子島で2,500ミリ前後、屋久島で4,000ミリ、トカラ列島・奄美群島で1,700～3,000ミリであるが、特に屋久島の山岳地帯では、年間8,000～10,000ミリを記録することも稀ではない。雨は梅雨時期から夏にかけて多く、この時期だ

けで年間降水量の約50%に達する。

また、夏から秋にかけての雨は、台風、熱雷に伴う一時的な豪雨が多く、梅雨期の豪雨とともに多くの災害を起こす原因となっている。

### (3) 人口等

本県の人口は、1,588,256人（令和2年国勢調査）となっている。昭和30年には204万人を超えた本県人口は、高度成長期を通じて減少を続け、昭和47年には、170万人まで落ち込んだ。その後増加に転じ、昭和60年には182万人まで回復したが、翌年には再びマイナスに転じ、その後は減少が続いている。

また、本県は、南北600kmにわたる温帯から亜熱帯までの広大な県域に、26の有人離島を有しており、離島人口は、144,976人（令和2年国勢調査）で、長期的には減少傾向が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によれば、本県の総人口は2020年から2050年にかけて、約159万人から117万人に減少すると見込まれている。特に、15歳以上～64歳以下の人口が著しく減少する一方で、65歳以上人口は2025年まで増加し、その後は減少に転じる見込となっている。また、75歳以上人口は2035年まで増加し、その後は減少に転じる見込となっている。

市町村別の人口を見ると、県内最大の人口を擁する鹿児島市は人口約59万人で、政治・経済・文化・交通の中心地となっている。また、霧島市は鹿児島市に次ぐ約12万人の人口を有し、鹿児島湾の玄関、鹿児島空港を擁し、ハイテク産業が立地している。これら2市に姶良市と垂水市を加えた4市の合計人口は県総人口のほぼ半数に達し、鹿児島湾を取り囲むように位置している。

### (4) 地域特性の主な事項

事 項	全国順位	内 容
総面積	10	9,186 km <sup>2</sup>
海岸線延長	3	2,643 km
年平均気温	2	19.3 °C
離島面積	1	2,482 km <sup>2</sup>

資料：県勢概要（R6.4）

## 2 災害リスク

### (1) 地震・津波（南海トラフ地震）

南海トラフ地震については、発生の切迫性が指摘されており、平成25年12月施行の「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、出水市を除く42市町村が、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるとともに、志布志市、西之表市等の8市町が、津波避難対策を特別に強化すべき「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

#### ○ 南海トラフ地震における被害想定結果

事 項	内 容
建物被害（棟）	全壊・消失 14,900（うち火災 70） 半壊 45,900
人的被害（人）	死者数 2,000（津波等） 負傷者 1,300
上水道被害（人）	断水人口（被災直後） 118,300
下水道被害（人）	支障人口（被災直後） 10,300
電力被害（軒）	停電軒数（被災直後） 2,600
通信被害（回線）	固定電話不通回線数（被災直後） 2,900
ガス（プロパン除く）被害（戸）	供給停止戸数（被災直後） 2,300
道路施設被害（箇所）	450
鉄道（新幹線含む）施設被害（箇所）	120
避難者数〔うち避難所〕（人）	被災1日後 48,900〔30,800〕 被災1週間後 47,200〔28,200〕 被災1か月後 47,800〔14,300〕

物資（食料）需要量 （食）	被災1日後 110,800 被災1週間後 101,700 被災1か月後 51,700
災害廃棄物発生量 （万トン）	130
孤立する可能性のある集落数（集落）	38
被害額（億円）	14,600

資料：鹿児島県地震等災害被害予測調査（H26.2）

## (2) 風水害・土砂災害（平成5年鹿児島豪雨，平成22年奄美豪雨，平成5年台風第13号）

本県の気象災害のうち、特に災害の大きいのは台風である。本県は、九州の最南端にあって、九州を襲う台風の猛威に真先にさらされることが最大の原因である。また、本県は長い海岸線に囲まれ、南に開いた長い鹿児島湾を抱え、その上特殊土壌（シラス）地帯が多いために、台風に伴う暴風、大雨、高潮、あるいは塩風等の被害が多い。

平成5年台風第13号は、戦後屈指の強さの台風と言われ、薩摩半島南部に上陸し、暴風と激しい大雨により死者33名を含む大きな被害をもたらすなど、近年になって大型の台風の来襲が多くなっている。

本県においては、近年における既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年（1993年）8月5日～7日にかけての大雨（いわゆる鹿児島豪雨）及び平成22年（2010年）10月18日～21日にかけての大雨（いわゆる奄美豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成5年（1993年）9月1日～3日にかけての台風第13号による大雨・暴風と同程度の台風による被害と同程度の災害を災害リスクとして位置付ける。

### ○ 過去の被害の総括表

災害名 (年月日)	鹿児島豪雨 (平成5年8月6日)	奄美豪雨 (平成22年10月20日)	台風第13号 (平成5年9月3日)
気象概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間最大雨量 56mm (鹿児島) 6日19時</li> <li>65mm (入来峠) 6日18時</li> <li>・日最大雨量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間最大雨量 78.5mm (名瀬) 20日16時</li> <li>89.5mm (古仁屋) 20日13時</li> <li>・日最大雨量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大瞬間風速・風向 59.1m/s (種子島)</li> <li>南 3日15:45</li> <li>・最大風速・風向</li> </ul>

		259mm (鹿児島) 6日 369mm (川内) 6日 ・総降水量の最大値 392mm (川内) 5～7日	622mm (名瀬) 20日 286.5mm (古仁屋) 20日 ・総降水量の最大値 766.5mm (名瀬) 18～21日	33.7m/s (沖永良部) 南 3日02:40 ・総降水量の最大値 373mm (高峠) 2～3日
人的被害	死者数 行方不明 重傷 軽傷	48人 1人 12人 52人	3人 — 1人 1人	33人 — 15人 160人
建物被害	全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水	298戸 193戸 588戸 9,378戸 2,754戸	10戸 443戸 12戸 116戸 851戸	226戸 706戸 31,899戸 1,381戸 3,903戸

資料：鹿児島県地域防災計画

### (3) 火山噴火（桜島大正大噴火（1914年））

桜島は、始良カルデラの南縁に形成された成層火山で、その火山体は、北岳（標高1,117m）と南岳（標高1,040m）の2つの主成層火山が重なってひとつの桜島火山を形成している。これら主成層火山の山腹には歴史時代の活動によって形成された火口（大正噴火や昭和噴火の火口等）、火砕丘（鍋山、蝦ノ塚等）、溶岩ドーム（フリハタ山、湯之平、権現山、ハルタ山、引ノ平等）がある。

山腹から山麓にかけては、昭和溶岩、大正溶岩、安永溶岩、文明溶岩等の歴史時代の溶岩流が広がっているほか、噴出年代の明らかになっていない溶岩流が広い範囲に分布している。

また、赤生原から白浜にかけてや、赤水から野尻にかけての山麓には河川・溪流から流下した土石流によって形成された火山麓扇状地が発達している。

桜島は約13,000年前から活動をはじめ、その後13回の大規模な軽石噴火を繰り返し、火砕流や溶岩流を噴出しながら成長し現在に至っている。

大正噴火では、爆発的噴火により多量の火山灰が降下堆積し、その後、西側斜面で火砕流が発生し、さらに、東と西の斜面から溶岩が流下し、それぞれ海まで達した。特に、東側に流下した溶岩は瀬戸海峡を埋め、桜島は大隅半島と陸続きになった。

なお、大正噴火で降下堆積した火山灰やレキ・軽石は約6億トンで、その大部分は噴火開始の1月12日10時過ぎから翌日夜にかけて約1日半に噴出したものと推定されている。

厚い軽石・火山灰に覆われた大隅半島では、噴火後、河川の上流では土石流や泥流

による土砂災害が頻繁に発生し、また、中・下流では異常な土砂流出による河床上昇と氾濫による河川災害が頻繁に発生している。

同じ地域あるいは河川で災害が繰り返され、桜島に近い垂水村では噴火の年だけで災害発生回数は11回を数え、その後、土砂災害・河川災害は減少しながらも、大正10（1921）年頃まで継続している。

土石流は、軽石・火山灰の厚さが30cm以上のところに分布しており、河川の氾濫は鹿児島湾だけでなく志布志湾に流入する河川にも広く及んでいる。

土石流・洪水流の発生状況を鹿児島地方気象台における当時の降水量と対比すると、噴火直後においては、より少ない降水量でも土石流、洪水が発生していることに注目する必要がある。

○被害記録が残っている桜島の噴火

年 月 日	記 事
1914（大正3年1月12日）	大噴火。大きな地震の頻発、井戸水の水量や温度の変化、地熱の上昇等の前兆現象が起る。1月12日10時頃西斜面と東斜面鍋山付近から噴火。両火口から火砕流と溶岩流が発生。溶岩流は海まで達した。火山灰が厚く堆積。 地震・噴火の被害は死者29人。住家の全半壊315棟。

資料：鹿児島県地域防災計画

## 第4章 脆弱性評価

### 1 評価の枠組み及び手順

基本法では、基本計画の案の作成に当たり、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行うことが規定されている。

脆弱性評価は、本県の大規模自然災害に対する脆弱性を調査し、評価するいわば県土の健康診断であり、必要な施策の効率的・効果的な実施につながることから、県地域計画を進めるうえで、必要不可欠なプロセスである。

県では、「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）（令和5年10月内閣官房国土強靱化推進室）」に準じ、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行った。

#### (1) 想定するリスク

県民生活・県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、県地域計画においては、第3章に記載したとおり、過去に県内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る被害想定等を踏まえ、今後、鹿児島県に甚大な被害をもたらすと想定される南海トラフ地震、集中豪雨、台風、火山噴火などの大規模自然災害全般をリスクの対象とする。

また、これらの大規模自然災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることも想定しておく。

#### (2) 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、基本計画の施策分野を参考に、次のとおり個別施策分野として9分野、横断的の分野として6分野を設定した。

(個別施策分野)

- ① 行政機能／警察・消防等／防災教育等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業（エネルギー、情報通信、産業構造）
- ⑤ 交通・物流
- ⑥ 農林水産
- ⑦ 県土保全
- ⑧ 環境
- ⑨ 土地利用（県土利用）

---

\*1 脆弱：脆くて弱い性質または性格のことである。

(横断的分野)

- ① リスクコミュニケーション<sup>\*1</sup>
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策
- ⑤ 離島・半島
- ⑥ デジタル活用

### (3) 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画に掲げられている35の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本県の地域特性等を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (6)	回避すべき起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) (31)
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	1-6 火山噴火や火山噴出物の流動等による多数の死者数の発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することによ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多

\*1 リスクコミュニケーション：公と民が双方向でコミュニケーションを行うことにより、リスクに関する共通意識を持ち、相互理解を図ること。

り，関連死を最大限防ぐ		数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3. 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化，社会の混乱
	3-2	県内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による企業活動等の停滞
	4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災，爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う，県民生活・地域経済活動への甚大な影響
	4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う，生産活動への甚大な影響
	4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
5. 情報通信サービス，電力等ライフライン，燃料供給関連施設，交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに，早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により，インターネット・SNSなど，災害時に活用する情報サービスが機能停止し，情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所，送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで，陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流機能等への甚大な影響
6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により，復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家，コーディネーター，ボランティア，NPO，企業，労働者，地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

#### (4) 評価の実施手順

31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行施策を抽出し、現行施策で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。さらに、分野ごとの取組状況が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

なお、各取組の進捗状況を把握するため、分析・評価にはできる限り指標を活用した。

## 2 評価のポイント

評価結果は、別紙1、2のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

### (1) 重点化を図りつつ、ハード対策とソフト対策の適切な組合せが必要

防災・減災など地域強靱化に関する施策については、各部局の計画に沿って取組を進めている。しかし、これまでの想定を超える災害が発生していること、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、地域強靱化に関する施策をその基本目標（人命を守る、被害を最小限にする、重要施設が致命傷を負わない、早期に復旧復興を行う）に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図るとともに、部局横断的な施策の連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

### (2) 代替性・冗長性<sup>\*1</sup>の確保とBCP<sup>\*2</sup>（事業継続計画）の策定・実効性担保が必要

大規模な自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ体制の整備等により、

\*1 冗長性：余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること。リダンダンシーともいう。

\*2 BCP：「業務継続計画」のこと。企業等が災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。

代替性・冗長性を確保する必要がある。

また、BCPの策定とその不断の見直し及び訓練実施等による実効性担保は、災害発生時にも被災地の業務を継続し、地域経済の停滞を防止する上で必要不可欠である。

### **(3) 国・市町村・防災関係機関・民間等との連携が必要**

個々の施策の実施主体は、県だけでなく、国・市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたる。県以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化及び市町村に対する適切な支援が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

### **(4) より良い復興 (Build Back Better) を意識した備えが必要**

災害時の迅速な復旧復興は重要であるが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来のあり方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを実践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要がある。

## 第5章 地域強靱化の推進方針

### 1 施策分野

県地域計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した、以下の9の個別施策分野と6の横断的分野とする。

(個別施策分野)

①行政機能／警察・消防等／防災教育等，②住宅・都市，③保健医療・福祉，④産業（エネルギー，情報通信，産業構造），⑤交通・物流，⑥農林水産，⑦ 県土保全，⑧環境，⑨土地利用（県土利用）

(横断的分野)

①リスクコミュニケーション，②人材育成，③官民連携，④老朽化対策，⑤離島・半島，⑥デジタル活用

### 2 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

1で設定した15の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。

これらの15の推進方針は、6つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものである。

なお、推進方針における個別事業については、別冊「地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧」（以下、「取組等一覧」）に記載する。また、取組等一覧に記載している内容については、事業の進捗状況や社会情勢等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

#### ① 個別施策分野（9分野）

##### 1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等

(公共施設の耐震化の促進)

活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。また、計画的に老朽化対策に取り組む。

1-1⑥， 2-3①， 3-2①【保福，土木，危機，出納，教育，警察】

(防災訓練や防災教育等の推進)

学校や職場，地域の自治組織，自主防災組織等を通じ，継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また，推進にあたっては，消防・警察等の関係機関と更に連携を図る。

1-1⑨， 1-3⑬【危機，教育】

(避難生活の環境改善に資する避難所の防災機能等の強化促進)

避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備、空調設置や非常用電源の確保、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化を促進する。

1-1⑩【危機】

(南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び対策の促進)

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村における南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び計画に基づく地震・津波対策を促進する。

併せて、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更等を踏まえた見直し等を促進する。

1-1⑪, 1-3⑪【危機】

(自主防災組織等や消防団の充実強化)

自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。

1-1⑫, 1-2②, 2-1⑧, 3-2⑤【危機】

(地震等災害被害予測調査の見直し)

地震による多数の死傷者の発生を防止するためには、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

1-1⑬【危機】

(的確な交通規制等の実施)

交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報<sup>\*1</sup>の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する交通管制システムを運用する。

1-1⑭, 1-2⑧, 2-4⑤【警察】

(交通情報収集・共有・情報提供のための体制整備・運用)

官民が保有するプローブ情報の活用による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が円滑に行われるよう支援する。

2-1⑬【警察】

---

\*1 プローブ情報：プローブ情報サービス：自動車が走行中に発信する情報等を整理統合し、様々な情報（コンテンツ）を提供する情報サービスのこと。

(交通管制システム、交通安全施設等の整備)

交通情報の集約、官民の自動車プローブ情報の活用等により、道路交通の混乱を最小限に抑えるため、交通管制システムの整備・運用を推進する。信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備を進める。

2-2⑪, 2-5①, 3-1③, 5-1⑩【警察】

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動用など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る。

1-2①, 1-3⑩, 1-4⑤, 1-5④, 3-1②, 5-3⑥【警察】

(火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策、電気火災対策の推進)

火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。

1-2③【危機】

(救助活動能力(体制、装備資機材)の充実向上)

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT\*)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。

1-2④【保福、危機】

(避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等)

避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、市町村における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する。

1-3①【土木、危機】

(津波避難計画の周知及び適切な見直し)

平成30年12月時点で津波による被害のおそれのある海岸線を有するすべての市町村(39市町村)で津波避難計画の策定がなされたところであるが、津波避難困難地域の抽出や津波避難タワー等の建設によるその解消等、津波避難計画の周知及び見直しを行い、津波からの円滑な避難を実現する。

1-3⑧【危機】

---

\*1 DMAT:「災害派遣医療チーム」のこと。大規模災害が発生した現場等において、災害急性期(おおむね48時間以内)の活動を担う。

(外国人が迅速・的確に避難行動をとるための取組の促進)

外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化や、外国人に対する地域コミュニティへの参加促進、災害や避難に関する知識の普及など、市町村の取組を促進するとともに、県の取組を強化する。

1-3⑫【男女，観文，危機】

(地区防災計画の作成促進)

地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市町村と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

1-3⑭，1-4⑫，2-3⑪【危機】

(個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進)

個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る。

1-3⑮，2-1⑩【危機】

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握)

被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術やSNSも活用し、災害発生時の迅速な捜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制を整備する。

1-3⑯，2-6⑥【危機，警察】

(防災情報の高度化，地域水防力の強化)

防災情報の高度化，地域水防力の強化，洪水等を想定した避難訓練等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する。

1-4②【危機】

(県防災アドバイザーの活用等による防災啓発の促進)

県防災アドバイザーの活用等による地域住民への防災講座等に引き続き取り組み、地域の防災啓発を促進する。

1-5⑥【危機】

(防災気象情報の利活用の促進)

防災気象情報の的確な情報伝達や利活用方法等について引き続き取り組み、市町村の防災対応の支援を行う。

1-5⑦【危機】

(噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化)

常時観測火山の5火山については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップ<sup>\*1</sup>の作成・配布などの対応が図られており、引き続き、火山防災協議会等の構成機関相互の連携を図り、避難体制強化のために、関係市町村及び防災関係機関と連携した防災訓練など所要の対応を行う。

1-6①【危機】

(情報伝達手段の多重化)

火山噴火や避難に関する情報について、地域住民のみならず、観光客や外国人等にも迅速かつ確実に伝達することが重要であり、多様な情報伝達手段の確保を図る。

1-6②【危機】

(警察施設・消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐災害性を強化するとともに、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

2-1①【危機、警察】

(警察、消防の体制等強化、災害派遣チーム等の人材の養成・確保)

警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成、道路啓開<sup>\*2</sup>等を担う建設業の人材確保を推進する。さらに、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE<sup>\*3</sup>)など派遣隊の受入体制を整えておく。

2-1⑤【保福、土木、危機、警察】

(災害対応業務の標準化・共有化)

災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく取組を進める。

2-1⑥【危機、警察】

---

\*1 ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

\*2 道路啓開：災害による道路損傷、倒壊物等の瓦礫、放置車両などで塞がれた道路を、緊急車両等の通行のため1車線でも通れるように早急に必要最低限の瓦礫処理や段差修正を行い、救助・救援ルートを確保すること。

\*3 TEC-FORCE：「緊急災害対策派遣隊」のこと。大規模な自然災害等に際して、被災地の早期復旧等に対する技術的支援を行う。

(防災関係機関等と連携した防災訓練の実施)

自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の防災関係機関との連携とともに、防災対策に資する民間企業も参加した防災訓練を引き続き実施し、災害時における協力体制の更なる強化を図る。

2-1⑨【危機】

(警察施設の耐災害性の強化)

警察施設の耐震性を促進し、老朽化した警察施設の建て替えを進め、災害時における警察機能の確保を確保する。

2-1⑫, 2-3⑯, 3-1①【警察】

(電力供給遮断時の電力確保)

防災拠点においては、災害応急対策の指揮、情報伝達のための電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。

2-3②, 3-2②【出納, 警察】

(県立学校の避難所の老朽化対策)

避難所指定を受けた体育館については、計画的に老朽化対策を実施している。なお、非常用電源などの防災機能の充実については、今後も避難所を指定している市町村と連携を図る。

2-3③【教育】

(避難所運営マニュアルの策定及びその運営体制の確保)

各地域においては、地震発生等の災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定し、その内容を踏まえた運営体制を整備する。

2-3⑦【危機】

(応急給水体制の整備)

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う。

2-3⑨, 4-4①【保福】

(市町村による被災者台帳作成の事前準備の促進)

大規模災害時の市町村においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、市町村において、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する。

2-3⑫, 3-2⑥, 6-1①【危機】

(福祉避難所及びその運営体制の確保)

市町村に対し、一般的な避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制の確保を促進する。

2-3⑬【危機】

(指定避難所及び各家庭等における備蓄の整備促進)

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

また、災害の発生に備えた自助の取組として、各家庭や集合住宅単位でも、食料や飲料水など必要な物資を備蓄するとともに、ラジオなど防災に関する情報を収集する手段を確保するよう、防災啓発に努める。

2-3⑭【危機】

(L P ガス・関連機器の普及)

災害時の燃料として有効性が高いL P ガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する。

2-4⑬【危機】

(行政機関の機能低下の防止)

県内行政機関等（警察含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。

2-6④【危機、警察】

(通信手段の早期復旧及び多重化)

民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る。

2-6⑦【危機、警察】

(救命・救助活動や支援物資搬入に係る進入手段・ルートの情報共有及び確保)

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を図る。また、農道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する。

2-6⑧【環林、農政、土木、危機、警察】

(県内自治体のBCP見直し等)

県内自治体におけるBCPの見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取組を進める。

3-2③【危機】

(県内自治体の受援計画の策定及び防災訓練の実施等による人的支援に係る受援体制の実効性確保)

被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、県内自治体における人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、人的支援に係る受援体制の実効性を確保する。

3-2④【危機】

(コンビナート周辺対策)

大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。

4-2①, 5-3①【環林, 保福, 危機】

(コンビナート等防災計画の見直し)

県が実施した石油コンビナート等防災アセスメント調査結果に基づき、平成28年3月に県石油コンビナート等防災計画を見直した。今後、防災に関する諸情勢の変化、科学的調査研究の成果等により、適宜見直しを図る。

4-2③, 5-3③【危機】

(コンビナート災害に備えた総合防災訓練の実施)

関係機関による総合防災訓練を年1回実施し、防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害防止と防災活動の円滑な実施を図る。

4-2④, 5-3④【危機】

(水道施設の耐震化等の推進)

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する。

4-4②【保福】

(「九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」の締結)

大規模災害時に被災した工業用水道施設を速やかに復旧するため、九州管内工業用水道事業者間での災害時等の相互応援体制を整える。また迅速な対応を取るために、備蓄品把握等の必要情報の交換及び訓練を定期的に行う。

4-4③, 5-3⑤【土木】

(県庁LAN, LGWANの見直し)

県庁LANについては、令和4年3月のネットワーク更新で本庁と出先機関の間の通信経路を冗長化(二重化)し、ネットワークの強靱化を図っている。

全国の自治体を結ぶ通信インフラであるLGWANについては、令和7年10月の更新に向け、J-LIS及び県内各市町村との協議を既に完了している。今後は、各市町村がスムーズに次期LGWANへ移行できるよう情報提供・助言を行うとともに、移行後の利用増大を見据えた最適な通信回線の構築により、通信経路の冗長化(二重化)を行い、災害時等のネットワークの強靱化を図る。

5-1②【総政】

(情報伝達手段の多重化, 確実化)

Jアラート<sup>\*1</sup>の自動起動装置の活用や防災行政無線の適切な維持・更新及びデジタル化の推進, Lアラート<sup>\*2</sup>情報の迅速かつ確実な伝達の推進, 警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多重化を図る。また、他の情報システムとの連携や衛星通信など最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ確かな災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る。さらに、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保し、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める。

5-1⑦【危機, 警察】

(半島地域の災害対策の推進)

令和6年能登半島地震や、令和6年9月の豪雨災害で明らかとなった課題に対応し、半島地域の災害対策を充実させることが求められる。

国土強靱化基本計画, 水循環基本計画と連携し、道路, 港湾, 上下水道, 通信基盤等の防災対策を強化するため、半島地域のインフラが優先的に整備されるよう、県開発促進協議会等を通じて半島振興道路整備事業債の拡充などを要望する。

5-5⑨【総政】

(災害教訓の伝承による防災啓発の取組促進)

過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝承するため、大規模災害に関する記録を整理・保存するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えて、防災啓発を図る。

6-2①【危機】

---

\*1 Jアラート:「全国瞬時警報システム」のこと。大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を、通信衛星を利用して、瞬時に地方自治体に伝達する。

\*2 Lアラート:「災害情報共有システム」のこと。地方自治体が発信する避難勧告や避難所の開設状況等の災害情報を集約し、テレビ, ラジオ, インターネット等の多様なメディアを通じて住民に伝達する。

(ボランティア活動の支援体制の強化)

避難生活支援として、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成する研修の実施や当該人材と地域・避難所との調整を図る仕組みの構築を検討する。

6-2②【保福，危機】

(小規模市町村における災害時初動対応力の強化)

小規模市町村においては、専任の防災担当職員が不在又は少数であるなど、大規模災害発生時における対応能力に課題もあることから、災害初動対応業務に係る研修や訓練の実施等を通じて、小規模市町村の災害対応能力の強化を図る。

6-2③【危機】

(建設関係団体との応急復旧体制の強化，建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結，建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが，復興を支える人材等（専門家，コーディネーター，労働者，地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また，地震・津波，土砂災害，雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少，技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり，担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

6-2④【土木】

(文化財の保護管理)

貴重な文化財の喪失等を防ぐため，文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い，文化財の耐震化，防災設備の整備等を今後も促進する。

6-5①【教育】

(世界文化遺産の管理保全)

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」については，世界遺産条約に基づき，当該構成資産の世界遺産価値の保護，保全及び次世代への継承に取り組む責務がある。

県内構成資産が鹿児島市の定める管理保全計画に基づき適切な管理保全が行われるとともに，当該構成資産の価値及び保全の必要性について理解増進を図られるよう普及啓発・情報発信に取り組む。

6-5②【観文】

## 2) 住宅・都市

### (住宅・建築物の耐震化の促進)

市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

1-1①, 1-2⑦, 2-1⑪, 2-2⑬, 2-3⑮, 2-7⑤【土木】

### (土地区画整理事業の推進)

住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、市町村の土地区画整理事業を指導・支援するなど、都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する。

1-1⑤, 1-2⑤【土木】

### (造成宅地の防災・減災対策の促進)

盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握対策等を促進する。

1-1⑦【土木】

### (多数の者が利用する建築物の耐震化の促進)

不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

1-1⑧【土木】

### (都市公園事業の推進・指導)

市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する。

1-1⑮, 1-2⑥, 2-5③【土木】

### (避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等)

避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、市町村における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する。

1-3①【土木、危機】

### (水道施設の耐震化等の推進)

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

2-4①, 5-4①【保福】

(応急給水体制の整備)

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口 9 県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う。

2-4⑩【保福】

(一時滞在施設の確保)

帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。

2-5②【危機】

(下水道 B C P の策定及び充実)

下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道 B C P を策定したところであり、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

2-7②, 5-4⑤【土木】

(下水道施設の耐震化等の推進)

液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず、また、下水処理場での埋設管や機器が破損するなど、下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や、緊急輸送路に埋設されている管路など、重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する。

2-7④, 5-4⑦【土木】

(水道事業の広域連携の推進)

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、「鹿児島県水道広域化推進プラン」に基づく取組の中で、危機管理体制の整備やデジタル技術の活用等を進めていく。

4-4⑤, 5-4⑥【保福】

(応急仮設住宅建設候補地リスト作成)

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

6-4①【土木】

(災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定)

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

6-4②【土木】

(災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定)

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

6-4③【土木】

(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定)

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

6-4④【土木】

### 3) 保健医療・福祉

(医療・社会福祉施設の耐震化)

建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

1-1②, 2-3⑤【保福】

(DMA Tの整備)

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるDMA Tを養成するために、日本DMA Tが実施する専門的な研修受講及び訓練への参加をさせる。

2-1⑦【保福】

(広域医療搬送拠点の整備)

災害発生時に重症患者等を被災地外へ航空機等で搬送する際の臨時的な医療施設を整備する。

2-2③【保福】

(災害拠点病院の施設等の整備)

災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を14か所指定しており、災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

2-2④, 2-4⑪【保福】

(災害時の医療機関の対応マニュアルの作成)

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画(BCP)の作成を促進する。

2-2⑤【保福】

(災害時の社会福祉施設の業務継続計画(BCP)の作成)

災害発生時でも必要なサービスが継続できる体制を構築するため、社会福祉施設における業務継続計画(BCP)の作成を促進する。

2-3⑥【保福】

(広域災害救急医療情報システム (EMIS<sup>\*1</sup>) の活用)

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISの活用し、災害発生時に迅速な医療の提供を促進する。

2-2⑥【保福】

(災害医療コーディネート体制の整備)

県災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について整備を進める。

2-2⑦【保福】

(災害応急医療マニュアルの見直し)

大規模・突発的な広域災害時の救急医療における対応等を示した「災害応急医療マニュアル」について、随時内容の見直しを行う。

2-2⑧【保福】

(ドクターヘリの運航体制の充実)

救急医療体制の充実・強化を図るため、引き続き県本土・熊毛地域・奄美地域を対象とするドクターヘリの安定的な運用を行う。

2-2⑨【保福】

(医療救護活動の体制整備)

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、救護所等における医療救護活動等の体制整備を図っているが、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、引き続き医療救護活動等の体制整備に努める。

2-2⑩【保福】

(DPAT<sup>\*2</sup>の整備)

災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができるDPATを養成するために、県が指定する専門的な研修の受講や訓練への参加を促進する。

2-2⑫, 2-3④【保福】

---

\*1 EMIS : 「広域災害救急医療情報システム」のこと。災害時に、都道府県を越えて医療機関の稼働状況などの災害医療情報をインターネット上で共有し、被災地域における適切な医療・救護に関わる情報を集約・提供する。

\*2 DPAT : 「災害派遣精神医療チーム」のこと。災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

(D C A T<sup>\*1</sup>の整備)

現状は人材養成研修や伝達訓練を実施している。実際の派遣は令和6年能登半島地震が初めてであったため、今後ノウハウ等の蓄積を図る。

2-3⑧【保福】

(D H E A T<sup>\*2</sup>の体制構築)

被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため専門的な研修訓練を受けた災害時健康危機管理支援チーム(D H E A T)の構成員の養成を促進する。

2-3⑩【保福】

(医療用資機材・医薬品の供給体制の整備)

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがある。このため、鹿児島県医薬品卸業協会、鹿児島県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会と協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図っている。引き続き、協定を更新するとともに、必要に応じ協定内容を見直すなど、円滑な供給体制の整備に努める。

2-4⑦【保福】

(医療用資機材・医薬品等の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがある。このため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として、県内7か所の病院に、医薬品・医療用資機材等を備蓄している。引き続き、備蓄品目の見直しや更新を行うとともに適正な保管管理を行う。

2-4⑧【保福】

(輸血用血液製剤の確保)

大規模災害時には、輸血用の血液製剤が不足するおそれがある。このため、血液製剤が的確に確保されるよう、血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液製剤が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

2-4⑨【保福】

(感染症の発生・まん延防止)

浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。

感染症の発生予防、まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、消毒指示を行

---

\*1 D C A T : 「災害派遣福祉チーム」のこと。災害時に避難所等で福祉支援を行う。

\*2 D H E A T : 「災害時健康危機管理支援チーム」のこと。被災自治体の保健医療分野の指揮調整機能の円滑な実施のための応援を行う。

う保健所と消毒等を実施する市町村との連携した取組に努める。

コロナ禍において、医療機関等で使用するマスク等が不足したことから、医療機関用等のマスク、ガウン等を備蓄する。

2-7①【保福】

(予防接種の推進及びワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握)

災害時には、避難所等において感染症が拡大するおそれがある。

感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。

また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の県内の在庫状況の把握に努める。

2-7③【保福】

#### 4) 産業（エネルギー、情報通信、産業構造）

(企業におけるBCP策定等の支援)

自然災害等に対する事業継続の備えを怠った場合、売上の急激な減少に見舞われ、事業の縮小や廃業が増えるおそれが高まる。また、雇用や技術、ノウハウが失われ、地域経済への影響が危惧される。人手不足等でBCP策定はハードルが高いと感じている企業も多いため、簡易版BCPである事業継続力強化計画の策定や同計画をベースとしたBCPの策定を伴走支援することにより、県内中小企業のBCP策定を後押しし、事業継続力を強化する。

4-1④【商工】

(企業の防災対策関連施設等の整備の支援)

県内企業のBCP対策を促進し、雇用機会の確保を図るため、企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する。

4-1⑤【商工】

(石油コンビナートエリア内企業の連携)

石油コンビナートエリア内企業の連携の促進・持続的な推進など事業者における取組を強化する。

4-2②, 5-3②【危機】

(情報通信機能の耐災害性の強化)

震度6弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。

5-1①【危機】

(光ファイバ等の整備促進)

本県の光ファイバ整備率（令和4年度末時点の世帯カバー率）は99.32%で全国40位であり、未整備の地域が残っている。

住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、光ファイバ未整備の市町村において整備が進むよう情報提供・助言するとともに、引き続き全国知事会等を通じて支援制度の拡充を要望する。

5-1③【総政】

(携帯の不感地域の解消)

（令和5年度末時点で）本県の携帯電話の不感地域（要望のある箇所）は18市町村、62地区である。

そのため、県としては、通信事業者に不感地域の解消に係る要望を行うとともに、市町村が実施する基地局整備等の支援を行っており、引き続き支援に取り組む。

5-1④【総政】

(離島におけるテレビ中継局の更新)

多くの離島を有する本県においては、十島村以南の離島だけでテレビ中継局が25局整備されているが、地上デジタル放送への移行時（H19～H22）に整備したこれらの中継局が10年以上経過し老朽化している。

離島においては台風等の災害も多く、災害時において、住民や観光客等に被災情報や避難情報等を確実に伝達するため、今後、中継局の更新がスムーズに進むよう、県としては、引き続き開発促進協議会等を通じて、支援制度の拡充を要望するとともに、放送事業者による今後の検討状況を注視しながら、可能な取組について検討する。

5-1⑤【総政】

(辺地共聴施設の維持)

（令和3年9月15日時点で）県が所管している共聴施設数は306であり、地上デジタル放送への移行時（H19～H22）に整備した共聴施設が10年以上経過し老朽化している。

災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設について、県としては、市町村が実施する共聴施設の更新等を促進するために、情報提供や助言を行うとともに、引き続き県開発促進協議会等を通じて支援制度の拡充を要望する。

5-1⑥【総政】

(河川砂防情報システムの耐災害性の強化)

県防災無線網の通信路途絶により、河川砂防情報システムが情報収集できなくなることを防ぐため、通信手段の多重化を進める。

5-1⑧【土木】

(防災拠点等への再エネ設備等の導入支援)

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る。

5-2①【危機】

(県内商工会・商工会議所と市町村が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定)

商工会・商工会議所が関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画を作成したものを認定し、体制・取組を強化する。

6-6①【商工】

## 5) 交通・物流

(交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化)

港湾、空港、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

1-1③, 5-5⑧【土木】

(無電柱化等の推進)

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める取組を進める。

1-1④【土木】

(緊急輸送道路上の橋梁の耐震化(大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策))

緊急輸送道路のうち、大規模地震に見舞われる確率の高い地域に位置する橋梁の耐震化を進める。

1-1⑭【土木】

(高規格道路等の整備推進)

災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシー<sup>\*1</sup>の向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイ

---

\*1 リダンダンシー：余分な部分が付加されていること。また、それにより、機能の安定化が図られていること。冗長性ともいう。

ル<sup>\*2</sup>を含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する。

1-3④, 2-1③, 2-2①, 2-4④, 2-6①,  
4-1③, 4-3③, 5-5④【土木】

(県管理空港のA2-BCP<sup>\*3</sup>策定等)

空港内の浸水や情報伝達の不備により避難行動が阻害されることによって、多数の死者が発生するおそれがある。

このため、空港の避難対策を検討する上では、空港毎に津波シミュレーション等により、津波による浸水域及び浸水深等を把握し、津波浸水予想図を作成しておく必要がある。

また、既存の連絡体制を有効に活用しつつ、津波情報の入手や避難の指示の判断、避難誘導、空港内の避難場所の提供及び避難者の二次避難場所の確保など、空港におけるBCPの策定を進める。

1-3⑨【土木】

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める。

2-1②, 4-3⑨, 5-5②【土木】

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

2-1④, 2-2②, 2-4③, 2-6③, 4-1②,  
4-3②, 5-5①, 6-6②【商工, 土木】

---

\*2 ラストマイル：物流においては、物資の最終拠点から目的地（避難所等）までの最後の区間のこと。

\*3 A2-BCP：空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化したもの。A2は「Airport」（空港）と「Advanced」（高度な）の意。

(災害拠点病院等への緊急輸送道路の確保)

DMA T等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。また、患者及び医薬品等の搬送ルート of 優先的な確保など取組を進める。

2-2⑭【土木】

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

2-2⑮, 2-4⑭, 2-6⑨, 5-5⑦【土木】

(物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施する

2-4②【商工, 土木】

(備蓄物資の供給体制等の強化)

県備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保を行うため、搬出・搬入等を行う関係機関との連携や調整などを強化する取組を進める。

2-4⑥【危機】

(県内自治体の受援計画の策定等及び国の「新物資システム (B-P L o)」の操作方法等の習熟)

被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、県内自治体における物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定、物資拠点の拡充等の促進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する。

また、国の「新物資システム (B-P L o)」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す。

2-4⑫, 4-3④【危機】

(孤立集落を未然に防止するための災害に強い道路づくりの推進)

孤立化のおそれのある集落へのアクセスに配慮するため、崩土や落石等の危険性がある箇所の法面对策や橋梁の耐震対策などを着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

2-6②【土木】

(孤立集落対策のための緊急輸送道路等の確保)

孤立集落対策として、道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。

2-6⑩【環林，商工，農政，土木】

(食料等の物資供給の確保)

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

4-1①【土木】

(港湾BCPの策定)

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。

このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定されたBCPに基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

4-1⑥，4-3⑩，5-5⑤【土木】

(道路情報提供装置の整備)

災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る。

5-1⑨，6-6③【土木】

(道路の防災対策の推進)

道路施設が被災すると避難・救助活動，応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

5-5③【土木】

(「道の駅」の防災機能強化の推進)

災害発生時に地域の防災拠点としての機能を発揮するため、非常用電源設備や備蓄倉庫等の防災設備の整備を図り、救命・救急活動，物資集配，住民避難，食糧供給などの拠点としての機能強化を図る。

5-5⑥【土木】

## 6) 農林水産

### (農業用ため池の防災・減災対策の推進)

決壊すると多大な影響を与えるため池の改修を推進する。

1-4⑨【農政】

### (農業用ため池の防災・減災対策の推進)

ため池等の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため総合的な防災・減災対策を推進する。

4-3⑦【農政】

### (農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の防災・減災対策の推進)

農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の整備・改修等を推進する。

1-4⑩【農政】

### (適切な森林整備の推進)

適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

1-5⑤, 4-5①【環林】

### (水産物の安定供給)

大規模自然災害により、漁港施設が被災した場合、漁業活動に支障が生じ、食料の安定供給に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき、市場への水産物の流通を支援できるよう、流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性能を確保する必要がある。施設の機能診断を行い、長寿命化を図りつつ、対策を推進するための取組を充実する。

4-3①【商工】

### (漁港BCPの実効性向上)

大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となつて、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないよう、水産物流通の拠点となる漁港で策定した漁港BCPの実効性を高めていく。

4-3⑤【商工】

### (農道・農道橋の防災・減災対策の推進)

農道・農道橋の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する。

4-3⑥【農政】

(農業農村整備に係る防災・減災対策の促進)

農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。

4-3⑧【農政】

(農業水利施設の戦略的な維持管理・機能強化)

農業水利施設の被害に伴う用水供給途絶等を防止するため、戦略的な維持管理・機能強化を推進する。

4-4④【農政】

(鳥獣被害防止対策の推進)

野生鳥獣による農作物被害により、営農意欲の減退を招き、荒廃農地発生の要因となる。このため、市町村等と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、総合的かつ一体的に推進する。

4-5③【農政】

(鳥獣害対策の強化)

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する。

4-5④【環林】

(林業就業者の確保)

森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等を図る。

4-5⑤【環林】

(農村集落機能の維持)

農村において集落機能を維持するために、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備を推進する。

4-5⑩【農政】

(農業集落排水施設の老朽化対策の推進)

農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。

5-4②【土木】

(漁業集落排水施設の老朽化対策の推進)

漁村地域における生活排水処理は辺地等に位置し、沿岸に面した小規模施設が多く、自然災害等による長期間の機能停止が想定される。このため、漁業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する。

5-4④【商工】

## 7) 県土保全

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う。

1-3②, 2-2⑱, 2-6⑬【商工, 土木】

(海岸施設の機能の検証)

建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。このため、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について重点的な海岸堤防の施設の整備を推進しているが、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討を進める。

1-3③【商工, 土木】

(海岸防災林の整備)

津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。

1-3⑤, 4-5⑦【環林】

(水門、樋門等の操作等)

津波等が発生した際に水門、樋門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このため、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要があることから、河川部の操作施設については令和6年4月1日より水門等管理規程を改正し、海岸部の操作施設については令和5年8月より順次操作業務委託契約を締結し、操作者の安全確保に関する規程を追加した。

近年、高齢化等により地域住民からの操作員の確保が困難な地域も存在し、また、今後の河川整備の進捗に伴う河川管理施設の増加を考慮すると、操作員の確保はさらに困難になることが想定されることから、土地利用状況や地域の実情を勘案した上で適正な水門等の管理を行うこととし、必要に応じて、無動力化(フラップゲート化等)に取り組み、適正な維持管理機能を確保する。

1-3⑥【商工, 土木】

(津波ハザードマップの作成支援)

建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。

現在、津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、市町村における津波ハザードマップの作成支援など、ソフト対策を推進する。

1-3⑦【商工，土木】

(河川堤防等の地震・津波対策の推進)

大規模地震・津波が想定される地域等の河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備を推進する。

1-3⑰， 2-2⑰， 2-6⑪【土木】

(海岸保全施設の整備（高潮対策，侵食対策）)

大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。

気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策，侵食対策を進める。

1-3⑱， 2-2⑱， 2-6⑫【土木】

(高潮ハザードマップの作成支援)

一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進める。

豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、高潮等による浸水被害を想定したハザードマップ及びGISデータの作成を進める。

1-3⑲【土木】

(津波災害警戒区域の指定)

津波防災地域づくりを推進するため、津波災害ハザードエリアからの移転を促進するとともに、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練を進める。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年変更）を踏まえて地震・津波対策を着実に講じる。

1-3⑳【土木】

(河川改修等の治水対策の推進)

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削，築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており

現在の取組について、整備の必要性，緊急性，地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上，水防拠点の整備を進める。

1-4①， 2-2⑳， 2-6⑭【土木】

(雨量や河川水位などの防災情報の提供)

浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。現在、河川砂防情報システムにより、雨量や河川水位等の防災情報をインターネット等により広く一般住民に提供するとともに、市町村の避難勧告等の判断を支援しているところであり、今後とも、より一層の周知及び活用支援に努め、地域防災力の強化を図っていく。

1-4③【土木】

(内水対策にかかる人材育成)

広域かつ長期的な市街地等の浸水が想定される。内水対策についてより迅速な対応を行うため、下水道部局の人材育成を推進する。

1-4④【土木】

(ダムの老朽化対策の推進)

ダムの損壊等に伴う洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「ダム長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、施設改良・柔軟な運用等による機能強化を推進する。

1-4⑥, 2-2③, 2-6⑰【土木】

(河川管理施設の老朽化対策の推進)

河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「河川管理施設長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する取組を推進する。

なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化（フラップゲート化等）に取り組み、適正な維持管理機能を確保する。

1-4⑦, 2-2②, 2-6⑱【土木】

(県管理河川のうち洪水予報河川及び水位周知河川におけるタイムライン<sup>\*1</sup>の策定)

災害時の被害を最小限にするため、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画の策定を推進する。

1-4⑧【土木】

---

\*1 タイムライン：防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。

(総合土砂管理に資するストックヤードの確保)

流域治水の推進に向けて、山地から海岸までの土砂移動に関する課題に対して、河川等に堆積した土砂を侵食が進む箇所投入するなど、土砂の有効活用による対策を実施するため、国や各自治体が連携して、ストックヤードを確保するなど、総合土砂管理の視点から土砂の円滑な調達体制を構築する。

1-4⑬【土木】

(気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画の見直し)

気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画の見直しを行い、今後将来にわたっての海岸堤防の整備や侵食対策の推進に努める。

1-4⑭【土木】

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備を推進する。

1-4⑮， 2-2⑳， 2-6⑮【土木】

(多自然川づくりの推進)

自然環境が有する多様な機能を防災・減災等に活用するグリーンインフラの考え方を実現するため、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出するなど多自然川づくりを推進する。

1-4⑯【土木】

(防災情報の高度化)

水害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低コストな浸水センサー設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度向上を推進するなど、防災情報の更なる高度化を図る。

また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

1-4⑰【土木】

(洪水ハザードマップの作成支援)

多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、県が指定した洪水浸水想定区域に基づき、市町村が作成する洪水ハザードマップの作成支援をはじめとしたソフト対策を推進する。

1-4⑱【土木】

(気候変動の影響を考慮した治水計画の策定)

気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備や下水道・海岸の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、流域治水プロジェクトに基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。

1-4⑱【土木】

(流域治水の推進)

気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河道の拡幅などのハード対策や水位情報の提供などのソフト対策をはじめ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水プロジェクトの取組を重点的・集中的に実施する。

特に、近年著しい浸水被害が発生した河川等において、流域治水を強力に推進するための法的枠組みとなる「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、特定都市河川の指定や流域水害対策協議会の設置による流域治水の取組体制の強化を図り、総合的な浸水被害対策を盛り込んだ流域水害対策計画に基づき取組を推進する。

1-4⑳, 6-1㉓【土木】

(ダムの情報網整備)

気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダムの流入量や放流量、貯水位などの各種データを一元的に管理する情報網を整備する。

1-4㉔【土木】

(ダムの貯水池機能の回復)

気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、ダムの貯水池機能が低下した場合、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組む。

1-4㉕【土木】

(治山事業の推進)

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する。

1-5①, 2-6⑤, 4-5②【環林】

(土砂災害防止施設整備の推進)

豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える礎的なインフラを守るため、引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木対策を推進する。

1-5②【土木】

(土砂災害警戒区域等の指定推進)

頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する。

1-5③【土木】

(土砂・洪水氾濫対策の推進)

将来見込まれる気候変動を踏まえて、過去に発生履歴を有する等、土砂・洪水氾濫の蓋然性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する等、対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定した上で、必要な対策を講じる。

1-5⑧【土木】

(砂防設備等の老朽化対策の推進)

砂防設備等の機能を確実に発揮させるため、トータルコストの縮減、費用の平準化の観点から、予防保全型の維持管理を進める。

1-5⑨【土木】

(土砂災害防止施設および緊急対策資機材の整備推進)

火山噴火緊急減災対策砂防計画を整備し、資機材の整備や監視・観測機器の整備等の「平常時からの対策」と、除石や緊急調査の実施等の「緊急時の対策」を、ハード・ソフト両面から機動的に実施できる体制の整備を進める。

1-6③【土木】

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める。

2-1②, 2-2⑩, 6-2⑤【土木】

(木材の供給・利用の促進)

豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するには、引き続き、CLT等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。

4-5⑧【環林】

(災害時における海岸漂着物等の回収・処理の推進)

災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下が起り得ることから、回収・処理等を実施する。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗させる。

4-5⑨【環林】

(浄化槽台帳システムの整備等)

浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

5-4③【土木】

(里山林等の保全管理)

大規模災害が発生した場合、里山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林が荒廃することが想定される。防災の観点から森林環境の保全を図る。

6-1②【環林】

(浸水対策)

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進する。

6-4⑤【商工，土木】

## 8) 環境

(気候変動適応策の推進)

気候変動及びその影響・予測等の実施や文献レビュー等による情報収集を継続して行うとともに、市町村に対する技術的助言や、県民・事業者への気候変動に関する情報提供と適応策の普及啓発を図る。

1-4⑪【環林】

(有害物質の流出対策等)

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国と連携して対応する。

4-2⑤【環林】

(自然公園等施設の老朽化対策等)

自然公園において、災害時の利用者の避難経路の確保等が課題となっている。このため、老朽化した登山道の補修等を推進する。

4-5⑥【環林】

(循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物処理施設等の整備の促進)

大規模自然災害が発生した場合、廃棄物処理施設やし尿処理施設が被災し、生活ごみやし尿の処理に支障を来すことが想定される。このため、市町村における廃棄物処理施設等の耐震対策等を促進する。

6-3①【環林】

(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、市町村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、鹿児島県産業資源循環協会と協定を締結しているところであるが、さらなる協力体制の実効性向上を図る。

6-3②【環林】

(災害廃棄物処理計画の実効性の確保・向上)

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、大量の災害廃棄物が発生することから、市町村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。早急な復旧復興のためには、災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めることに加え、市町村災害廃棄物処理計画の確認・見直しや、人材育成を行うなど、計画の実効性向上の確保・向上に資する、平時からの取組を促進する。

6-3③【環林】

(自然環境の魅力向上)

世界自然遺産の価値である生態系や生物多様性等は、外来種の移入や人為的な影響により、損失するおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、希少種保護対策や外来種対策、利用の適正化、普及啓発などの遺産の価値の維持に取り組む必要がある。自然公園利用者に係る災害被害の防止・軽減のためには、老朽化施設の補修等だけでなく、利用ルールの遵守など利用者や地域住民の理解・協力も欠かせない。このため、自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する必要がある。

6-5③【環林】

## 9) 土地利用（県土利用）

（地籍調査）

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

6-4⑥【農政】

## ② 横断的分野（6分野）

### 1) リスクコミュニケーション

- 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市町村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で適切な避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織や自主防災組織等を通じた、継続的な防災訓練や防災教育等の推進、住民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画策定等の促進など、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる。  
また、防災知識の普及や防災教育においては、災害から受ける影響やニーズは女性と男性では異なることを認識し、防災訓練等の実施においては、女性の積極的な参加を促進する。
- リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上や、災害後の被災者の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進する。また、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を進める。さらに、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する。
- 「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携して更に拡大させ、地域防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開するとともに、地域強靱化に対する県民の意識を高める取組を促進する。
- BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等を進める。

## 2) 人材育成

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災関係機関における人材の育成を推進する。  
また、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。
- 被災地における医療機能等の確保を図るため、医療・福祉等の支援チーム（DMAT、DPATなど）や、その派遣調整業務を担う災害医療コーディネーターの養成を図る。
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る。
- 現場技術者等の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した道路や河川等の防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICTなどの施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材の確保を図る。
- 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進等するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する。

## 3) 官民連携

- 道路啓開・航路啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を促進する。これを実効あるものとするために、県と民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な訓練の実施等を推進する。また、市町村等と連携を図り、自主防災組織の充実強化を促進する。
- 災害時において個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、市町村や関係機関との連携体制の構築を図る。
- 物流機能やサプライチェーンを維持するため、物流事業や製造業、農林水産業等に携わるBCP未策定企業に対し、BCP策定への理解促進を図るとともに、関係機関と連携したBCPの策定を促進する。

## 4) 老朽化対策

- 県有施設等は老朽化が進みつつあり、今後、多くの施設において大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等にかかる経費はますます増加することが見込まれるが、平成27年3月に策定した鹿児島県公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）に基づき、施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る。
- 施設の点検・診断を実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診

断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築を推進する。

- インフラの維持管理・更新に係る担い手の減少や財政負担が懸念されていることに鑑み、ドローンやAI、レーダーやセンサーを利用した検査対象物を破壊することなく内部の状態を把握する技術などを積極的に活用するとともに、点検・補修データの利活用などDXを進めることにより、防災インフラの維持管理・更新を効率的に対応できるよう実施体制の構築を図る。

## 5) 離島・半島

- 離島・半島における陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、降灰対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 離島において大規模自然災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食等について、計画的な備蓄を行う。
- 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島の被災地、及び半島における陸上交通が寸断した被災地においては、多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。また、離島港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。さらに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策・老朽化対策を実践的に実施する。
- 離島における大規模自然災害の発生等により、必要な救助、避難等が円滑に行われるよう、平常時から防災訓練の実施等を通じた関係機関相互の連携強化に努める。また、火山噴火の影響等により、島外への避難が必要な事態に備え、あらかじめ、避難手段や避難先を選定しておくなど事前対策の充実を図る。
- 離島・半島において県や市町村など防災関係機関における情報伝達手段として、防災行政無線（地上系、衛星系）など各種通信機能の適切な維持管理を行うとともに、テレビやラジオ等を通じた地域住民等への防災に関する情報の適切な伝達を図る。

## 6) デジタル活用

- 防災関係機関による被災状況の迅速な把握や、応急活動の現場の状況報告や情報集約・情報共有等にデジタル機器を活用するとともに、国の「総合防災情報システム」等との連携を行うなど、災害初動対応における正確な状況判断を行うための取組を図る。
- 被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISを活用し、災害発生時に迅速な医療の提供を促進する。

- 国の「新物資システム（B－P L o）」等の情報ネットワークを活用し，災害時における避難所への支援物資の輸送等について迅速かつ効率的な対応を行うための取組を図る。
- 防災インフラに関する施設台帳や図面のデジタル化を進めるとともに，民間企業における財務・経理情報のデジタル化など，災害時の早期復旧や事業継続につながる取組を促進する。
- 国土強靱化の取組を効率的に進めるため，施工現場における自動化・遠隔化・ICTなど施工技術の普及を促進するなど，デジタル技術の活用や通信環境の整備を図る。
- インフラの維持管理・更新に係る担い手の減少や財政負担が懸念されていることに鑑み，ドローンやA I，レーダーやセンサーを利用した検査対象物を破壊することなく内部の状態を把握する技術などを積極的に活用するとともに，点検・補修データの利活用などD Xを進めることにより，防災インフラの維持管理・更新を効率的に対応できるよう実施体制の構築を図る。

## 第6章 県地域計画の推進と不断の見直し

### 1 他の計画等の必要な見直し

県地域計画は、地域の強靱化の観点から、県における県地域計画以外の総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、県地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、県地域計画との整合性を図っていく。

### 2 県地域計画の不断の見直し

本県の地域強靱化の実現に向けては、中長期的な展望を描きつつ、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国全体の強靱化政策の推進状況等に応じた施策の推進が必要となることから、県地域計画の推進期間は概ね5年間（令和7年度から令和11年度まで）とする。

なお、計画期間内においても、施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により、見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとする。

### 3 リスクシナリオごとの施策の推進と重点化

推進方針の策定に当たっては、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、施策の重点化を行いながら進める必要がある。

このため、第4章で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、「人命の保護」を最優先として、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度などの視点や、国の基本計画との一体性等を総合的に勘案し、31の「回避すべき起きてはならない最悪の事態」のうち、重点化すべきリスクシナリオとして、次のとおり、18のリスクシナリオを選定した。

この重点化したリスクシナリオについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局等における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとする。

事前に備えるべき目標(5)	重点化すべき回避すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）(18)
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（た

		め池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
	1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊, 土砂・洪水氾濫, 天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
	1-6	火山噴火や火山噴出物の流動等による多数の死者数の発生
2. 救助・救急, 医療活動が迅速に行われるとともに, 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより, 関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊, 警察, 消防, 海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルートの途絶, エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境, 不十分な健康管理がもたらす, 多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等, 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
3. 必要不可欠な行政機能を確保する	3-2	県内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う, 県民生活・地域経済活動への甚大な影響
	4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
5. 情報通信サービス, 電力等ライフライン, 燃料供給関連施設, 交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに, 早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により, インターネット・SNSなど, 災害時に活用する情報サービスが機能停止し, 情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク(発電所, 送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【重点化の視点】

事 項	内 容
影響の大きさ	当該施策を講じない場合，大規模自然災害の発生時にどの程度重大な影響を及ぼすか。
緊急度	想定するリスクに照らし，どの程度の緊急性があるか。
施策の進捗	全国水準や指標目標に照らし，どの程度進捗しているか。
平時の活用	当該施策が，大規模自然災害の発生時のみならず，平時の課題解決にも有効に機能するものか。
地域特性	当該施策が，本県の地域特性に関し効果的かどうか。

## 重要業績指標<sup>\*1</sup>

重点化すべき回避すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（18）	重要業績指標
1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	<p>【土木】住宅の耐震化率：82%（R5）→概ね解消（R12）</p> <p>【土木】多数の者が利用する建築物の耐震化率：92%（R5）→概ね解消（R12）</p> <p>【保福】災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率：100%（R6）→100%（R11）</p> <p>【土木】土地区画整理事業（換地処分済）147地区4,909.8ha（R6）→164地区5,619.6ha（R22）</p> <p>【土木】大規模盛土造成地の安全性把握調査の着手率：16%（R5）→60%（R7）</p> <p>【土木】緊急輸送道路上の耐震化済橋梁数（大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策）0橋（R6）→12橋（R11）</p>
1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	<p>【保福，土木，危機，出納，教育，警察】防災拠点となる公共施設等の耐震化率：93.2%（R4）→100%（R11）</p>
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	<p>【土木】県管理河川の整備率：55.3%（R5）→57.5%（R11）</p> <p>【土木】海岸保全施設（高潮対策）の整備率（延長ベース）：23%（R5）→100%（R11）</p> <p>【土木】海岸保全施設（侵食対策）の整備率（延長ベース）：24%（R5）→81%（R11）</p> <p>【土木】市町村における高潮ハザードマップの作成数：0市町村（R5）→39市町村（R11）</p> <p>【土木】高規格道路等供用延長及び供用率： 高規格幹線道路 L=210.5km，85%（R6）→L=218.3km，88%（R11） 高規格道路 L=112.5km，62%（R6）→L=119.9km，66%（R11）</p> <p>【危機】南海トラフ地震防災対策推進計画の策定市町村数：34市町村（R5）→対象の全市町村（R11）</p>
1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による	<p>【土木】県管理河川の整備率：55.3%（R5）→57.5%（R11）</p> <p>【土木】県管理河川における想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図の作成率：5.2%（R5）→100%（R7）</p> <p>【土木】海岸保全基本計画の見直し策定率：0%（R5）→100%（R11）</p>

\*1 重要業績指標：目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。

	洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊，土砂・洪水氾濫，天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	【土木】土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査完了箇所数：23,445箇所（R5）→約28,000箇所（R11）
1-6	火山噴火や火山噴出物の流動等による多数の死者数の発生	【危機】市町村防災行政無線のデジタル化：37市町村（R6）→43市町村（R11）
2-1	自衛隊，警察，消防，海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	【保福，土木，危機，出納，教育，警察】防災拠点となる公共施設等の耐震化率：93.2%（R4）→100%（R11） 【警察】警察施設の耐震化率：99%（R6）→100%（R11） 【土木】高規格道路等供用延長及び供用率： 高規格幹線道路 L=210.5km，85%（R6）→L=218.3km，88%（R11） 高規格道路 L=112.5km，62%（R6）→L=119.9km，66%（R11） 【土木】耐震強化岸壁整備港湾数： 3港湾，21%（R5）→4港湾，29%（R11） 防波堤整備率： L=15,339m，82.5%（R5）→L=15,639m，84.1%（R11） 【保福】DMA T数：27チーム（R5）→51チーム（R11）
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶，エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	【保福】災害拠点病院の耐震化率：100%（R6）→100%（R11） 【保福】DMA T数：27チーム（R5）→51チーム（R11） 【土木】高規格道路等供用延長及び供用率 高規格幹線道路 L=210.5km，85%（R6）→L=218.3km，88%（R11） 高規格道路 L=112.5km，62%（R6）→L=119.9km，66%（R11） 【土木】住宅の耐震化率：82%（R5）→概ね解消（R12） 【土木】多数の者が利用する建築物の耐震化率： 92%（R5）→概ね解消（R12） 【土木】県管理河川の整備率：55.3%（R5）→57.5%（R11） 【土木】海岸保全施設（高潮対策）の整備率（延長ベース）： 23%（R5）→100%（R11） 【土木】海岸保全施設（侵食対策）の整備率（延長ベース）： 24%（R5）→81%（R11）
2-3	劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理がもたらす，多数の被災者の健康・心理状態の悪化死者の発生	【土木】住宅の耐震化率：82%（R5）→概ね解消（R12） 【土木】多数の者が利用する建築物の耐震化率： 92%（R5）→概ね解消（R12）

2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等，生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	<p>【土木】高規格道路等供用延長及び供用率 高規格幹線道路 L=210.5km, 85% (R6)→L=218.3km, 88% (R11) 高規格道路 L=112.5km, 62% (R6)→L=119.9km, 66% (R11)</p> <p>【危機】県内自治体の受援計画の策定数： 県及び27市町村 (R6) → 県及び全市町村 (R11)</p>
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<p>【土木】耐震強化岸壁整備港湾数： 3港湾, 21% (R5) →4港湾, 29% (R11) 防波堤整備率： L=15,339m, 82.5% (R5) →L=15,639m, 84.1% (R11)</p> <p>【土木】県管理河川の整備率：55.3% (R5) →57.5% (R11)</p> <p>【土木】海岸保全施設（高潮対策）の整備率（延長ベース）： 23% (R5) →100% (R11)</p> <p>【土木】海岸保全施設（侵食対策）の整備率（延長ベース）： 24% (R5) →81% (R11)</p>
3-2	県内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<p>【保福，土木，危機，出納，教育，警察】防災拠点となる公共施設等の耐震化率：93.2% (R4) →100% (R11)</p> <p>【危機】県内自治体の受援計画の策定数： 県及び27市町村 (R6) → 県及び全市町村 (R11)</p>
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う，県民生活・地域経済活動への甚大な影響	<p>【土木】高規格道路等供用延長及び供用率： 高規格幹線道路 L=210.5km, 85% (R6)→L=218.3km, 88% (R11) 高規格道路 L=112.5km, 62% (R6)→L=119.9km, 66% (R11)</p> <p>【危機】県内自治体の受援計画の策定数： 県及び27市町村 (R6) → 県及び全市町村 (R11)</p> <p>【土木】耐震強化岸壁整備港湾数： 3港湾, 21% (R5) →4港湾, 29% (R11) 防波堤整備率： L=15,339m, 82.5% (R5) →L=15,639m, 84.1% (R11)</p>
4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下	<p>【環林】再造林面積： 年間1,134ha (R5) →年間1,200ha (R10)</p>
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により，インターネット・SNSなど，災害時に活用する情報サービスが機能停止し，情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	<p>【危機】市町村防災行政無線のデジタル化： 37市町村 (R6) → 43市町村 (R11)</p>

5-2	電力供給ネットワーク（発電所，送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	【土木】農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断： 100%（R6）→100%（R11）※供用20年経過した施設 【土木】下水道BCPの策定数： 17市町村（R5）→18市町村（100%）（R10）
5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	

※指標については，主に県が推進主体となる施策のうち，指標化や目標値の設定が可能なものについて記載している。

#### 4 市町村地域強靱化計画の策定

地域強靱化を実効あるものとするためには，国・県のみならず市町村や民間事業者を含め，関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。

また，市町村が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて，市町村が地域強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは，市町村住民の生命と財産を守るのみならず，経済社会活動を安全に営むことができる市町村づくりを通じて，市町村の経済成長にも資するものであり，極めて重要なことである。

市町村地域強靱化計画（以下「市町村地域計画」という。）は県地域計画との整合が必要であり，また，市町村地域計画の中で県の施策等の位置付けを検討する場合も想定されることから，市町村地域計画の見直しに当たっては，市町村と県が十分に連携・協力する必要がある。

このため，県は市町村地域計画の不断の見直しが図られるよう，国の動向や県地域計画に関する情報を積極的に提供する。

## 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

## 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- ①【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(医療・社会福祉施設の耐震化)

- ②【保福】建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

(交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化)

- ③【土木】港湾、空港、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

(無電柱化等の推進)

- ④【土木】電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

(土地区画整理事業の推進)

- ⑤【土木】住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、市町村の土地区画整理事業を指導・支援するなど、都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

(公共施設の耐震化の促進)

- ⑥【保福、土木、危機、出納、教育、警察】活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。また、計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。

(造成宅地の防災・減災対策の促進)

- ⑦【土木】盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を促進する必要がある。

(多数の者が利用する建築物の耐震化の促進)

- ⑧【土木】不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

(防災訓練や防災教育等の推進)

- ⑨【危機、教育】学校や職場、地域の自治組織、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関と更に連携を図る必要がある。

(避難所における避難生活の環境改善に資する取組促進)

- ⑩【危機】避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備、空調設置や非常用電源の確保、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化を促進する。

(南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び対策の促進)

- ⑪【危機】南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村における南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び計画に基づく地震・津波対策を促進する必要がある。

併せて、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更等を踏まえた見直し等を促進する必要がある。

(自主防災組織等や消防団の充実強化)

⑫【危機】自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

(地震等災害被害予測調査の見直し)

⑬【危機】地震による多数の死傷者の発生を防止するためには、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。

(緊急輸送道路上の橋梁の耐震化(大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策))

⑭【土木】緊急輸送道路のうち、大規模地震に見舞われる確率の高い地域に位置する橋梁の耐震化を進める必要がある。

(都市公園事業の推進・指導)

⑮【土木】市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する必要がある。

(的確な交通規制等の実施)

⑯【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する交通管制システムを運用する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【土木】住宅の耐震化率:82%(R5)

【保福】災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率:100%(R6)

【土木】土地区画整理事業(換地処分済):147地区 4,909.8ha(R6)

【保福, 危機, 出納, 教育, 警察】公共施設等の耐震化率:93.2%(R4)

【出納】公共施設の耐震化:防災拠点となる8施設12棟は耐震化済み。

【土木】多数の者が利用する建築物の耐震化率:92%(R5)

【危機】自主防災組織率:92.6%(R6.4)

【危機】南海トラフ地震防災対策推進計画:81%(34市町村で作成済み)

【危機】地震等災害被害予測調査の実施:H25年度実施

【土木】大規模盛土造成地の安全性把握調査の着手率:16%(R5)

【土木】都市公園数:1,378箇所(1,953.28ha)(R5.3)

【土木】耐震化済橋梁数:0橋

## 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

①【警察】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る必要がある。

(自主防災組織等や消防団の充実強化)

②【危機】自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

(火災予防・被害軽減, 危険物事故防止対策, 電気火災対策の推進)

③【危機】火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。

(救助活動能力(体制, 装備資機材)の充実向上)

④【保福, 危機, 警察】大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

(土地区画整理事業の推進)

⑤【土木】住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、市町村の土地区画整理事業を指導・支援するなど、都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

(都市公園事業の推進・指導)

⑥【土木】市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

⑦【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(的確な交通規制等の実施)

⑧【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する交通管制システムを運用する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【危機】自主防災組織率:92.6%(R6.4)

【土木】土地区画整理事業(換地処分済):147地区 4,909.8ha(R6)

【土木】都市公園数:1,378箇所(1,953.28ha)(R5.3)

【土木】住宅の耐震化率:82%(R5)

【土木】多数の者が利用する建築物の耐震化率:92%(R5)

### 1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

〈脆弱性の分析・評価,課題の検討〉

(避難場所や避難路の確保,避難所の耐震化の促進等)

①【土木,危機】避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、市町村における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

②【商工,土木】高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う必要がある。

(海岸施設の機能の検証)

③【商工,土木】建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。このため、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について重点的な海岸堤防の施設の整備を推進しているが、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討する必要がある。

(高規格道路等の整備推進)

④【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れているため、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する必要がある。

(海岸防災林の整備)

⑤【環林】津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る必要がある。

(水門,樋門等の操作等)

⑥【商工,土木】津波等が発生した際に水門,樋門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水

被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このため、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要があることから、河川部の操作施設についてはR5年8月より順次操作業務委託契約を締結し、操作者の安全確保に関する規程を追加した。

近年、高齢化等により地域住民からの操作員の確保が困難な地域も存在し、また、今後の河川整備の進捗に伴う河川管理施設の増加を考慮すると、操作員の確保はさらに困難になることが想定されることから、土地利用状況や地域の実情を勘案した上で適正な水門等の管理を行うこととし、必要に応じて、無動力化(フラップゲート化等)に取り組み、適正な維持管理機能を確保する必要がある。

(津波ハザードマップの作成支援)

- ⑦【商工、土木】建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、市町村における津波ハザードマップの作成支援など、ソフト対策を推進する必要がある。

(津波避難計画の周知及び適切な見直し)

- ⑧【危機】平成30年12月時点で津波による被害のおそれのある海岸線を有するすべての市町村(39市町村)で津波避難計画の策定がなされたところであるが、津波避難困難地域の抽出や津波避難タワー等の建設によるその解消等、津波避難計画の周知及び見直しを行い、津波からの円滑な避難を実現する必要がある。

(県管理空港のA2-BCP策定等)

- ⑨【土木】空港内の浸水や情報伝達の不備により避難行動が阻害されることによって、多数の死者が発生するおそれがある。

このため、空港の避難対策を検討する上では、空港毎に津波シミュレーション等により、津波による浸水域及び浸水深等を把握し、津波浸水予想図を作成しておく必要がある。

また、既存の連絡体制を有効に活用しつつ、津波情報の入手や避難の指示の判断、避難誘導、空港内の避難場所の提供及び避難者の二次避難場所の確保など、空港におけるBCPの策定を進める必要がある。

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

- ⑩【警察】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る必要がある。

(南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び対策の促進)

- ⑪【危機】南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村における南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び計画に基づく地震・津波対策を促進する必要がある。併せて、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更等を踏まえた見直し等を促進する必要がある。

(外国人が迅速・的確に避難行動をとるための取組の促進)

- ⑫【男女、観文、危機】外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化や、外国人に対する地域コミュニティへの参加促進、災害や避難に関する知識の普及など、市町村の取組を促進するとともに、県の取組を強化する必要がある。

(防災訓練や防災教育等の推進)

- ⑬【危機、教育】学校や職場、地域の自治組織、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関と更に連携を図る必要がある。

(地区防災計画の作成促進)

- ⑭【危機】地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市町村と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図っていくことが必要である。

(個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進)

- ⑮【危機】個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る必要がある。

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握)

⑯【危機、警察】被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術やSNSも活用し、災害発生時の迅速な捜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制を整備する必要がある。

(河川堤防等の地震・津波対策の推進)

⑰【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備が必要である。

(海岸保全施設の整備(高潮対策, 侵食対策))

⑱【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う必要がある。  
気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める必要がある。

(高潮ハザードマップの作成支援)

⑲【土木】一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進める必要がある。  
豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、高潮等による浸水被害を想定したハザードマップ及びGISデータの作成を進める必要がある。

(津波災害警戒区域の指定)

⑳【土木】津波防災地域づくりを推進するため、津波災害ハザードエリアからの移転を促進するとともに、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練を進める必要がある。  
南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和元年変更)を踏まえて地震・津波対策を着実に講じる必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【危機】津波避難計画の周知及び適切な見直し:

標高掲示板の設置 100%

標高マップの作成 92%(R元.7)

【土木】高規格道路等の供用延長及び供用率:

高規格幹線道路 L=210.5km, 85%(R6)

高規格道路 L=112.5km, 62%(R6)

【土木】県管理空港のA2-BCPの策定数:7空港

【土木】海岸堤防等の長寿命化計画に基づく整備率(延長ベース):22%(R5)

【商工】水門、樋門等を有する県管理漁港海岸数:18海岸(R5)

【危機】南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び対策の促進:

81%(34市町村で作成済み)

【危機】地区防災計画を有する市町村数:27市町村(R6.4)

【危機】個別避難計画の市町村毎の作成状況:未策定の市町村なし

【土木】海岸保全施設(高潮対策)の整備率(延長ベース):23%(R5)

【土木】海岸保全施設(侵食対策)の整備率(延長ベース):24%(R5)

【土木】市町村における高潮ハザードマップの作成数:0市町村(R5)

【土木】南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における津波災害警戒区域の指定市町村:  
1市(R5末)

【土木】市町村における津波ハザードマップの作成数:39市町村(R5)

#### 1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(河川改修等の治水対策の推進)

①【土木】過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備を進める必要がある。

(防災情報の高度化, 地域水防力の強化)

②【危機】防災情報の高度化, 地域水防力の強化, 洪水等を想定した避難訓練等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが, 大規模水害を未然に防ぐため, それらを一層推進する必要がある。

(雨量や河川水位などの防災情報の提供)

③【土木】浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。現在, 河川砂防情報システムにより, 雨量や河川水位等の防災情報をインターネット等により広く一般住民に提供するとともに, 市町村の避難勧告等の判断を支援しているところであり, 今後とも, より一層の周知及び活用支援に努め, 地域防災力の強化を図っていく必要がある。

(内水対策にかかる人材育成)

④【土木】広域かつ長期的な市街地等の浸水が想定される。内水対策についてより迅速な対応を行うため, 下水道部局の人材育成を推進する必要がある。

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

⑤【警察】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう, 被害情報収集や人命救助活動など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに, 災害警備訓練を継続実施し, 対処能力の向上を図る必要がある。

(ダムの老朽化対策の推進)

⑥【土木】ダムの損壊等に伴う洪水により, 住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては, 鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「ダム長寿命化計画」に基づき, 予防保全対策などを計画的に実施し, 長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに, 施設改良・柔軟な運用等による機能強化を推進する必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策の推進)

⑦【土木】河川管理施設の損壊等に伴う浸水により, 住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については, 鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「河川管理施設長寿命化計画」に基づき, 予防保全対策などを計画的に実施し, 長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに, 河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。

なお, 人為的操作を伴う施設については, 省力化・効率化を図るため, 修繕や更新にあたり, 必要に応じて, 無動力化(フラップゲート化等)に取り組み, 適正な維持管理機能を確保する必要がある。

(県管理河川のうち洪水予報河川及び水位周知河川におけるタイムラインの策定)

⑧【土木】災害時の被害を最小限にするため, 災害の発生を前提に, 防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で, 「いつ」, 「誰が」, 「何をするか」に着目して, 防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画を策定する必要がある。

(農業用ため池の防災・減災対策の推進)

⑨【農政】決壊すると多大な影響を与えるため池の改修を推進する必要がある。

(農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の防災・減災対策の推進)

⑩【農政】農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の整備・改修等を推進する必要がある。

(気候変動適応策の推進)

⑪【環境】気候変動及びその影響・予測等の実施や文献レビュー等による情報収集を継続して行うとともに, 市町村に対する技術的助言や, 県民・事業者への気候変動に関する情報提供と適応策の普及啓発を図る必要がある。

(地区防災計画の作成促進)

⑫【危機】地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み, 地域住民等が市町村と連携しながら, 自助・共助による自発的な防災活動を促進し, 地域防災力の強化を図っていくことが必要である。

(総合土砂管理に資するストックヤードの確保)

⑬【土木】流域治水の推進に向けて, 山地から海岸までの土砂移動に関する課題に対して, 河川等に堆積した土砂を侵食が進む箇所投入するなど, 土砂の有効活用による対策を実施するため, 国や各自自治体が連携して, スtockヤードを確保するなど, 総合土砂管理の視点から土砂の円滑な調達体制を構築する必要がある。

(気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画の見直し)

- ⑭【土木】気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画の見直しを行い、今後将来にわたっての海岸堤防の整備や侵食対策の推進に努める必要がある。

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

- ⑮【土木】河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備が必要である。

(多自然川づくりの推進)

- ⑯【土木】自然環境が有する多様な機能を防災・減災等に活用するグリーンインフラの考え方を実現するため、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出するなど多自然川づくりを推進する必要がある。

(防災情報の高度化)

- ⑰【土木】水害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低コストな浸水センサー設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度向上を推進するなど、防災情報の更なる高度化を図る必要がある。

また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する必要がある。

(洪水ハザードマップの作成支援)

- ⑱【土木】多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、県が指定した洪水浸水想定区域に基づき、市町村が作成する洪水ハザードマップの作成支援をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。

(気候変動の影響を考慮した治水計画の策定)

- ⑲【土木】気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備や下水道・海岸の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、流域治水プロジェクトに基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する必要がある。

(流域治水の推進)

- ⑳【土木】気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河道の拡幅などのハード対策や水位情報の提供などのソフト対策をはじめ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水プロジェクトの取組を重点的・集中的に実施する必要がある。

特に、近年著しい浸水被害が発生した河川等において、流域治水を強力に推進するための法的枠組みとなる「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、特定都市河川の指定や流域水害対策協議会の設置による流域治水の取組体制の強化を図り、総合的な浸水被害対策を盛り込んだ流域水害対策計画に基づき取組を推進する必要がある。

(ダムの情報網整備)

- ㉑【土木】気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダムの流入量や放流量、貯水位などの各種データを一元的に管理する情報網を整備する必要がある。

(ダムの貯水池機能の回復)

- ㉒【土木】気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、ダムの貯水池機能が低下した場合、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組んでいく必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【土木】県管理河川の整備率:55.3%(R5)

【土木】タイムラインの策定率:100%(R6)

【危機】地区防災計画を有する市町村数:27市町村(R6.4)

【土木】海岸保全基本計画の見直し策定率:0%(R5末)

【土木】県管理河川における想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図の作成率:5.2%(R5)

- 【土木】市町村における洪水ハザードマップの作成数:16市町村(R5)
- 【土木】気候変動の影響を考慮した河川整備計画の策定:0河川(R5)
- 【土木】特定都市河川の指定数:3河川(R5)
- 【土木】ダムの情報網整備率:50%(R5)

## 1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊, 土砂・洪水氾濫, 天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(治山事業の推進)

- ①【環林】集中豪雨の発生頻度の増加等により, 林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため, 山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について, 治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

(土砂災害防止施設整備の推進)

- ②【土木】豪雨のみならず, 南海トラフ地震等, 将来発生が予想されている大地震を踏まえて, 人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える礎的なインフラを守るため, 引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木対策を推進する必要がある。

(土砂災害警戒区域等の指定推進)

- ③【土木】頻発化する土砂災害に対し, 高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し, 引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに, 気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで, 住民等の円滑な避難を促進する必要がある。

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

- ④【警察】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう, 被害情報収集や人命救助活動用など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに, 災害警備訓練を継続実施し, 対応能力の向上を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進)

- ⑤【環林】適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は, 台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し, 森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため, 計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

(県防災アドバイザーの活用等による防災啓発の促進)

- ⑥【危機】県防災アドバイザーの活用等による地域住民への防災講座等に引き続き取り組み, 地域の防災啓発を促進していく必要がある。

(防災気象情報の利活用の促進)

- ⑦【危機】防災気象情報の的確な情報伝達や利活用方法等について引き続き取り組み, 市町村の防災対応の支援を行う必要がある。

(土砂・洪水氾濫対策の推進)

- ⑧【土木】将来見込まれる気候変動を踏まえて, 過去に発生履歴を有する等, 土砂・洪水氾濫の蓋然性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず, 土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する等, 対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定した上で, 必要な対策を講じていくことが重要である。

(砂防設備等の老朽化対策の推進)

- ⑨【土木】砂防設備等の機能を確実に発揮させるため, トータルコストの縮減, 費用の平準化の観点から, 予防保全型の維持管理を進めていく必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

- 【環林】山地災害危険地区の整備率:59.7%(R5末)
- 【土木】土砂災害警戒区域等の指定に係る基礎調査完了箇所数:23,445箇所(R5)
- 【環林】再造林面積:1,134ha(R5)
- 【危機】出前講座開催数:58回(R5)

## 1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者の発生

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化)

- ①【危機】常時観測火山の5火山については，噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などの対応が図られており，引き続き，火山防災協議会等の構成機関相互の連携を図り，避難体制強化のために，関係市町村及び防災関係機関と連携した防災訓練など所要の対応を行う必要がある。

(情報伝達手段の多重化)

- ②【危機】火山噴火や避難に関する情報について，地域住民のみならず，観光客や外国人等にも迅速かつ確実に伝達することが重要であり，多様な情報伝達手段の確保を図る必要がある。

(土砂災害防止施設および緊急対策資機材の整備推進)

- ③【土木】火山噴火緊急減災対策砂防計画を整備し，資機材の整備や監視・観測機器の整備等の「平常時からの対策」と，除石や緊急調査の実施等の「緊急時の対策」を，ハード・ソフト両面から機動的に実施できる体制の整備を進める必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

- 【危機】市町村防災無線のデジタル化：37市町村(R6)

## 2 救助・救急，医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより，関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊，警察，消防，海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(警察施設・消防施設の耐震化，情報通信機能の耐災害性の強化)

①【危機，警察】地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また，情報通信機能の耐災害性の強化，高度化を着実に推進する必要がある。

(空港の機能確保，津波早期復旧体制の強化)

②【土木】大規模自然災害が発生した場合，空港機能が失われることにより，空路からの物資輸送ができず，被災地における物流機能等の大幅な低下，被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ，救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため，広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定，求められる空港機能，輸送能力等の検討等を行い，空港機能等の確保のために，必要な耐震対策や延命化対策，津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める必要がある。

(高規格道路等の整備推進)

③【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により，リダンダンシーの向上，高速交通ネットワークの構築を進めているが，本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れているため，当該事業を着実に推進するとともに，ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から，国，県道の着実な整備を推進する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

④【商工，土木】大規模自然災害が発生した際，海上からの物資等輸送ができなければ，離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため，海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう，拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに，離島港湾等の静穏度向上を図るなど，港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(警察，消防の体制等強化，災害派遣チーム等の人材の養成・確保)

⑤【保福，土木，危機，警察】警察，消防において災害対応力強化のための体制，装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて，消防団の体制・装備・訓練の充実強化や，水防団，自主防災組織の充実強化，災害派遣医療チーム(DMAT)の養成，道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに，緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など派遣隊の受入体制を整えておく必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化)

⑥【危機，警察】災害対応において関係機関ごとに体制や資機材，運営要領が異なることから，災害対応業務の標準化，情報の共有化に関する検討を行い，必要な事項について標準化を推進するとともに，明確な目標の下に合同訓練等を実施し，災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

(DMATの整備)

⑦【保福】災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるDMATを養成するために，日本DMATが実施する専門的な研修受講及び訓練への参加をさせる必要がある。

(自主防災組織等や消防団の充実強化)

⑧【危機】自主防災組織等の活性化や，消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実，教育訓練等を継続的に推進し，地域防災力の向上を図る必要がある。

(防災関係機関等と連携した防災訓練の実施)

⑨【危機】自衛隊，警察，消防，海上保安庁等の防災関係機関との連携とともに，防災対策に資する民間企業も参加した防災訓練を引き続き実施し，災害時における協力体制の更なる強化を図る必要がある。

(個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進)

⑩【危機】個別避難計画の作成の更なる加速化及び，避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

⑪【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(警察施設の耐災害性の強化)

⑫【警察】警察施設の耐震性を促進し、老朽化した警察施設の建て替えを進め、災害時における警察機能の確保を図る。

(交通情報収集・共有・情報提供のための体制整備・運用)

⑬【警察】官民が保有するプローブ情報の活用による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が円滑に行われるよう支援する必要がある。

(現在の水準を示す指標)

【警察】警察施設の耐震化率:99%(R6)

【土木】高規格道路等の供用延長及び供用率:  
高規格幹線道路 L=210.5km, 85%(R6)  
高規格道路 L=112.5km, 62%(R6)

【土木】耐震強化岸壁整備港湾数:3港湾(R5)  
防波堤整備率:82.5%(R5)

【保福】DMAT数:27チーム(R5)

【危機】自主防災組織率:92.6%(R6.4)

【危機】個別避難計画の市町村毎の作成状況:未策定の市町村なし

【商工】流通拠点漁港及び生産拠点漁港の機能診断着手率:93%(R5)

【土木】住宅の耐震化率:82%(R5)

【土木】多数の者が利用する建築物の耐震化率:92%(R5)

## 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(脆弱性の分析・評価、課題の検討)

(高規格道路等の整備推進)

①【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れているため、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

②【商工、土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(広域医療搬送拠点の整備)

③【保福】災害発生時に重症患者等を被災地外へ航空機等で搬送する際の臨時的な医療施設を整備する必要がある。

(災害拠点病院の施設等の整備)

④【保福】災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を14か所指定しており、災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する必要がある。

(災害時の医療機関の対応マニュアルの作成)

⑤【保福】災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画(BCP)の作成を促進する必要がある。

(広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用)

⑥【保福】被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISの活用し、災害発生時に迅速な医療の提供を促進する必要がある。

(災害医療コーディネート体制の整備)

- ⑦【保福】県災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について整備を進める必要がある。

(災害応急医療マニュアルの見直し)

- ⑧【保福】大規模・突発的な広域災害時の救急医療における対応等を示した「災害応急医療マニュアル」について、随時内容の見直しを行う必要がある。

(ドクターヘリの運航体制の充実)

- ⑨【保福】救急医療体制の充実・強化を図るため、引き続き県本土・熊毛地域・奄美地域を対象とするドクターヘリの安定的な運用を行う必要がある。

(医療救護活動の体制整備)

- ⑩【保福】大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、救護所等における医療救護活動等の体制整備を図っているが、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、引き続き医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

(交通管制システム、交通安全施設等の整備)

- ⑪【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用等により、道路交通の混乱を最小限に抑えるため、交通管制システムの整備・運用を推進する必要がある。信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備を進める必要がある。

(DPATの整備)

- ⑫【保福】災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができるDPATを養成するために、県が指定する専門的な研修及び訓練に参加をさせる必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- ⑬【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(災害拠点病院等への緊急輸送道路の確保)

- ⑭【土木】DMAT等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める必要がある。また、患者及び医薬品等の搬送ルート of 優先的な確保など取組を進める必要がある。

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

- ⑮【土木】道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る必要がある。

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

- ⑯【土木】大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める必要がある。

(河川堤防等の地震・津波対策の推進)

- ⑰【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備が必要である。

(海岸保全施設の整備(高潮対策、侵食対策))

- ⑱【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う必要がある。

気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める必要がある。

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

⑱【商工, 土木】高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新, 集約・再編を行う必要がある。

(河川改修等の治水対策の推進)

⑳【土木】過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削, 築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取組について、整備の必要性, 緊急性, 地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上, 水防拠点の整備を進める必要がある。

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

㉑【土木】河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備が必要である。

(河川管理施設の老朽化対策の推進)

㉒【土木】河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「河川管理施設長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。

なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化(フラップゲート化等)に取り組み、適正な維持管理機能を確保する必要がある。

(ダム等の老朽化対策の推進)

㉓【土木】ダムの損壊等に伴う洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「ダム長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、施設改良・柔軟な運用等による機能強化を推進する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【保福】災害拠点病院及び救急救命センターの耐震化率:100%(R7)

【保福】DPAT数:10チーム(R5)

【土木】高規格道路等の供用延長及び供用率:  
高規格幹線道路 L=210.5km, 85%(R6)  
高規格道路 L=112.5km, 62%(R6)

【商工】流通拠点漁港及び生産拠点漁港の機能診断着手率:93%(R5)

【土木】住宅の耐震化率:82%(R5)

【土木】多数の者が利用する建築物の耐震化率:92%(R5)

【土木】耐震化済橋梁数:0橋

【土木】県管理河川の整備率:55.3%(R5)

【土木】海岸保全施設(高潮対策)の整備率(延長ベース):23%(R5)

【土木】海岸保全施設(侵食対策)の整備率(延長ベース):24%(R5)

【土木】海岸堤防等の長寿命化計画に基づく整備率(延長ベース:22%(R5)

【土木】県管理河川の整備率:55.3%(R5)

## 2-3 劣悪な避難生活環境, 不十分な健康管理がもたらす, 多数の被災者の健康状態の悪化による死者の発生

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(公共施設の耐震化の促進)

①【保福, 土木, 危機, 出納, 教育, 警察】活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。また、計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。

(電力供給遮断時の電力確保)

②【出納、警察】防災拠点においては、災害応急対策の指揮、情報伝達のための電力を確保する必要がある。なお、非常用発電機の老朽化による更新等が課題である。

(県立学校の避難所の老朽化対策)

③【教育】避難所指定を受けた体育館については、計画的に老朽化対策を実施している。なお、非常用電源などの防災機能の充実については、今後も避難所を指定している市町村と連携を図る必要がある。

(DPATの整備)

④【保福】災害発生後に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができるDPATを養成するために、県が指定する専門的な研修及び訓練に参加させる必要がある。

(医療・社会福祉施設の耐震化)

⑤【保福】建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

(災害時の社会福祉施設の業務継続計画(BCP)の作成)

⑥【保福】災害発生時でも必要なサービスが継続できる体制を構築するため、社会福祉施設における業務継続計画(BCP)の作成を促進する必要がある。

(避難所運営マニュアルの策定及びその運営体制の確保)

⑦【危機】各地域においては、地震発生等の災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定し、その内容を踏まえた運営体制を整備しておく必要がある。

(DCATの整備)

⑧【保福】現状は人材養成研修や伝達訓練を実施している。実際の派遣は令和6年能登半島地震が初めてであったため、今後ノウハウ等の蓄積が課題。

(応急給水体制の整備)

⑨【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う必要がある。

(DHEATの体制構築)

⑩【保福】被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため専門的な研修訓練を受けた災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員を養成する必要がある。

(地区防災計画の作成促進)

⑪【危機】地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市町村と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図っていくことが必要である。

(市町村による被災者台帳作成の事前準備の促進)

⑫【危機】大規模災害時の市町村においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、市町村において、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する必要がある。

(福祉避難所及びその運営体制の確保)

⑬【危機】市町村に対し、一般的な避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制の確保を促進する必要がある。

(指定避難所及び各家庭等における備蓄の整備促進)

⑭【危機】指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める必要がある。また、災害の発生に備えた自助の取組として、各家庭や集合住宅単位でも、食料や飲料水など必要な物資を備蓄するとともに、ラジオなど防災に関する情報を収集する手段を確保するよ

う、防災啓発に努める必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

⑮【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(警察施設の耐災害性の強化)

⑯【警察】警察施設の耐震性強化を促進し、老朽化した警察施設の建て替えを進め、災害時における警察機能の確保を図る。

〈現在の水準を示す指標〉

【保福】DPAT数:10チーム(R5)

【保福】DCATチーム員登録数:152名(R5)

【保福】DHEAT構成員の養成数:47名(R5)

【保福, 危機, 出納, 教育, 警察】公共施設等の耐震化率:93.2%(R4)

【出納】公共施設の耐震化:防災拠点となる8施設12棟は耐震化済み。

【危機】県内自治体の避難所運営マニュアルの策定数:38市町村(R5)

【危機】地区防災計画を有する市町村数:27市町村(R6.4)

【保福】災害拠点病院及び救急救命センターの耐震化率:100%(R5)

【土木】住宅の耐震化率:82%(R5)

【土木】多数の者が利用する建築物の耐震化率:92%(R5)

【出納】非常用電源の整備:防災拠点となる県庁舎や地域振興局等においては、全て整備済み。

【警察】警察施設の耐震化率:99%(R6)

## 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(水道施設の耐震化等の推進)

①【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

(物資輸送ルートの確保)

②【商工, 土木】大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

③【商工, 土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(高規格道路等の整備推進)

④【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れているため、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する必要がある。

(的確な交通規制等の実施)

⑤【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する交通管制システムを運用する必要がある。

(備蓄物資の供給体制等の強化)

⑥【危機】県備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保を行うため、搬出・搬入等を行う関係機関との連携や調整などを強化する取組を進める。

(医療用資機材・医薬品の供給体制の整備)

⑦【保福】大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがある。このため、鹿児島県医薬品卸業協会、鹿児島県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会と協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図っている。引き続き、協定を更新するとともに、必要に応じ協定内容を見直すなど、円滑な供給体制の整備に努める必要がある。

(医療用資機材・医薬品等の備蓄)

⑧【保福】大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがある。このため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として、県内7か所の病院に、医薬品・医療用資機材等を備蓄している。引き続き、備蓄品目の見直しや更新を行うとともに適正な保管管理を行う必要がある。

(輸血用血液製剤の確保)

⑨【保福】大規模災害時には、輸血用の血液製剤が不足するおそれがある。このため、血液製剤が的確に確保されるよう、血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液製剤が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる必要がある。

(応急給水体制の整備)

⑩【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う必要がある。

(災害拠点病院の施設等の整備)

⑪【保福】災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を14か所指定しており、災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する必要がある。

(県内自治体の受援計画の策定等及び国の「新物資システム(B-PLo)」の操作方法等の習熟)

⑫【危機】被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、県内自治体における物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定、物資拠点の拡充等の促進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

また、国の「新物資システム(B-PLo)」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す必要がある。

(LPガス・関連機器の普及)

⑬【危機】災害時の燃料として有効性が高いLPガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する必要がある。

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

⑭【土木】道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る必要がある。

(現在の水準を示す指標)

【土木】高規格道路等の供用延長及び供用率:

規格幹線道路 L=210.5km, 85%(R6)

高規格道路 L=112.5km, 62%(R6)

【土木】耐震強化岸壁整備港湾数:3港湾(R5)

防波堤整備率:82.5%(R5)

【商工】物流拠点漁港及び生産拠点漁港の機能診断着手率:93%(R5)

【土木】県管理空港のA2-BCP策定数:7空港

【危機】県内自治体の受援計画の策定数:県及び27市町村(R6.4)

## 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(交通管制システム，交通安全施設等の整備)

- ①【警察】交通情報の集約や，官民の自動車プローブ情報の活用等により，道路交通の混乱を最小限に抑えるため，交通管制システムの整備・運用を推進する必要がある。信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備を進める必要がある。

(一時滞在施設の確保)

- ②【危機】帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

(都市公園事業の推進・指導)

- ③【土木】市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため，都市公園事業の推進により，災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【土木】都市公園数：1,378箇所(1,953.28ha)(R5.3)

【警察】信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備：110基(R6)

## 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(高規格道路等の整備推進)

- ①【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により，リダンダンシーの向上，高速交通ネットワークの構築を進めているが，本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れているため，当該事業を着実に推進するとともに，ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から，国，県道の着実な整備を推進する必要がある。

(孤立集落を未然に防止するための災害に強い道路づくりの推進)

- ②【土木】孤立化のおそれのある集落へのアクセスに配慮するため，崩土や落石等の危険性がある箇所の法面対策や橋梁の耐震対策などを着実にを行い，災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ③【商工，土木】大規模自然災害が発生した際，海上からの物資等輸送ができなければ，離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため，海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう，拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに，離島港湾等の静穏度向上を図るなど，港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(行政機関の機能低下の防止)

- ④【危機，警察】県内行政機関等(警察含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

(治山事業の推進)

- ⑤【環林】集中豪雨の発生頻度の増加等により，林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため，山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について，治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握)

- ⑥【危機，警察】被災状況の早期把握のため，防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術やSNSも活用し，災害発生時の迅速な捜索・救助活動，災害関係情報の収集ができる体制を整備する必要がある。

(通信手段の早期復旧及び多重化)

- ⑦【危機，警察】民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察，消防等の情報通信システム基盤について，その耐災害性の向上等を図る必要がある。

(救命・救助活動や支援物資搬入に係る進入手段・ルートの情報共有及び確保)

⑧【農政, 環林, 土木, 危機, 警察】災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため, 道路等の啓開に必要な体制の整備, 輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を図る必要がある。また, 農道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する必要がある。

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

⑨【土木】道路が被災し通行止め等が発生した場合でも, 速やかに緊急通行車両の通行を確保することで, 災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう, 関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る必要がある。

(孤立集落対策のための緊急輸送道路等の確保)

⑩【環林, 商工, 農政, 土木】孤立集落対策として, 道路の無電柱化, 鉄道施設, 港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化, 洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策, 治山対策等を着実に推進していく必要がある。

(河川堤防等の地震・津波対策の推進)

⑪【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の河川において, 堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに, 大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ, 速やかな復旧を可能とするため, 「粘り強い構造」を導入した堤防の整備が必要である。

(海岸保全施設の整備(高潮対策, 侵食対策))

⑫【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において, 堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに, 適切に維持管理を行う必要がある。

気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策, 侵食対策を進める必要がある。

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

⑬【商工, 土木】高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが, 今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため, 中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ, 新技術の開発・普及も進めながら, 事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として, 地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新, 集約・再編を行う必要がある。

(河川改修等の治水対策の推進)

⑭【土木】過去に大きな浸水被害が発生した河川において, 現在, 河道掘削, 築堤等の整備を推進している。しかしながら近年, 気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており, 現在の取組について, 整備の必要性, 緊急性, 地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら, より一層の整備推進を図るとともに, 河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上, 水防拠点の整備を進める必要がある。

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

⑮【土木】河川の重要水防箇所等において, 堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに, 超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ, 速やかな復旧を可能とするため, 「粘り強い構造」を導入した堤防の整備が必要である。

(河川管理施設の老朽化対策の推進)

⑯【土木】河川管理施設の損壊等に伴う浸水により, 住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については, 鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「河川管理施設長寿命化計画」に基づき, 予防保全対策などを計画的に実施し, 長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに, 河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。

なお, 人為的操作を伴う施設については, 省力化・効率化を図るため, 修繕や更新にあたり, 必要に応じて, 無動力化(フラップゲート化等)に取り組み, 適正な維持管理機能を確保する必要がある。

(ダム等の老朽化対策の推進)

⑰【土木】ダムの損壊等に伴う洪水により, 住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては, 鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「ダム長寿命化計画」に基づき, 予防保全対策などを計画的に実施し, 長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに, 施設改良・柔軟な運用等による機能強化を推進する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【土木】高規格道路等の供用延長及び供用率:  
高規格幹線道路 L=210.5km, 85%(R6)  
高規格道路 L=112.5km, 62%(R6)

- 【土木】耐震強化岸壁整備港湾数:3港湾(R5)  
防波堤整備率:82.5%(R5)
- 【商工】流通拠点漁港及び生産拠点漁港の機能診断着手率:93%(R5)
- 【環林】山地災害危険地区の整備率:59.7%(R5)
- 【危機、警察】庁舎と警察施設の耐震化率:91.9%
- 【土木】県管理河川の整備率:55.3%(R5)
- 【土木】海岸保全施設(高潮対策)の整備率(延長ベース):23%(R5)
- 【土木】海岸保全施設(侵食対策)の整備率(延長ベース):24%(R5)
- 【土木】海岸堤防等の長寿命化計画に基づく整備率(延長ベース:22%(R5)
- 【土木】県管理河川の整備率:55.3%(R5)

## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(感染症の発生・まん延防止)

- ①【保福】浸水被害等により, 感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防, まん延防止のため, 消毒作業を行うが, その際, 消毒指示を行う保健所と消毒等を実施する市町村との連携した取組が必要である。  
コロナ禍において, 医療機関等で使用するマスク等が不足したことから, 医療機関用等のマスク, ガウン等を備蓄しておく必要がある。

(下水道BCPの策定及び充実)

- ②【土木】下水道施設が被災し, 長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため, 下水道BCPを策定したところであり, 今後さらなる内容の充実を図り, 下水を速やかに排除, 処理する体制を整える必要がある。

(予防接種の推進及びワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握)

- ③【保福】災害時には, 避難所等において感染症が拡大するおそれがある。  
感染症の発生・まん延を防止するため, 平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する必要がある。  
また, 大規模な自然災害の発生に伴い, ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように, ワクチンや予防接種資材の県内の在庫状況の把握に努める必要がある。

(下水道施設の耐震化等の推進)

- ④【土木】液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず, また, 下水処理場での埋設管や機器が破損するなど, 下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所, 又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や, 緊急輸送路に埋設されている管路など, 重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- ⑤【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により, 多数の人的被害が想定される。このため, 市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

- 【土木】下水道BCPの策定状況:17市町村(R5)
- 【土木】下水道管渠の耐震化状況:52.3%
- 【土木】住宅の耐震化率:82%(R5)
- 【土木】多数の者が利用する建築物の耐震化率:92%(R5)

### 3 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉  
(警察施設の耐災害性の強化)

- ①【警察】警察施設の耐震性強化を促進し、老朽化した警察施設の建て替えを進め、災害時における警察機能の確保を図る。

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

- ②【警察】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る必要がある。

(交通管制システム、交通安全施設等の整備)

- ③【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用等により、道路交通の混乱を最小限に抑えるため、交通管制システムの整備・運用を推進する必要がある。信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備を進める必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【警察】警察施設の耐震化率:99%(R6)

【警察】信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備:110基(R6)

#### 3-2 県内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉  
(公共施設等の耐震化の促進)

- ①【保福, 土木, 危機, 出納, 教育, 警察】活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。また、計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。

(電力供給遮断時の電力確保)

- ②【出納, 警察】防災拠点においては、災害応急対策の指揮、情報伝達等のための電力を確保する必要がある。なお非常用発電機の老朽化による更新等が課題である。

(県内自治体のBCP見直し等)

- ③【危機】県内自治体におけるBCPの見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。

(県内自治体の受援計画の策定及び防災訓練の実施等による人的支援に係る受援体制の実効性確保)

- ④【危機】被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、県内自治体における人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、人的支援に係る受援体制の実効性を確保する必要がある。

(自主防災組織等や消防団の充実強化)

- ⑤【危機】自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

(市町村による被災者台帳作成の事前準備の促進)

- ⑥【危機】大規模災害時の市町村においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、市町村において、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【土木, 危機, 出納, 教育, 警察】公共施設等の耐震化率:93.2%(R4)

【出納】公共施設の耐震化:防災拠点となる8施設12棟は耐震化済み。

- 【危機】県内自治体のBCP策定数：県及び43市町村
- 【危機】県内自治体の受援計画の策定数：県及び27市町村（R6.4）
- 【危機】自主防災組織率：92.6%（R6.4）
- 【出納】非常用電源の整備：防災拠点となる県庁舎や地域振興局等においては、全て整備済み。

## 4 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による企業活動等の停滞

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(食料等の物資供給の確保)

- ①【土木】大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ②【商工・土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(高規格道路等の整備推進)

- ③【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れているため、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する必要がある。

(企業におけるBCP策定等の支援)

- ④【商工】自然災害等に対する事業継続の備えを怠った場合、売上の急激な減少に見舞われ、事業の縮小や廃業が増えるおそれが高まる。また、雇用や技術、ノウハウが失われ、地域経済への影響が危惧される。人手不足等でBCP策定はハードルが高いと感じている企業も多いため、簡易版BCPである事業継続力強化計画の策定や同計画をベースとしたBCPの策定を伴走支援することにより、県内中小企業のBCP策定を後押しし、事業継続力を強化する必要がある。

(企業の防災対策関連施設等の整備の支援)

- ⑤【商工】企業におけるBCPの重要性が高まっており、企業間の取引においてもBCP策定の有無が問われている。  
県内企業のBCP対策を促進し、雇用機会の確保を図るため、企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する必要がある。

(港湾BCPの策定)

- ⑥【土木】大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。  
このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。  
また、策定された港湾BCPにもとづき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

- 【土木】高規格道路等の供用延長及び供用率：  
高規格幹線道路 L=210.5km, 85%(R6)  
高規格道路 L=112.5km, 62%(R6)  
【土木】港湾BCPの策定港数:5港(R5)  
訓練実施割合:100%(R5)  
【土木】耐震強化岸壁整備港湾数:3港湾(R5)  
防波堤整備率:82.5%(R5)  
【商工】流通拠点漁港及び生産拠点漁港の機能診断着手率:93%(R5)

#### 4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(コンビナート周辺対策)

- ①【環林，保福，危機】大規模自然災害が発生した場合，火災，煙，有害物質等の流出により，コンビナート周辺の生活，経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため，関係機関による対策を促進する必要がある。

(石油コンビナートエリア内企業の連携)

- ②【危機】石油コンビナートエリア内企業の連携の促進・持続的な推進など事業者における取組を強化する必要がある。

(コンビナート等防災計画の見直し)

- ③【危機】県が実施した石油コンビナート等防災アセスメント調査結果に基づき，平成28年3月に県石油コンビナート等防災計画を見直した。今後，防災に関する諸情勢の変化，科学的調査研究の成果等により，適宜見直しを図る必要がある。

(コンビナート災害に備えた総合防災訓練の実施)

- ④【危機】関係機関による総合防災訓練を年1回実施し，防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし，災害防止と防災活動の円滑な実施を図る必要がある。

(有害物質の流出対策等)

- ⑤【環林】大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため，事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど，国と連携して対応する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

#### 4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う，県民生活・地域経済活動への甚大な影響

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(水産物の安定供給)

- ①【商工】大規模自然災害により，漁港施設が被災した場合，漁業活動に支障が生じ，食料の安定供給に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため，大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき，市場への水産物の流通を支援できるよう，流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性能を確保する必要がある。施設の機能診断を行い，長寿命化を図りつつ，対策を推進するための取組を充実する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ②【商工，土木】大規模自然災害が発生した際，海上からの物資等輸送ができなければ，離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため，海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう，拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに，離島港湾等の静穏度向上を図るなど，港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(高規格道路等の整備推進)

- ③【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により，リダンダンシーの向上，高速交通ネットワークの構築を進めているが，本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れているため，当該事業を着実に推進するとともに，ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から，国，県道の着実な整備を推進する必要がある。

(県内自治体の受援計画の策定等及び国の「新物資システム(B-PLo)」の操作方法等の習熟)

- ④【危機】被災による物資供給に対し，国や県内事業者等から，物的支援を受ける必要があるため，県内自治体における物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定，物資拠点の拡充等の促進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により，物的支援の受援体制

を強化する必要がある。

また、国の「新物資システム(B-PLo)」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す必要がある。

(漁港BCPの実効性向上)

- ⑤【商工】大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、水産物流通の拠点となる漁港で策定した漁港BCPの実効性を高めていく必要がある。

(農道・農道橋の防災・減災対策の推進)

- ⑥【農政】農道・農道橋の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

(農業用ため池の防災・減災対策の推進)

- ⑦【農政】ため池等の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

(農業農村整備に係る防災・減災対策の促進)

- ⑧【農政】農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する必要がある。

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

- ⑨【土木】大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める必要がある。

(港湾BCPの策定)

- ⑩【土木】大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。

このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。

また、策定された港湾BCPにもとづき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

- 【土木】高規格道路等の供用延長及び供用率：  
高規格幹線道路 L=210.5km, 85%(R6)  
高規格道路 L=112.5km, 62%(R6)  
【土木】耐震強化岸壁整備港湾数:3港湾(R5)  
防波堤整備率:82.5%(R5)  
【危機】県内自治体の受援計画の策定数:県及び27市町村(R6.4)  
【商工】漁港BCPの策定済の流通拠点漁港:6漁港(R5)  
【土木】港湾BCPの策定港数:5港(R5)  
訓練実施割合:100%(R5)

#### 4-4 異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(応急給水体制の整備)

- ①【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う必要がある。

(水道施設の耐震化等の推進)

②【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

(「九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」の締結)

③【土木】大規模災害時に被災した工業用水道施設を速やかに復旧するため、九州管内工業用水道事業者間での災害時等の相互応援体制を整える。また迅速な対応を取るために、備蓄品把握等の必要情報の交換及び訓練を定期的に行う必要がある。

(農業水利施設の戦略的な維持管理・機能強化)

④【農政】農業水利施設の被害に伴う用水供給途絶等を防止するため、戦略的な維持管理・機能強化を推進する必要がある。

(水道事業の広域連携の推進)

⑤【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、「鹿児島県水道広域化推進プラン」に基づく取組の中で、危機管理体制の整備やデジタル技術の活用等を進めていく必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【土木】「九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」の締結数:16事業者(H30)

#### 4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(適切な森林整備の推進)

①【環林】適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

(治山事業の推進)

②【環林】集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

(鳥獣被害防止対策の推進)

③【農政】野生鳥獣による農作物被害により、営農意欲の減退を招き、荒廃農地発生の一因となる。このため、市町村等と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、総合的かつ一体的に推進する必要がある。

(鳥獣害対策の強化)

④【環林】鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する必要がある。

(林業就業者の確保)

⑤【環林】森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等が必要である。

(自然公園等施設の老朽化対策等)

⑥【環林】自然公園において、災害時の利用者の避難経路の確保等が課題となっている。このため、老朽化した登山道の補修等を推進する必要がある。

(海岸防災林の整備)

⑦【環林】津波の襲来により海岸後背地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る必要がある。

(木材の供給・利用の促進)

⑧【環林】豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するには、引き続き、CLT等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する必要がある。

(災害時における海岸漂着物等の回収・処理の推進)

⑨【環林】災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下が起こり得ることから、回収・処理等を実施することが重要である。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗させる必要がある。

(農村集落機能の維持)

⑩【農政】農村において集落機能を維持するためには、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備が重要である。

〈現在の水準を示す指標〉

【環林】再造林面積:年間1,134ha(R5)

【環林】山地災害危険地区の整備率:59.7%(R5末)

【環林】林業就業者数:1,405人(R4)

## 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(情報通信機能の耐災害性の強化)

- ①【危機】震度6弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

(県庁LAN, LGWANの見直し)

- ②【総政】県庁LANについては、令和4年3月のネットワーク更新で本庁と出先機関の間の通信経路を冗長化(二重化)し、ネットワークの強靱化を図っている。

全国の自治体を結ぶ通信インフラであるLGWANについては、令和7年10月の更新に向け、J-LIS及び県内各市町村との協議を既に完了している。今後は、各市町村がスムーズに次期LGWANへ移行できるよう情報提供・助言を行うとともに、移行後の利用増大を見据えた最適な通信回線の構築により、通信経路の冗長化(二重化)を行い、災害時等のネットワークの強靱化を図る必要がある。

(光ファイバ等の整備促進)

- ③【総政】本県の光ファイバ整備率(令和4年度末時点の世帯カバー率)は99.32%で全国40位であり、未整備の地域が残っている。

住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、光ファイバ未整備の市町村において整備が進むよう情報提供・助言するとともに、引き続き全国知事会等を通じて支援制度の拡充を要望する必要がある。

(携帯の不感地域の解消)

- ④【総政】(令和5年度末時点で)本県の携帯電話の不感地域(要望のある箇所)は18市町村、62地区である。

そのため、県としては、通信事業者の不感地域の解消に係る要望を行うとともに、市町村が実施する基地局整備等の支援を行っており、引き続き支援に取り組む必要がある。

(離島におけるテレビ中継局の更新)

- ⑤【総政】多くの離島を有する本県においては、十島村以南の離島だけでテレビ中継局が25局整備されているが、地上デジタル放送への移行時(H19~H22)に整備したこれらの中継局が10年以上経過し老朽化している。

離島においては台風等の災害も多く、災害時において、住民や観光客等に被災情報や避難情報等を確実に伝達するため、今後、中継局の更新がスムーズに進むよう、県としては、引き続き開発促進協議会等を通じて、支援制度の拡充を要望するとともに、放送事業者による今後の検討状況を注視しながら、可能な取組について検討する必要がある。

(辺地共聴施設の維持)

- ⑥【総政】(令和3年9月15日時点で)県が所管している共聴施設数は306であり、地上デジタル放送への移行時(H19~H22)に整備した共聴施設が10年以上経過し老朽化している。

災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設について、県としては、市町村が実施する共聴施設の更新等を促進するために、情報提供や助言を行うとともに、引き続き県開発促進協議会等を通じて支援制度の拡充を要望する必要がある。

(情報伝達手段の多重化, 確実化)

- ⑦【危機, 警察】Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線の適切な維持・更新及びデジタル化の推進, Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進, 警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。また、他の情報システムとの連携や衛星通信など最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ確かな災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る必要がある。さらに、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保し、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める必要がある。

(河川砂防情報システムの耐災害性の強化)

⑧【土木】県防災無線網の通信路途絶により、河川砂防情報システムが情報収集できなくなることを防ぐため、通信手段の多重化を進める必要がある。

(道路情報提供装置の整備)

⑨【土木】災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る必要がある。

(交通管制システム、交通安全施設等の整備)

⑩【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用等により、道路交通の混乱を最小限に抑えるため、交通管制システムの整備・運用を推進する必要がある。信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備を進める必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【総政】ネットワークの冗長化(二重化):

県庁LAN:冗長化(二重化)済, LGWAN:単線(シングル)構成

【危機】防災行政無線等の整備率:100%(R5)

【危機】Jアラート(全国瞬時警報システム)の自動起動装置の整備率:100%(H26)

【危機】Lアラートの導入状況:導入済(R5)

【危機】衛星通信による非常通信手段の整備状況:43市町村(R5)

【危機】市町村防災無線のデジタル化:37市町村(R6)

【警察】信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備:110基(R6)

## 5-2 電力供給ネットワーク(発電所, 送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(防災拠点等への再エネ設備等の導入支援)

①【危機】災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

## 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

〈脆弱性の分析・評価, 課題の検討〉

(コンビナート周辺対策)

①【環境, 保福, 危機】大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。

(石油コンビナートエリア内企業の連携)

②【危機】石油コンビナートエリア内企業の連携の促進・持続的な推進など事業者における取組を強化する必要がある。

(コンビナート等防災計画の見直し)

③【危機】県が実施した石油コンビナート等防災アセスメント調査結果に基づき、平成28年3月に県石油コンビナート等防災計画を見直した。今後、防災に関する諸情勢の変化、科学的調査研究の成果等により、適宜見直しを図る必要がある。

(コンビナート災害に備えた総合防災訓練の実施)

④【危機】関係機関による総合防災訓練を年1回実施し、防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害防止と防災活動の円滑な実施を図る必要がある。

(「九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」の締結)

⑤【土木】大規模災害時に被災した工業用水道施設を速やかに復旧するため、九州管内工業用水道事業者間での災害時等の相互応援体制を整える。また迅速な対応を取るために、備蓄品把握等の必要情報の交換及び訓練を定期的に行う必要がある。

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

⑥【警察】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【土木】「九州地域における工業用水道災害事等の相互応援に関する協定」の締結数：  
16事業者(H30)

#### 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(水道施設の耐震化等の推進)

①【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

(農業集落排水施設の老朽化対策の推進)

②【土木】農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

(浄化槽台帳システムの整備等)

③【土木】浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

(漁業集落排水施設の老朽化対策の推進)

④【商工】漁村地域における生活排水処理は辺地等に位置し、沿岸に面した小規模施設が多く、自然災害等による長期間の機能停止が予想される。このため、漁業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。

(下水道BCPの策定及び充実)

⑤【土木】下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道BCPを策定したところであり、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

(水道事業の広域連携の推進)

⑥【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、「鹿児島県水道広域化推進プラン」に基づく取組の中で、危機管理体制の整備やデジタル技術の活用等を進めていく必要がある。

(下水道施設の耐震化等の推進)

⑦【土木】液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず、また、下水処理場での埋設管や機器が破損するなど、下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や、緊急輸送路に埋設されている管路など、重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【土木】農業集落排水施設の老朽化対策の推進状況：  
9市町村%(R2)

【土木】下水道BCPの策定状況：17市町村(R5)

【土木】浄化槽台帳システムの整備状況：整備完了(R2)

【土木】下水道管渠の耐震化状況：52.3%

## 5-5 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人的機能等への甚大な影響

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ①【商工，土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

- ②【土木】大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める必要がある。

(道路の防災対策の推進)

- ③【土木】道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

(高規格道路等の整備推進)

- ④【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れているため、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する必要がある。

(港湾BCPの策定)

- ⑤【土木】大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。

また、策定された港湾BCPに基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する必要がある。

(「道の駅」の防災機能強化の推進)

- ⑥【土木】災害発生時に地域の防災拠点としての機能を発揮するため、非常用電源設備や備蓄倉庫等の防災設備の整備を図り、救命・救急活動、物資集配、住民避難、食糧供給などの拠点としての機能強化を図る必要がある。

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

- ⑦【土木】道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る必要がある。

(交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化)

- ⑧【土木】港湾、空港、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

(半島地域の災害対策の推進)

- ⑨【総政】令和6年能登半島地震や、令和6年9月の豪雨災害で明らかとなった課題に対応し、半島地域の災害対策を充実させることが求められる。

国土強靱化基本計画、水循環基本計画と連携し、道路、港湾、上下水道、通信基盤等の防災対策を強化するため、半島地域のインフラが優先的に整備されるよう、県開発促進協議会等を通じて半島振興道路整備事業債の拡充などを要望する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

- 【土木】高規格道路等の供用延長及び供用率：
  - 高規格幹線道路 L=210.5km, 85%(R6)
  - 高規格道路 L=112.5km, 62%(R6)
- 【土木】港湾BCPの策定港数:5港(R5)
  - 訓練実施割合:100%(R5)
- 【土木】耐震強化岸壁整備港湾数:3港湾(R5)
  - 防波堤整備率:82.5%(R5)
- 【商工】流通拠点漁港及び生産拠点漁港の機能診断着手率:93%(R5)

## 6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(市町村による被災者台帳作成の事前準備の促進)

①【危機】大規模災害時の市町村においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、市町村において、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する必要がある。

(里山林等の保全管理)

②【環林】大規模災害が発生した場合、里山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林が荒廃することが想定される。防災の観点から森林環境の保全を図る必要がある。

(流域治水の推進)

③【土木】気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河道の拡幅などのハード対策や水位情報の提供などのソフト対策をはじめ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水プロジェクトの取組を重点的・集中的に実施する必要がある。

特に、近年著しい浸水被害が発生した河川等において、流域治水を強力に推進するための法的枠組みとなる「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、特定都市河川の指定や流域水害対策協議会の設置による流域治水の取組体制の強化を図り、総合的な浸水被害対策を盛り込んだ流域水害対策計画に基づき取組を推進する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【土木】特定都市河川の指定数：3河川（R5）

### 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家，コーディネーター，ボランティア，NPO，企業，労働者，地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

〈脆弱性の分析・評価，課題の検討〉

(災害教訓の伝承による防災啓発の取組促進)

①【危機】過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝承するため、大規模災害に関する記録を整理・保存するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えて、防災啓発を図っていく必要がある。

(ボランティア活動の支援体制の強化)

②【保福，危機】避難生活支援として、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成する研修の実施や当該人材と地域・避難所との調整を図る仕組みの構築を検討する必要がある。

(小規模市町村における災害時初動対応力の強化)

③【危機】小規模市町村においては、専任の防災担当職員が不在又は少数であるなど、大規模災害発生時における対応能力に課題もあることから、災害初動対応業務に係る研修や訓練の実施等を通じて、小規模市町村の災害対応能力の強化を図る必要がある。

(建設関係団体との応急復旧体制の強化，建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

④【土木】行政機関と建設関係団体との災害協定の締結，建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、復興を支える人材等（専門家，コーディネーター，労働者，地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波，土砂災害，雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少，技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

(空港の機能確保，津波早期復旧体制の強化)

⑤【土木】大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下，被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ，救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定，求められる空港

機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

### 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物処理施設等の整備の促進)

①【環林】大規模自然災害が発生した場合、廃棄物処理施設やし尿処理施設が被災し、生活ごみやし尿の処理に支障を来すことが想定される。このため、市町村における廃棄物処理施設等の耐震対策等を促進する必要がある。

(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

②【環林】大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、市町村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、鹿児島県産業資源循環協会と協定を締結しているところであるが、さらなる協力体制の実効性向上を図る必要がある。

(災害廃棄物処理計画の実効性の確保・向上)

③【環林】大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、大量の災害廃棄物が発生することから、市町村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。早急な復旧復興のためには、災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めることに加え、市町村災害廃棄物処理計画の確認・見直しや、人材育成を行うなど、計画の実効性向上の確保・向上に資する、平時からの取組を促進する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

### 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(応急仮設住宅建設候補地リスト作成)

①【土木】応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。

(災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定)

②【土木】災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

(災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定)

③【土木】災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定)

④【土木】災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

(浸水対策)

⑤【商工、土木】大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進する必要がある。

(地籍調査)

⑥【農政】災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にし

ておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

### 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(文化財の保護管理)

①【教育】貴重な文化財の喪失等を防ぐため、文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を今後も促進する必要がある。

(世界文化遺産の管理保全)

②【観文】世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」については、世界遺産条約に基づき、当該構成資産の世界遺産価値の保護、保全及び次世代への継承に取り組む責務がある。

県内構成資産が鹿児島市の定める管理保全計画に基づき適切な管理保全が行われるとともに、当該構成資産の価値及び保全の必要性について理解増進が図られるよう普及啓発・情報発信に取り組む必要がある。

(自然環境の魅力向上)

③【環林】世界自然遺産の価値である生態系や生物多様性等は、外来種の移入や人為的な影響により、損失するおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、希少種保護対策や外来種対策、利用の適正化、普及啓発などの遺産の価値の維持に取り組む必要がある。

自然公園利用者に係る災害被害の防止・軽減のためには、老朽化施設の補修等だけでなく、利用ルールの遵守など利用者や地域住民の理解・協力も欠かせない。このため、自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

### 6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

〈脆弱性の分析・評価、課題の検討〉

(県内商工会・商工会議所と市町村が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定)

①【商工】商工会・商工会議所が関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画を作成したものを認定し、体制・取組を強化する必要がある。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

②【商工、土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

(道路情報提供装置の整備)

③【土木】災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る必要がある。

〈現在の水準を示す指標〉

【商工】県内商工会と関係市町村が連携して策定した事業継続力強化支援計画の認定数：43商工団体、37市町村

【土木】耐震強化岸壁整備港湾数：3港湾(R5)  
防波堤整備率：82.5%(R5)

【商工】物流拠点漁港及び生産拠点漁港の機能診断着手率：93%(R5)

## ① 個別施策分野(9分野)

## 1) 行政機能／警察・消防等／防災教育等

(公共施設の耐震化の促進)

活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する必要がある。また、計画的に老朽化対策に取り組む必要がある。

1-1⑥, 2-3①, 3-2①【保福, 土木, 危機, 出納, 教育, 警察】

(防災訓練や防災教育等の推進)

学校や職場、地域の自治組織、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関と更に連携を図る必要がある。

1-1⑨, 1-3⑬【危機, 教育】

(避難所における避難生活の環境改善に資する取組促進)

避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備、空調設置や非常用電源の確保、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化を促進する。

1-1⑩【危機】

(南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び対策の促進)

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村における南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び計画に基づく地震・津波対策を促進する必要がある。

併せて、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更等を踏まえた見直し等を促進する必要がある。

1-1⑪, 1-3⑪【危機】

(自主防災組織等や消防団の充実強化)

自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。

1-1⑫, 1-2②, 2-1⑧, 3-2⑤【危機】

(地震等災害被害予測調査の見直し)

地震による多数の死傷者の発生を防止するためには、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。

1-1⑬【危機】

(的確な交通規制等の実施)

交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する交通管制システムを運用する必要がある。

1-1⑯, 1-2⑧, 2-4⑤【警察】

(交通情報収集・共有・情報提供のための体制整備・運用)

官民が保有するプローブ情報の活用による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が円滑に行われるよう支援する必要がある。

2-1⑬【警察】

(交通管制システム、交通安全施設等の整備)

交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用等により、道路交通の混乱を最小限に抑えるため、交通管制システムの整備・運用を推進する必要がある。信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備を進める必要がある。

2-2⑪, 2-5①, 3-1③, 5-1⑩【警察】

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動用など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る必要がある。

1-2①, 1-3⑩, 1-4⑤, 1-5④, 3-1②, 5-3⑥【警察】

(火災予防・被害軽減, 危険物事故防止対策, 電気火災対策の推進)

火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る必要がある。

1-2③【危機】

(救助活動能力(体制, 装備資機材)の充実向上)

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める必要がある。

1-2④【保福, 危機, 警察】

(避難場所や避難路の確保, 避難所の耐震化の促進等)

避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、市町村における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。

1-3①【土木, 危機】

(津波避難計画の周知及び適切な見直し)

平成30年12月時点で津波による被害のおそれのある海岸線を有するすべての市町村(39市町村)で津波避難計画の策定がなされたところであるが、津波避難困難地域の抽出や津波避難タワー等の建設によるその解消等、津波避難計画の周知及び見直しを行い、津波からの円滑な避難を実現する必要がある。

1-3⑧【危機】

(外国人が迅速・的確に避難行動をとるための取組の促進)

外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化や、外国人に対する地域コミュニティへの参加促進、災害や避難に関する知識の普及など、市町村の取組を促進するとともに、県の取組を強化する必要がある。

1-3⑫【男女, 観文, 危機】

(地区防災計画の作成促進)

地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市町村と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図っていくことが必要である。

1-3⑭, 1-4⑫, 2-3⑪【危機】

(個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進)

個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る必要がある。

1-3⑮, 2-1⑩【危機】

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握)

被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術やSNSも活用し、災害発生時の迅速な捜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制を整備する必要がある。

1-3⑯, 2-6⑥【危機, 警察】

(防災情報の高度化, 地域水防力の強化)

防災情報の高度化、地域水防力の強化、洪水等を想定した避難訓練等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。

1-4②【危機】

(県防災アドバイザーの活用等による防災啓発の促進)

県防災アドバイザーの活用等による地域住民への防災講座等に引き続き取り組み、地域の防災啓発を促進していく必要がある。

1-5⑥【危機】

(防災気象情報の利活用の促進)

防災気象情報の的確な情報伝達や利活用方法等について引き続き取り組み、市町村の防災対応の支援を行う必要がある。

1-5⑦【危機】

(噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化)

常時観測火山の5火山については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などの対応が図られており、引き続き、火山防災協議会等の構成機関相互の連携を図り、避難体制強化のために、関係市町村及び防災関係機関と連携した防災訓練など所要の対応を行う必要がある。

1-6①【危機】

(情報伝達手段の多重化)

火山噴火や避難に関する情報について、地域住民のみならず、観光客や外国人等にも迅速かつ確実に伝達することが重要であり、多様な情報伝達手段の確保を図る必要がある。

1-6②【危機】

(警察施設・消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

2-1①【危機、警察】

(警察、消防の体制等強化、災害派遣チーム等の人材の養成・確保)

警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など派遣隊の受入体制を整えておく必要がある。

2-1⑤【保福、土木、危機、警察】

(災害対応業務の標準化・共有化)

災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。

2-1⑥【危機、警察】

(防災関係機関等と連携した防災訓練の実施)

自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の防災関係機関との連携とともに、防災対策に資する民間企業も参加した防災訓練を引き続き実施し、災害時における協力体制の更なる強化を図る必要がある。

2-1⑨【危機】

(警察施設の耐災害性の強化)

警察施設の耐震性を促進し、老朽化した警察施設の建て替えを進め、災害時における警察機能の確保を図る。

2-1⑫, 2-3⑫, 3-1①【警察】

(電力供給遮断時の電力確保)

防災拠点においては、災害応急対策の指揮、情報伝達のための電力を確保する必要がある。なお、非常用発電機の老朽化による更新等が課題である。

2-3②, 3-2②【出納、警察】

(県立学校の避難所の老朽化対策)

避難所指定を受けた体育館については、計画的に老朽化対策を実施している。なお、非常用

電源などの防災機能の充実については、今後も避難所を指定している市町村と連携を図る必要がある。

2-3③【教育】

(避難所運営マニュアルの策定及びその運営体制の確保)

各地域においては、地震発生等の災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定し、その内容を踏まえた運営体制を整備しておく必要がある。

2-3⑦【危機】

(応急給水体制の整備)

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う必要がある。

2-3⑨, 4-4①【保福】

(市町村による被災者台帳作成の事前準備の促進)

大規模災害時の市町村においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、市町村において、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する必要がある。

2-3⑫, 3-2⑥, 6-1①【危機】

(福祉避難所及びその運営体制の確保)

市町村に対し、一般的な避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制の確保を促進する必要がある。

2-3⑬【危機】

(各家庭等における備蓄の整備促進)

災害の発生に備えた自助の取組として、各家庭や集合住宅単位でも、食料や飲料水など必要な物資を備蓄するとともに、ラジオなど防災に関する情報を収集する手段を確保するよう、防災啓発に努める必要がある。

2-3⑭【危機】

(LPガス・関連機器の普及)

災害時の燃料として有効性が高いLPガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する必要がある。

2-4⑬【危機】

(行政機関の機能低下の防止)

県内行政機関等(警察含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

2-6④【危機, 警察】

(通信手段の早期復旧及び多重化)

民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。

2-6⑦【危機, 警察】

(救命・救助活動や支援物資搬入に係る進入手段・ルートの情報共有及び確保)

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を図る必要がある。また、農道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する必要がある。

2-6⑧【農政, 環林, 土木, 危機, 警察】

(県内自治体のBCP見直し等)

県内自治体におけるBCPの見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。

3-2③【危機】

(県内自治体の受援計画の策定及び防災訓練の実施等による人的支援に係る受援体制の実効性確保)

被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、県内自治体における人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、人的支援に係る受援体制の実効性を確保する必要がある。

3-2④【危機】

(コンビナート周辺対策)

大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する必要がある。

4-2①, 5-3①【環林, 保福, 危機】

(コンビナート等防災計画の見直し)

県が実施した石油コンビナート等防災アセスメント調査結果に基づき、平成28年3月に県石油コンビナート等防災計画を見直した。今後、防災に関する諸情勢の変化、科学的調査研究の成果等により、適宜見直しを図る必要がある。

4-2③, 5-3③【危機】

(コンビナート災害に備えた総合防災訓練の実施)

関係機関による総合防災訓練を年1回実施し、防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害防止と防災活動の円滑な実施を図る必要がある。

4-2④, 5-3④【危機】

(水道施設の耐震化等の推進)

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

4-4②【保福】

(「九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」の締結)

大規模災害時に被災した工業用水道施設を速やかに復旧するため、九州管内工業用水道事業者間での災害時等の相互応援体制を整える。また迅速な対応を取るために、備蓄品把握等の必要情報の交換及び訓練を定期的に行う必要がある。

4-4③, 5-3⑤【土木】

(県庁LAN, LGWANの見直し)

県庁LANについては、令和4年3月のネットワーク更新で本庁と出先機関の間の通信経路を冗長化(二重化)し、ネットワークの強靱化を図っている。

全国の自治体を結ぶ通信インフラであるLGWANについては、令和7年10月の更新に向け、J-LIS及び県内各市町村との協議を既に完了している。今後は、各市町村がスムーズに次期LGWANへ移行できるよう情報提供・助言を行うとともに、移行後の利用増大を見据えた最適な通信回線の構築により、通信経路の冗長化(二重化)を行い、災害時等のネットワークの強靱化を図る必要がある。

5-1②【総政】

(情報伝達手段の多重化, 確実化)

Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線の適切な維持・更新及びデジタル化の推進、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。また、他の情報システムとの連携や衛星通信など最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ的確な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る必要がある。さらに、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保し、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める必要がある。

5-1⑦【危機, 警察】

(半島地域の災害対策の推進)

令和6年能登半島地震や、令和6年9月の豪雨災害で明らかとなった課題に対応し、半島地域の災害対策を充実させることが求められる。

国土強靱化基本計画、水循環基本計画と連携し、道路、港湾、上下水道、通信基盤等の防災対策を強化するため、半島地域のインフラが優先的に整備されるよう、県開発促進協議会等を通じて半島振興道路整備事業債の拡充などを要望する必要がある。

5-5⑨【総政】

(災害教訓の伝承による防災啓発の取組促進)

過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝承するため、大規模災害に関する記録を整理・保存するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えて、防災啓発を図っていく必要がある。

6-2①【危機】

(ボランティア活動の支援体制の強化)

避難生活支援として、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成する研修の実施や当該人材と地域・避難所との調整を図る仕組みの構築を検討する必要がある。

6-2②【保福、危機】

(小規模市町村における災害時初動対応力の強化)

小規模市町村においては、専任の防災担当職員が不在又は少数であるなど、大規模災害発生時における対応能力に課題もあることから、災害初動対応業務に係る研修や訓練の実施等を通じて、小規模市町村の災害対応能力の強化を図る必要がある。

6-2③【危機】

(建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

6-2④【土木】

(文化財の保護管理)

貴重な文化財の喪失等を防ぐため、文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を今後も促進する必要がある。

6-5①【教育】

(世界文化遺産の管理保全)

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」については、世界遺産条約に基づき、当該構成資産の世界遺産価値の保護、保全及び次世代への継承に取り組む責務がある。

県内構成資産が鹿児島市の定める管理保全計画に基づき適切な管理保全が行われるとともに、当該構成資産の価値及び保全の必要性について理解増進が図られるよう普及啓発・情報発信に取り組む必要がある。

6-5②【観文】

## 2) 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化の促進)

市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-1①, 1-2⑦, 2-1⑪, 2-2⑬, 2-3⑮, 2-7⑤【土木】

(土地区画整理事業の推進)

住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、市町村の土地区画整理事業を指導・支援するなど、都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。

1-1⑤, 1-2⑤【土木】

(造成宅地の防災・減災対策の促進)

盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を促進する必要がある。

1-1⑦【土木】

(多数の者が利用する建築物の耐震化の促進)

不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

1-1⑧【土木】

(都市公園事業の推進・指導)

市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する必要がある。

1-1⑬, 1-2⑥, 2-5③【土木】

(避難場所や避難路の確保, 避難所の耐震化の促進等)

避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、市町村における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する必要がある。

1-3①【土木, 危機】

(水道施設の耐震化等の推進)

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

2-4①, 5-4①【保福】

(応急給水体制の整備)

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う必要がある。

2-4⑩【保福】

(一時滞在施設の確保)

帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。

2-5②【危機】

(下水道BCPの策定及び充実)

下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道BCPを策定したところであり、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える必要がある。

2-7②, 5-4⑤【土木】

(下水道施設の耐震化等の推進)

液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず、また、下水処理場での埋設管や機器が破損するなど、下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や、緊急輸送路に埋設されている管路など、重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する必要がある。

2-7④, 5-4⑦【土木】

(水道事業の広域連携の推進)

水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な水の供給に支障を来すおそれがあることから、「鹿児島県水道広域化推進プラン」に基づく取組の中で、危機管理体制の整備やデジタル技術の活用等を進めていく必要がある。

4-4⑤, 5-4⑥【保福】

(応急仮設住宅建設候補地リスト作成)

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う必要がある。

6-4①【土木】

(災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定)

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

6-4②【土木】

(災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定)

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

6-4③【土木】

(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定)

災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する必要がある。

6-4④【土木】

### 3) 保健医療・福祉

(医療・社会福祉施設の耐震化)

建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。

1-1②, 2-3⑤【保福】

(DMATの整備)

災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるDMATを養成するために、日本DMATが実施する専門的な研修受講及び訓練への参加をさせる必要がある。

2-1⑦【保福】

(広域医療搬送拠点の整備)

災害発生時に重症患者等を被災地外へ航空機等で搬送する際の臨時的な医療施設を整備する必要がある。

2-2③【保福】

(災害拠点病院の施設等の整備)

災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を14か所指定しており、災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する必要がある。

2-2④, 2-4⑩【保福】

(災害時の医療機関の対応マニュアルの作成)

災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画(BCP)の作成を促進する必要がある。

2-2⑤【保福】

(災害時の社会福祉施設の業務継続計画(BCP)の作成)

災害発生時でも必要なサービスが継続できる体制を構築するため、社会福祉施設における業務継続計画(BCP)の作成を促進する必要がある。

2-3⑥【保福】

(広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用)

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISの活用し、災害発生時に迅速な医療の提供を促進する必要がある。

2-2⑥【保福】

(災害医療コーディネート体制の整備)

県災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について整備を進める必要がある。

2-2⑦【保福】

(災害応急医療マニュアルの見直し)

大規模・突発的な広域災害時の救急医療における対応等を示した「災害応急医療マニュアル」について、随時内容の見直しを行う必要がある。

2-2⑧【保福】

(ドクターヘリの運航体制の充実)

救急医療体制の充実・強化を図るため、引き続き県本土・熊毛地域・奄美地域を対象とするドクターヘリの安定的な運用を行う必要がある。

2-2⑨【保福】

(医療救護活動の体制整備)

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、救護所等における医療救護活動等の体制整備を図っているが、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、引き続き医療救護活動等の体制整備に努める必要がある。

2-2⑩【保福】

(DPATの整備)

災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができるDPATを養成するために、県が指定する専門的な研修及び訓練に参加をさせる必要がある。

2-2⑫, 2-3④【保福】

(DCATの整備)

現状は人材養成研修や伝達訓練を実施している。実際の派遣は令和6年能登半島地震が初めてであったため、今後ノウハウ等の蓄積が課題。

2-3⑧【保福】

(DHEATの体制構築)

被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため専門的な研修訓練を受けた災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員を養成する必要がある。

2-3⑩【保福】

(医療用資機材・医薬品の供給体制の整備)

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがある。このため、鹿児島県医薬品卸業協会、鹿児島県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会と協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図っている。引き続き、協定を更新するとともに、必要に応じ協定内容を見直すなど、円滑な供給体制の整備に努める必要がある。

2-4⑦【保福】

(医療用資機材・医薬品等の備蓄)

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがある。このため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として、県内7か所の病院に、医薬品・医療用資機材等を備蓄している。引き続き、備蓄品目の見直しや更新を行うとともに適正な保管管理を行う必要がある。

2-4⑧【保福】

(輸血用血液製剤の確保)

大規模災害時には、輸血用の血液製剤が不足するおそれがある。このため、血液製剤が的確に確保されるよう、血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液製剤が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる必要がある。

2-4⑨【保福】

(感染症の発生・まん延防止)

浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防、まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、消毒指示を行う保健所と消毒等を実施する市町村との連携した取組が必要である。

コロナ禍において、医療機関等で使用するマスク等が不足したことから、医療機関用等のマスク、ガウン等を備蓄しておく必要がある。

2-7①【保福】

(予防接種の推進及びワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握)

災害時には、避難所等において感染症が拡大するおそれがある。

感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する必要がある。

また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の県内の在庫状況の把握に努める必要がある。

2-7③【保福】

#### 4) 産業(エネルギー、情報通信、産業構造)

(企業におけるBCP策定等の支援)

自然災害等に対する事業継続の備えを怠った場合、売上の急激な減少に見舞われ、事業の縮小や廃業が増えるおそれが高まる。また、雇用や技術、ノウハウが失われ、地域経済への影響が危惧される。人手不足等でBCP策定はハードルが高いと感じている企業も多いため、簡易版BCPである事業継続力強化計画の策定や同計画をベースとしたBCPの策定を伴走支援することにより、県内中小企業のBCP策定を後押しし、事業継続力を強化する必要がある。

4-1④【商工】

(企業の防災対策関連施設等の整備の支援)

企業におけるBCPの重要性が高まっており、企業間の取引においてもBCP策定の有無が問われている。

県内企業のBCP対策を促進し、雇用機会の確保を図るため、企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する必要がある。

4-1⑤【商工】

(石油コンビナートエリア内企業の連携)

石油コンビナートエリア内企業の連携の促進・持続的な推進など事業者における取組を強化する必要がある。

4-2②, 5-3②【危機】

(情報通信機能の耐災害性の強化)

震度6弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

5-1①【危機】

(光ファイバ等の整備促進)

本県の光ファイバ整備率(令和4年度末時点の世帯カバー率)は99.32%で全国40位であり、未整備の地域が残っている。

住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、光ファイバ未整備の市町村において整備が進むよう情報提供・助言するとともに、引き続き全国知事会等を通じて支援制度の拡充を要望する必要がある。

5-1③【総政】

(携帯の不感地域の解消)

(令和5年度末時点で)本県の携帯電話の不感地域(要望のある箇所)は18市町村、62地区である。

そのため、県としては、通信事業者に不感地域の解消に係る要望を行うとともに、市町村が実施する基地局整備等の支援を行っており、引き続き支援に取り組む必要がある。

5-1④【総政】

(離島におけるテレビ中継局の更新)

多くの離島を有する本県においては、十島村以南の離島だけでテレビ中継局が25局整備されているが、地上デジタル放送への移行時(H19～H22)に整備したこれらの中継局が10年以上経過し老朽化している。

離島においては台風等の災害も多く、災害時において、住民や観光客等に被災情報や避難情報等を確実に伝達するため、今後、中継局の更新がスムーズに進むよう、県としては、引き続き開発促進協議会等を通じて、支援制度の拡充を要望するとともに、放送事業者による今後の検討状況を注視しながら、可能な取組について検討する必要がある。

5-1⑤【総政】

(辺地共聴施設の維持)

(令和3年9月15日時点で)県が所管している共聴施設数は306であり、地上デジタル放送への移行時(H19～H22)に整備した共聴施設が10年以上経過し老朽化している。

災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設について、県としては、市町村が実施する共聴施設の更新等を促進するために、情報提供や助言を行うとともに、引き続き県開発促進協議会等を通じて支援制度の拡充を要望する必要がある。

5-1⑥【総政】

(河川砂防情報システムの耐災害性の強化)

県防災無線網の通信路途絶により、河川砂防情報システムが情報収集できなくなることを防ぐため、通信手段の多重化を進める必要がある。

5-1⑧【土木】

(防災拠点等への再エネ設備等の導入支援)

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る必要がある。

5-2①【危機】

(県内商工会・商工会議所と市町村が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定)

商工会・商工会議所が関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画を作成したものを認定し、体制・取組を強化する必要がある。

6-6①【商工】

## 5) 交通・物流

(交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化)

港湾、空港、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

1-1③, 5-5⑧【土木】

(無電柱化等の推進)

電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

1-1④【土木】

(緊急輸送道路上の橋梁の耐震化(大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策))

緊急輸送道路のうち、大規模地震に見舞われる確率の高い地域に位置する橋梁の耐震化を進める必要がある。

1-1⑭【土木】

(高規格道路等の整備推進)

災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れているため、当該事業を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する必要がある。

1-3④, 2-1③, 2-2①, 2-4④, 2-6①,  
4-1③, 4-3③ 5-5④【土木】

(県管理空港のA2-BCP策定等)

空港内の浸水や情報伝達の不備により避難行動が阻害されることによって、多数の死者が発生するおそれがある。

このため、空港の避難対策を検討する上では、空港毎に津波シミュレーション等により、津波による浸水域及び浸水深等を把握し、津波浸水予想図を作成しておく必要がある。

また、既存の連絡体制を有効に活用しつつ、津波情報の入手や避難の指示の判断、避難誘導、空港内の避難場所の提供及び避難者の二次避難場所の確保など、空港におけるBCPの策定を進める必要がある。

1-3⑨,【土木】

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める必要がある。

2-1②, 4-3⑨, 5-5②【土木】

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する必要がある。

2-1④, 2-2②, 2-4③, 2-6③, 4-1②, 4-3②,  
5-5①, 6-6②【商工, 土木】

(災害拠点病院等への緊急輸送道路の確保)

DMAT等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める必要がある。また、患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など取組を進める必要がある。

2-2⑭【土木】

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る必要がある。

2-2⑮, 2-4⑭, 2-6⑨, 5-5⑦【土木】

(物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施する必要がある。

2-4②【商工, 土木】

(備蓄物資の供給体制等の強化)

県備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保を行うため、搬出・搬入等を行う関係機関との連携や調整などを強化する取組を進める。

2-4⑥【危機】

(県内自治体の受援計画の策定等及び国の「新物資システム(B-PLo)」の操作方法等の習熟)

被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、県内自治体における物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定、物資拠点の拡充等の促進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する必要がある。

また、国の「新物資システム(B-PLo)」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す必要がある。

2-4⑫, 4-3④【危機】

(孤立集落を未然に防止するための災害に強い道路づくりの推進)

孤立化のおそれのある集落へのアクセスに配慮するため、崩土や落石等の危険性がある箇所の法面对策や橋梁の耐震対策などを着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する必要がある。

2-6②【土木】

(孤立集落対策のための緊急輸送道路等の確保)

孤立集落対策として、道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進していく必要がある。

2-6⑩【環林, 商工, 農政, 土木】

(食料等の物資供給の確保)

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。

4-1①【土木】

(港湾BCPの策定)

大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。

このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化する必要がある。

また、策定された港湾BCPにもとづき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する必要がある。

4-1⑥, 4-3⑩, 5-5⑤【土木】

(道路情報提供装置の整備)

災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る必要がある。

5-1⑨, 6-6③【土木】

(道路の防災対策の推進)

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する必要がある。

5-5③【土木】

(「道の駅」の防災機能強化の推進)

災害発生時に地域の防災拠点としての機能を発揮するため、非常用電源設備や備蓄倉庫等の防災設備の整備を図り、救命・救急活動、物資集配、住民避難、食糧供給などの拠点としての機能強化を図る必要がある。

5-5⑥【土木】

## 6) 農林水産

(農業用ため池の防災・減災対策の推進)

決壊すると多大な影響を与えるため池の改修を推進する必要がある。

1-4⑨【農政】

(農業用ため池の防災・減災対策の推進)

ため池等の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

4-3⑦【農政】

(農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の防災・減災対策の推進)

農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の整備・改修等を推進する必要がある。

1-4⑩【農政】

(適切な森林整備の推進)

適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の發揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要がある。

1-5⑤, 4-5①【環林】

(水産物の安定供給)

大規模自然災害により、漁港施設が被災した場合、漁業活動に支障が生じ、食料の安定供給に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき、市場への水産物の流通を支援できるよう、流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性能を確保する必要がある。施設の機能診断を行い、長寿命化を図りつつ、対策を推進するための取組を充実する必要がある。

4-3①【商工】

(漁港BCPの実効性向上)

大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、水産物流通の拠点となる漁港で策定した漁港BCPの実効性を高めていく必要がある。

4-3⑤【商工】

(農道・農道橋の防災・減災対策の推進)

農道・農道橋の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

4-3⑥【農政】

(農業農村整備に係る防災・減災対策の促進)

農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する必要がある。

4-3⑧【農政】

(農業水利施設の戦略的な維持管理・機能強化)

農業水利施設の被害に伴う用水供給途絶等を防止するため、戦略的な維持管理・機能強化を推進する必要がある。

4-4④【農政】

(鳥獣被害防止対策の推進)

野生鳥獣による農作物被害により、営農意欲の減退を招き、荒廃農地発生の要因となる。このため、市町村等と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、総合的かつ一体的に推進する必要がある。

4-5③【農政】

(鳥獣害対策の強化)

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する必要がある。

4-5④【環林】

(林業就業者の確保)

森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等が必要である。

4-5⑤【環林】

(農村集落機能の維持)

農村において集落機能を維持するためには、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備が重要である。

4-5⑩【農政】

(農業集落排水施設の老朽化対策の推進)

農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める必要がある。

5-4②【土木】

(漁業集落排水施設の老朽化対策の推進)

漁村地域における生活排水処理は辺地等に位置し、沿岸に面した小規模施設が多く、自然災害等による長期間の機能停止が想定される。このため、漁業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。

5-4④【商工】

## 7) 県土保全

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う必要がある。

1-3②, 2-2⑱, 2-6⑬【商工, 土木】

(海岸施設の機能の検証)

建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。このため、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について重点的な海岸堤防の施設の整備を推進しているが、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討する必要がある。

1-3③【商工, 土木】

(海岸防災林の整備)

津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る必要がある。

1-3⑤, 4-5⑦【環林】

(水門、樋門等の操作等)

津波等が発生した際に水門、樋門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このため、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要があることから、河川部の操作施設についてはR6年4月1日より水門等管理規程を改正し、海岸部の操作施設についてはR5年8月より順次操作業務委託契約を締結し、操作者の安全確保に関する規程を追加した。

近年、高齢化等により地域住民からの操作員の確保が困難な地域も存在し、また、今後の河川整備の進捗に伴う河川管理施設の増加を考慮すると、操作員の確保はさらに困難になることが想定されることから、土地利用状況や地域の実情を勘案した上で適正な水門等の管理を行うこととし、必要に応じて、無動力化(フラップゲート化等)に取り組み、適正な維持管理機能を確保する必要がある。

1-3⑥【商工, 土木】

(津波ハザードマップの作成支援)

建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、市町村における津波ハザードマップの作成支援など、ソフト対策を推進する必要がある。

1-3⑦【商工，土木】

(河川堤防等の地震・津波対策の推進)

大規模地震・津波が想定される地域等の河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備が必要である。

1-3⑰，2-2⑰，2-6⑱【土木】

(海岸保全施設の整備(高潮対策，侵食対策))

大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う必要がある。

気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策，侵食対策を進める必要がある。

1-3⑱，2-2⑱，2-6⑳【土木】

(高潮ハザードマップの作成支援)

一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進める必要がある。

豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、高潮等による浸水被害を想定したハザードマップ及びGISデータの作成を進める必要がある。

1-3⑲【土木】

(津波災害警戒区域の指定)

津波防災地域づくりを推進するため、津波災害ハザードエリアからの移転を促進するとともに、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練を進める必要がある。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和元年変更)を踏まえて地震・津波対策を着実に講じる必要がある。

1-3⑳【土木】

(河川改修等の治水対策の推進)

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削，築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取組について、整備の必要性，緊急性，地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上，水防拠点の整備を進める。

1-4①，2-2㉑，2-6⑳【土木】

(雨量や河川水位などの防災情報の提供)

浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。現在、河川砂防情報システムにより、雨量や河川水位等の防災情報をインターネット等により広く一般住民に提供するとともに、市町村の避難勧告等の判断を支援しているところであり、今後とも、より一層の周知及び活用支援に努め、地域防災力の強化を図っていく必要がある。

1-4③【土木】

(内水対策にかかる人材育成)

広域かつ長期的な市街地等の浸水が想定される。内水対策についてより迅速な対応を行うため、下水道部局の人材育成を推進する必要がある。

1-4④【土木】

(ダム of 老朽化対策の推進)

ダムの損壊等に伴う洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「ダム長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、施設改良・柔軟な運用等による機能強化を推進する必要がある。

1-4⑥，2-2㉒，2-6㉓【土木】

(河川管理施設の老朽化対策の推進)

河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「河川管理施設長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。

なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化(フラップゲート化等)に取り組み、適正な維持管理機能を確保する必要がある。

1-4⑦, 2-2⑳, 2-6⑯【土木】

(県管理河川のうち洪水予報河川及び水位周知河川におけるタイムラインの策定)

災害時の被害を最小限にするため、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画を策定する必要がある。

1-4⑧【土木】

(総合土砂管理に資するストックヤードの確保)

流域治水の推進に向けて、山地から海岸までの土砂移動に関する課題に対して、河川等に堆積した土砂を侵食が進む箇所に投入するなど、土砂の有効活用による対策を実施するため、国や各自治体が連携して、ストックヤードを確保するなど、総合土砂管理の視点から土砂の円滑な調達体制を構築する必要がある。

1-4⑬【土木】

(気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画の見直し)

気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画の見直しを行い、今後将来にわたっての海岸堤防の整備や侵食対策の推進に努める必要がある。

1-4⑭【土木】

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備が必要である。

1-4⑮, 2-2㉑, 2-6⑰【土木】

(多自然川づくりの推進)

自然環境が有する多様な機能を防災・減災等に活用するグリーンインフラの考え方を実現するため、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出するなど多自然川づくりを推進する必要がある。

1-4⑯【土木】

(防災情報の高度化)

水害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低コストな浸水センサー設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度向上を推進するなど、防災情報の更なる高度化を図る必要がある。

また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する必要がある。

1-4⑰【土木】

(洪水ハザードマップの作成支援)

多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、県が指定した洪水浸水想定区域に基づき、市町村が作成する洪水ハザードマップの作成支援をはじめとしたソフト対策を推進する必要がある。

1-4⑱【土木】

(気候変動の影響を考慮した治水計画の策定)

気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備や下水道・海岸の整備をより一層加速

するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、流域治水プロジェクトに基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する必要がある。

1-4⑱【土木】

(流域治水の推進)

気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河道の拡幅などのハード対策や水位情報の提供などのソフト対策をはじめ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水プロジェクトの取組を重点的・集中的に実施する必要がある。

特に、近年著しい浸水被害が発生した河川等において、流域治水を強力に推進するための法的枠組みとなる「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、特定都市河川の指定や流域水害対策協議会の設置による流域治水の取組体制の強化を図り、総合的な浸水被害対策を盛り込んだ流域水害対策計画に基づき取組を推進する必要がある。

1-4⑳, 6-1㉓【土木】

(ダムの情報網整備)

気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、ダムの事前放流の効果をより発揮させるため、利水ダムを含む全てのダムの流入量や放流量、貯水位などの各種データを一元的に管理する情報網を整備する必要がある。

1-4㉔【土木】

(ダムの貯水池機能の回復)

気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、ダムの貯水池機能が低下した場合、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組んでいく必要がある。

1-4㉕【土木】

(治山事業の推進)

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する必要がある。

1-5①, 2-6⑤, 4-5②【環林】

(土砂災害防止施設整備の推進)

豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える礎的なインフラを守るため、引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木対策を推進する必要がある。

1-5②【土木】

(土砂災害警戒区域等の指定推進)

頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、气象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する必要がある。

1-5③【土木】

(土砂・洪水氾濫対策の推進)

将来見込まれる気候変動を踏まえて、過去に発生履歴を有する等、土砂・洪水氾濫の蓋然性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する等、対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定した上で、必要な対策を講じていくことが重要である。

1-5⑧【土木】

(砂防設備等の老朽化対策の推進)

砂防設備等の機能を確実に発揮させるため、トータルコストの縮減、費用の平準化の観点から、予防保全型の維持管理を進めていく必要がある。

1-5⑨【土木】

(土砂災害防止施設および緊急対策資機材の整備推進)

火山噴火緊急減災対策砂防計画を整備し、資機材の整備や監視・観測機器の整備等の「平

常時からの対策」と、除石や緊急調査の実施等の「緊急時の対策」を、ハード・ソフト両面から機動的に実施できる体制の整備を進める必要がある。

1-6③【土木】

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める必要がある。

2-1②, 2-2⑩, 6-2⑤【土木】

(木材の供給・利用の促進)

豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するには、引き続き、CLT等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する必要がある。

4-5⑧【環林】

(災害時における海岸漂着物等の回収・処理の推進)

災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下が起こり得ることから、回収・処理等を実施することが重要である。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗させる必要がある。

4-5⑨【環林】

(浄化槽台帳システムの整備等)

浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る必要がある。

5-4③【土木】

(里山林等の保全管理)

大規模災害が発生した場合、里山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林が荒廃することが想定される。防災の観点から森林環境の保全を図る必要がある。

6-1②【環林】

(浸水対策)

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進する必要がある。

6-4⑤【商工, 土木】

## 8) 環境

(気候変動適応策の推進)

気候変動及びその影響・予測等の実施や文献レビュー等による情報収集を継続して行うとともに、市町村に対する技術的助言や、県民・事業者への気候変動に関する情報提供と適応策の普及啓発を図る必要がある。

1-4⑪【環林】

(有害物質の流出対策等)

大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国と連携して対応する必要がある。

4-2⑤【環林】

(自然公園等施設の老朽化対策等)

自然公園において、災害時の利用者の避難経路の確保等が課題となっている。このため、老朽化した登山道の補修等を推進する必要がある。

4-5⑥【環林】

(循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物処理施設等の整備の促進)

大規模自然災害が発生した場合、廃棄物処理施設やし尿処理施設が被災し、生活ごみやし尿の処理に支障を来すことが想定される。このため、市町村における廃棄物処理施設等の耐震対策等を促進する必要がある。

6-3①【環林】

(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、市町村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、鹿児島県産業資源循環協会と協定を締結しているところであるが、さらなる協力体制の実効性向上を図る必要がある。

6-3②【環林】

(災害廃棄物処理計画の実効性の確保・向上)

大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、大量の災害廃棄物が発生することから、市町村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。早急な復旧復興のためには、災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めることに加え、市町村災害廃棄物処理計画の確認・見直しや、人材育成を行うなど、計画の実効性向上の確保・向上に資する、平時からの取組を促進する必要がある。

6-3③【環林】

(自然環境の魅力向上)

世界自然遺産の価値である生態系や生物多様性等は、外来種の移入や人為的な影響により、損失するおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、希少種保護対策や外来種対策、利用の適正化、普及啓発などの遺産の価値の維持に取り組む必要がある。自然公園利用者に係る災害被害の防止・軽減のためには、老朽化施設の補修等だけでなく、利用ルールの遵守など利用者や地域住民の理解・協力も欠かせない。このため、自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する必要がある。

6-5③【環林】

## 9) 土地利用(県土利用)

(地籍調査)

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

6-4⑥【農政】

## ② 横断的分野(5分野)

### 1) リスクコミュニケーション

○自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市町村、民間事業者、関係団体、住民などあらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する必要がある。また、身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で適切な避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織や自主防災組織等を通じた、継続的な防災訓練や防災教育等の推進、住民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画策定等の促進など、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる必要がある。

また、防災知識の普及や防災教育においては、災害から受ける影響やニーズは女性と男

性では異なることを認識し、防災訓練の実施においては、女性の積極的な参加を促進する必要がある。

- リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上や、災害後の被災者の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進する必要がある。また、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を進める必要がある。さらに、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する必要がある。
- 「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携して更に拡大させ、地域防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開するとともに、地域強靱化に対する県民の意識を高める取組を促進する必要がある。
- BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等を進める必要がある。

## 2) 人材育成

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災関係機関における人材の育成を推進する必要がある。(保健医療福祉については別項目出し)  
また、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する必要がある。
- 被災地における医療機能等の確保を図るため、医療・福祉等の支援チーム(DMAT, DPATなど)や、その派遣調整業務を担う災害医療コーディネーターの養成を図る必要がある。
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 現場技術者等の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した道路や河川等の防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICTなどの施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材の確保を図る必要がある。
- 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する必要がある。

## 3) 官民連携

- 道路啓開・航路啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を促進する必要がある。これを実効あるものとするために、県と民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な訓練の実施等を推進する必要がある。また、市町村等と連携を図り、自主防災組織の充実強化を促進する必要がある。
- 災害時において個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、市町村や関係機関との連携体制の構築を図る必要がある。
- 物流機能やサプライチェーンを維持するため、物流事業や製造業、農林水産業に携わるBCP未策定企業に対し、BCP策定への理解促進を図るとともに、関係機関と連携したBCP策定の策定を促進する必要がある。

#### 4) 老朽化対策

- 県有施設等は老朽化が進みつつあり、今後、多くの施設において大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等にかかる経費はますます増加することが見込まれるが、平成27年3月に策定した鹿児島県公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）に基づき、施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る必要がある。
- 施設の点検・診断を実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築を推進する必要がある。
- インフラの維持管理・更新に係る担い手の減少や財政負担が懸念されていることに鑑み、ドローンやAI、レーダーやセンサーを利用した検査対象物を破壊することなく内部の状態を把握する技術などを積極的に活用するとともに、点検・補修データの利活用などDXを進めることにより、防災インフラの維持管理・更新を効率的に対応できるよう実施体制の構築を図る必要がある。

#### 5) 離島・半島

- 離島・半島における陸・海・空の輸送ルートを実実に確保するため、地震、津波、水害、土砂災害、雪害、降灰対策等を着実に進めるとともに、緊急輸送機能の軸となる高速交通ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
- 離島において大規模災害が発生した場合に備え、住民及び災害応急対策従事者の非常食等について、計画的な備蓄を行う必要がある。
- 大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地における多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生が想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を進める。また、離島港湾等の静穏度向上を図る外郭施設等の整備を進めるとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。さらに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策・老朽化対策を実実に実施する必要がある。
- 離島における大規模自然災害の発生等により、必要な救助、避難等が円滑に行われるよう、平常時から防災訓練の実施等を通じた関係機関相互の連携強化に努める必要がある。また、火山噴火の影響等により、島外への避難が必要な事態に備え、あらかじめ、避難手段や避難先を選定しておくなど事前対策の充実を図る必要がある。
- 離島・半島において県や市町村など防災関係機関における情報伝達手段として、防災行政無線（地上系、衛星系）など各種通信機能の適切な維持管理を行うとともに、テレビやラジオ等を通じた地域住民等への防災に関する情報の適切な伝達を図る。

#### 6) デジタル活用

- 防災関係機関による被災状況の迅速な把握や、応急活動の現場の状況報告や情報集約・情報共有等にデジタル機器を活用するとともに、国の「総合防災情報システム」等との連携を行うなど、災害初動対応における正確な状況判断を行うための取組を図る必要がある。
- 防災インフラに関する施設台帳や図面のデジタル化を進めるとともに、民間企業における財務・経理情報のデジタル化の促進など、災害時の早期復旧や事業継続のための取組を図る必要がある。

- 国の「新物資システム(B-PLo)」等の情報ネットワークを活用し、災害時における避難所への支援物資の輸送等について迅速かつ効率的な対応を行うための取組を図る必要がある。
- 国土強靱化の取組を効率的に進めるため、施工現場における自動化・遠隔化・ICTなど施工技術の普及を促進するなど、デジタル技術の活用や通信環境の整備を図る必要がある。
- インフラの維持管理・更新に係る担い手の減少や財政負担が懸念されていることに鑑み、ドローンやAI、レーダーやセンサーを利用した検査対象物を破壊することなく内部の状態を把握する技術などを積極的に活用するとともに、点検・補修データの利活用などDXを進めることにより、防災インフラの維持管理・更新を効率的に対応できるよう実施体制の構築を図る必要がある。
- 被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISを活用し、災害発生時に迅速な医療の提供を促進する。

## 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

## 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- ①【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

(医療・社会福祉施設の耐震化)

- ②【保福】建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

(交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化)

- ③【土木】港湾、空港、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

(無電柱化等の推進)

- ④【土木】電柱の倒壊により道路交通が障害され、避難に障害が及ぶことが想定される。このため、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に向けた民間事業者との情報共有及び連携体制の強化を図るとともに、市街地等における道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める取組を進める。

(土地区画整理事業の推進)

- ⑤【土木】住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、市町村の土地区画整理事業を指導・支援するなど、都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する。

(公共施設の耐震化の促進)

- ⑥【保福、土木、危機、出納、教育、警察】活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。また、計画的に老朽化対策に取り組む。

(造成宅地の防災・減災対策の促進)

- ⑦【土木】盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を促進する。

(多数の者が利用する建築物の耐震化の促進)

- ⑧【土木】不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

(防災訓練や防災教育等の推進)

- ⑨【危機、教育】学校や職場、地域の自治組織、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関と更に連携を図る。

(避難所における避難生活の環境改善に資する取組促進)

- ⑩【危機】避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備、空調設置や非常用電源の確保、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化を促進する。

(南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び対策の促進)

- ⑪【危機】南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村における南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び計画に基づく地震・津波対策を促進する。  
併せて、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更等を踏まえた見直し等を促進する。

(自主防災組織等や消防団の充実強化)

- ⑫【危機】自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。

(地震等災害被害予測調査の見直し)

⑬【危機】地震による多数の死傷者の発生を防止するためには、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定推計・見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

(緊急輸送道路上の橋梁の耐震化(大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策))

⑭【土木】緊急輸送道路のうち、大規模地震に見舞われる確率の高い地域に位置する橋梁の耐震化を進める。

(都市公園事業の推進・指導)

⑮【土木】市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する。

(的確な交通規制等の実施)

⑯【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する交通管制システムを運用する。

## 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

①【警察】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る。

(自主防災組織等や消防団の充実強化)

②【危機】自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。

(火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策、電気火災対策の推進)

③【危機】火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、キャンペーン等による防火対策の推進等を図る。

(救助活動能力(体制、装備資機材)の充実向上)

④【保福、危機】大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等、ハード・ソフト対策を組み合わせる横断的に進める。

(土地区画整理事業の推進)

⑤【土木】住宅密集地や市街地において大規模火災が発生し、多数の死傷者が発生するなどの被害が想定される。このため、市町村の土地区画整理事業を指導・支援するなど、都市の住宅密集地等における、災害に強いまちづくりを推進する。

(都市公園事業の推進・指導)

⑥【土木】市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

⑦【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

(的確な交通規制等の実施)

⑧【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する交通管制システムを運用する。

### 1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(避難場所や避難路の確保, 避難所の耐震化の促進等)

- ①【土木, 危機】避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから, 津波防災地域づくり, 地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保, 避難所の耐震化, 市町村における情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供, 火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し, 関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する。

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

- ②【商工, 土木】高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが, 今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため, 中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ, 新技術の開発・普及も進めながら, 事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として, 地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新, 集約・再編を行う。

(海岸施設の機能の検証)

- ③【商工, 土木】建築物が損壊・浸水し, 住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。このため, 過去に大きな浸水被害が発生した箇所について重点的な海岸堤防の施設の整備を推進しているが, 比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)津波については, 今後, 施設の機能を検証し, 整備の必要性について検討を進める。

(高規格道路等の整備推進)

- ④【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により, リダンダンシーの向上, 高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに, ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から, 国, 県道の着実な整備を推進する。

(海岸防災林の整備)

- ⑤【環境】津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は, 津波に対する減勢効果を持つことから, 着実に整備を推進するとともに, その機能の維持・向上を図る。

(水門, 樋門等の操作等)

- ⑥【商工, 土木】津波等が発生した際に水門, 樋門等が閉鎖されていない場合, 大規模な浸水被害が発生する一方, 閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このため, 操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要があることから, 河川部の操作施設についてはR6年4月1日より水門等管理規程を改正し, 海岸部の操作施設についてはR5年8月より順次操作業務委託契約を締結し, 操作者の安全確保に関する規程を追加した。

近年, 高齢化等により地域住民からの操作員の確保が困難な地域も存在し, また, 今後の河川整備の進捗に伴う河川管理施設の増加を考慮すると, 操作員の確保はさらに困難になることが想定されることから, 土地利用状況や地域の実情を勘案した上で適正な水門等の管理を行うこととし, 必要に応じて, 無動力化(フラップゲート化等)に取り組み, 適正な維持管理機能を確保する。

(津波ハザードマップの作成支援)

- ⑦【商工, 土木】建築物が損壊・浸水し, 住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在, 津波浸水想定を設定し, 浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後, 円滑な警戒避難体制の構築を図るために, 市町村における津波ハザードマップの作成支援など, ソフト対策を推進する。

(津波避難計画の周知及び適切な見直し)

- ⑧【危機】平成30年12月時点で津波による被害のおそれのある海岸線を有するすべての市町村(39市町村)で津波避難計画の策定がなされたところであるが, 津波避難困難地域の抽出や津波避難タワー等の建設によるその解消等, 津波避難計画の周知及び見直しを行い, 津波からの円滑な避難を実現する取組を推進する。

(県管理空港のA2-BCP策定等)

- ⑨【土木】空港内の浸水や情報伝達の不備により避難行動が阻害されることによって, 多数の死者が発生するおそれがある。

このため, 空港の避難対策を検討する上では, 空港毎に津波シミュレーション等により, 津波による浸水域及び浸水深等を把握し, 津波浸水予想図を作成しておく。

また、既存の連絡体制を有効に活用しつつ、津波情報の入手や避難の指示の判断、避難誘導、空港内の避難場所の提供及び避難者の二次避難場所の確保など、空港におけるBCPの策定を進める。

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

⑩【警察】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る。

(南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び対策の促進)

⑪【危機】南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村における南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び計画に基づく地震・津波対策を促進する。併せて、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更等を踏まえた見直し等を進める。

(外国人が迅速・的確に避難行動をとるための取組の促進)

⑫【男女、観文、危機】外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化や、外国人に対する地域コミュニティへの参加促進、災害や避難に関する知識の普及など、市町村の取組を促進するとともに、県の取組を強化する。

(防災訓練や防災教育等の推進)

⑬【危機、教育】学校や職場、地域の自治組織、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関と更に連携を図る。

(地区防災計画の作成促進)

⑭【危機】地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市町村と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

(個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進)

⑮【危機】個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る。

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握)

⑯【危機、警察】被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術やSNSも活用し、災害発生時の迅速な捜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制を整備する。

(河川堤防等の地震・津波対策の推進)

⑰【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備を推進する。

(海岸保全施設の整備(高潮対策、侵食対策))

⑱【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。

気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める。

(高潮ハザードマップの作成支援)

⑲【土木】一人一人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進める。

豪雨や台風時における住民の主体的な避難行動を促進するため、高潮等による浸水被害を想定したハザードマップ及びGISデータの作成を進める。

(津波災害警戒区域の指定)

⑳【土木】津波防災地域づくりを推進するため、津波災害ハザードエリアからの移転を促進するとともに、津波災害警戒区域等の指定及び津波ハザードマップに基づく訓練を進める。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和元年変更)を踏まえて地震・津波対策を着実に講じる。

**1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)**

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(河川改修等の治水対策の推進)

- ①【土木】過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備を進める。

(防災情報の高度化、地域水防力の強化)

- ②【危機】防災情報の高度化、地域水防力の強化、洪水等を想定した避難訓練等のソフト対策を組み合わせて実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する。

(雨量や河川水位などの防災情報の提供)

- ③【土木】浸水により住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。現在、河川砂防情報システムにより、雨量や河川水位等の防災情報をインターネット等により広く一般住民に提供するとともに、市町村の避難勧告等の判断を支援しているところであり、今後とも、より一層の周知及び活用支援に努め、地域防災力の強化を図っていく。

(内水対策にかかる人材育成)

- ④【土木】広域かつ長期的な市街地等の浸水が想定される。内水対策についてより迅速な対応を行うため、下水道部局の人材育成を推進する。

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

- ⑤【警察】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る。

(ダムの老朽化対策の推進)

- ⑥【土木】ダムの損壊等に伴う洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「ダム長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、施設改良・柔軟な運用等による機能強化を推進する。

(河川管理施設の老朽化対策の推進)

- ⑦【土木】河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「河川管理施設長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する取組を推進する。

なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化(フラップゲート化等)に取り組み、適正な維持管理機能を確保する。

(県管理河川のうち洪水予報河川及び水位周知河川におけるタイムラインの策定)

- ⑧【土木】災害時の被害を最小限にするため、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画の策定を推進する。

(農業用ため池の防災・減災対策の推進)

- ⑨【農政】決壊すると多大な影響を与えるため池の改修を推進する。

(農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の防災・減災対策の推進)

- ⑩【農政】農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の整備・改修等を推進する。

(気候変動適応策の推進)

- ⑪【環林】気候変動及びその影響・予測等の実施や文献レビュー等による情報収集を継続して行うとともに、市町村に対する技術的助言や、県民・事業者への気候変動に関する情報提供と適応策の普及啓発を図る。

(地区防災計画の作成促進)

⑫【危機】地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市町村と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

(総合土砂管理に資するストックヤードの確保)

⑬【土木】流域治水の推進に向けて、山地から海岸までの土砂移動に関する課題に対して、河川等に堆積した土砂を侵食が進む箇所投入するなど、土砂の有効活用による対策を実施するため、国や各自治体が連携して、ストックヤードを確保するなど、総合土砂管理の視点から土砂の円滑な調達体制を構築する。

(気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画の見直し)

⑭【土木】気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画の見直しを行い、今後将来にわたっての海岸堤防の整備や侵食対策の推進に努める。

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

⑮【土木】河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備を推進する。

(多自然川づくりの推進)

⑯【土木】自然環境が有する多様な機能を防災・減災等に活用するグリーンインフラの考え方を実現するため、河川が本来有している多様性に富んだ自然環境を保全・創出するなど多自然川づくりを推進する。

(防災情報の高度化)

⑰【土木】水害リスク情報の充実、浸水常襲箇所への低コストな浸水センサー設置等によるきめ細かな情報提供、水位予測情報の長時間化や精度向上を推進するなど、防災情報の更なる高度化を図る。

また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

(洪水ハザードマップの作成支援)

⑱【土木】多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、県が指定した洪水浸水想定区域に基づき、市町村が作成する洪水ハザードマップの作成支援をはじめとしたソフト対策を推進する。

(気候変動の影響を考慮した治水計画の策定)

⑲【土木】気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの河川整備や下水道・海岸の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、流域治水プロジェクトに基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する。

(流域治水の推進)

⑳【土木】気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河道の拡幅などのハード対策や水位情報の提供などのソフト対策をはじめ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水プロジェクトの取組を重点的・集中的に実施する。

特に、近年著しい浸水被害が発生した河川等において、流域治水を強力に推進するための法的枠組みとなる「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、特定都市河川の指定や流域水害対策協議会の設置による流域治水の取組体制の強化を図り、総合的な浸水被害対策を盛り込んだ流域水害対策計画に基づき取組を推進する。

(ダムの情報網整備)

㉑【土木】気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、ダムの事前放流の効果をもっと発揮させるため、利水ダムを含む全てのダムの流入量や放流量、貯水位などの各種データを一元的に管理する情報網を整備する。

(ダムの貯水池機能の回復)

㉒【土木】気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生して

いることを踏まえ、ダムの貯水池機能が低下した場合、順次集中的・計画的に洪水調節容量内等に堆積した土砂の撤去、ダムへの土砂流入量を低減させるための対策等に取り組む。

## 1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊,土砂・洪水氾濫,天然ダムの決壊など)による多数の死傷者の発生

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(治山事業の推進)

①【**環林**】集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する。

(土砂災害防止施設整備の推進)

②【**土木**】豪雨のみならず、南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて、人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える礎的なインフラを守るため、引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木対策を推進する。

(土砂災害警戒区域等の指定推進)

③【**土木**】頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する。

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

④【**警察**】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る。

(適切な森林整備の推進)

⑤【**環林**】適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

(県防災アドバイザーの活用等による防災啓発の促進)

⑥【**危機**】県防災アドバイザーの活用等による地域住民への防災講座等により引き続き取り組み、地域の防災啓発を促進する。

(防災気象情報の利活用の促進)

⑦【**危機**】防災気象情報の的確な情報伝達や利活用方法等について引き続き取り組み、市町村の防災対応の支援を行う。

(土砂・洪水氾濫対策の推進)

⑧【**土木**】将来見込まれる気候変動を踏まえて、過去に発生履歴を有する等、土砂・洪水氾濫の蓋然性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する等、対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定した上で、必要な対策を講じる。

(砂防設備等の老朽化対策の推進)

⑨【**土木**】砂防設備等の機能を確実に発揮させるため、トータルコストの縮減、費用の平準化の観点から、予防保全型の維持管理を進める。

## 1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者の発生

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(噴火警戒レベルの運用等の避難体制強化)

①【**危機**】常時観測火山の5火山については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布などの対応が図られており、引き続き、火山防災協議会等の構成機関相互の連携を図り、避難体制強化のために、関係市町村及び防災関係機関と連携した防災訓練など所要の対応を行う。

(情報伝達手段の多重化)

②【危機】火山噴火や避難に関する情報について、地域住民のみならず、観光客や外国人等にも迅速かつ確実に伝達することが重要であり、多様な情報伝達手段の確保を図る。

(土砂災害防止施設および緊急対策資機材の整備推進)

③【土木】火山噴火緊急減災対策砂防計画を整備し、資機材の整備や監視・観測機器の整備等の「平常時からの対策」と、除石や緊急調査の実施等の「緊急時の対策」を、ハード・ソフト両面から機動的に実施できる体制の整備を進める。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(警察施設・消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

- ①【危機、警察】地域における活動拠点となる警察施設や消防施設の耐災害性を強化するとともに、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

- ②【土木】大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める。

(高規格道路等の整備推進)

- ③【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ④【商工、土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(警察、消防の体制等強化、災害派遣チーム等の人材の養成・確保)

- ⑤【保福、土木、危機、警察】警察、消防において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。さらに、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)など派遣隊の受入体制を整えておく。

(災害対応業務の標準化・共有化)

- ⑥【危機、警察】災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく取組を進める。

(DMATの整備)

- ⑦【保福】災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に救命救急活動が開始できるDMATを養成するために、日本DMATが実施する専門的な研修受講及び訓練への参加をさせる。

(自主防災組織等や消防団の充実強化)

- ⑧【危機】自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。

(防災関係機関等と連携した防災訓練の実施)

- ⑨【危機】自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の防災関係機関との連携とともに、防災対策に資する民間企業も参加した防災訓練を引き続き実施し、災害時における協力体制の更なる強化を図る。

(個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進)

- ⑩【危機】個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- ⑪【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

(警察施設の耐災害性の強化)

⑫【警察】警察施設の耐震性を促進し、老朽化した警察施設の建て替えを進め、災害時における警察機能を確保する。

(交通情報収集・共有・情報提供のための体制整備・運用)

⑬【警察】官民が保有するプローブ情報の活用による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が円滑に行われるよう支援する。

## 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(高規格道路等の整備推進)

①【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の郵送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を促進する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

②【商工、土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(広域医療搬送拠点の整備)

③【保福】災害発生時に重症患者等を被災地外へ航空機等で搬送する際の臨時的な医療施設を整備する。

(災害拠点病院の施設等の整備)

④【保福】災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を14か所指定しており、災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

(災害時の医療機関の対応マニュアルの作成)

⑤【保福】災害時の医療体制を確保するため、医療機関が自ら被災することも想定した病院防災マニュアル及び業務継続計画(BCP)の作成を促進する。

(広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用)

⑥【保福】被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISの活用し、災害発生時に迅速な医療の提供を促進する。

(災害医療コーディネート体制の整備)

⑦【保福】県災害対策本部が設置された場合に、医療チームの配置調整などを行うコーディネート機能が発揮できる体制について整備を進める。

(災害応急医療マニュアルの見直し)

⑧【保福】大規模・突発的な広域災害時の救急医療における対応等を示した「災害応急医療マニュアル」について、随時内容の見直しを行う。

(ドクターヘリの運航体制の充実)

⑨【保福】救急医療体制の充実・強化を図るため、引き続き県本土・熊毛地域・奄美地域を対象とするドクターヘリの安定的な運用を行う。

(医療救護活動の体制整備)

⑩【保福】大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、救護所等における医療救護活動等の体制整備を図っているが、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、引き続き医療救護活動等の体制整備に努める。

(交通管制システム、交通安全施設等の整備)

- ⑪【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用等により、道路交通の混乱を最小限に抑えるため、交通管制システムの整備・運用を推進する。信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備を進める。

(DPATの整備)

- ⑫【保福】災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができるDPATを養成するために、県が指定する専門的な研修の受講や訓練への参加を促進する。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- ⑬【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

(災害拠点病院等への緊急輸送道路の確保)

- ⑭【土木】DMAT等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。また、患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など取組を進める。

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

- ⑮【土木】道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

- ⑯【土木】大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める。

(河川堤防等の地震・津波対策の推進)

- ⑰【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備を推進する。

(海岸保全施設の整備(高潮対策、侵食対策))

- ⑱【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。  
気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策、侵食対策を進める。

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

- ⑲【商工、土木】高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新、集約・再編を行う。

(河川改修等の治水対策の推進)

- ⑳【土木】過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上、水防拠点の整備を進める。

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

- ㉑【土木】河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備を推進する。

(河川管理施設の老朽化対策の推進)

②【土木】河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「河川管理施設長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する取組を推進する。

なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化(フラップゲート化等)に取り組み、適正な維持管理機能を確保する。

(ダム の 老朽化対策の推進)

③【土木】ダムの損壊等に伴う洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「ダム長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、施設改良・柔軟な運用等による機能強化を推進する。

## 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康状態の悪化による死者の発生

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(公共施設の耐震化の促進)

①【保福, 土木, 危機, 出納, 教育, 警察】活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。また、計画的に老朽化対策に取り組む。

(電力供給遮断時の電力確保)

②【出納, 警察】防災拠点においては、災害応急対策の指揮、情報伝達のための電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。

(県立学校の避難所の老朽化対策)

③【教育】避難所指定を受けた体育館については、計画的に老朽化対策を実施している。なお、非常用電源などの防災機能の充実については、今後も避難所を指定している市町村と連携を図る。

(DPATの整備)

④【保福】災害発生後に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができるDPATを養成するために、県が指定する専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する。

(医療・社会福祉施設等の耐震化)

⑤【保福】建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

(災害時の社会福祉施設の業務継続計画(BCP)の作成)

⑥【保福】災害発生時でも必要なサービスが継続できる体制を構築するため、社会福祉施設における業務継続計画(BCP)の作成を促進する。

(避難所運営マニュアルの策定及びその運営体制の確保)

⑦【危機】各地域においては、地震発生等の災害時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を策定し、その内容を踏まえた運営体制を整備する。

(DCATの整備)

⑧【保福】現状は人材養成研修や伝達訓練を実施している。実際の派遣は令和6年能登半島地震が初めてであったため、今後ノウハウ等の蓄積を図る。

(応急給水体制の整備)

⑨【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う。

(DHEATの体制構築)

- ⑩【保福】被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため専門的な研修訓練を受けた災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員の養成を促進する。

(地区防災計画の作成促進)

- ⑪【危機】地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等が市町村と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

(市町村による被災者台帳作成の事前準備の促進)

- ⑫【危機】大規模災害時の市町村においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、市町村において、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する。

(福祉避難所及びその運営体制の確保)

- ⑬【危機】市町村に対し、一般的な避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制の確保を促進する。

(指定避難所及び各家庭等における備蓄の整備促進)

- ⑭【危機】指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。  
また、災害の発生に備えた自助の取組として、各家庭や集合住宅単位でも、食料や飲料水など必要な物資を備蓄するとともに、ラジオなど防災に関する情報を収集する手段を確保するよう、防災啓発に努める。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- ⑮【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

(警察施設の耐災害性の強化)

- ⑯【警察】警察施設の耐震性強化を促進し、老朽化した警察施設の建て替えを進め、災害時における警察機能を確保する。

## 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給停止

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(水道施設の耐震化等の推進)

- ①【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する。

(物資輸送ルートの確保)

- ②【商工、土木】大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ③【商工、土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(高規格道路等の整備推進)

- ④【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する。

(的確な交通規制等の実施)

⑤【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する交通管制システムを運用する。

(備蓄物資の供給体制等の強化)

⑥【危機】県備蓄物資や流通備蓄物資の適正かつ迅速な確保を行うため、搬出・搬入等を行う関係機関との連携や調整などを強化する取組を進める。

(医療用資機材・医薬品の供給体制の整備)

⑦【保福】大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがある。このため、鹿児島県医薬品卸業協会、鹿児島県医療機器協会、日本産業・医療ガス協会と協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図っている。引き続き、協定を更新するとともに、必要に応じ協定内容を見直すなど、円滑な供給体制の整備に努める。

(医療用資機材・医薬品等の備蓄)

⑧【保福】大規模災害発生初動期には、医療救護用の医薬品等の流通確保が難しくなるおそれがある。このため、大規模災害発生時の初動期(2日間)の医療救護用として、県内7か所の病院に、医薬品・医療用資機材等を備蓄している。引き続き、備蓄品目の見直しや更新を行うとともに適正な保管管理を行う。

(輸血用血液製剤の確保)

⑨【保福】大規模災害時には、輸血用の血液製剤が不足するおそれがある。このため、血液製剤が的確に確保されるよう、血液センターと連携して、需要に見合った献血の確保を行うとともに、血液製剤が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずる。

(応急給水体制の整備)

⑩【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う。

(災害拠点病院の施設等の整備)

⑪【保福】災害時において地域の医療機関を支援する災害拠点病院を14か所指定しており、災害時に迅速な医療が提供できるよう非常用電源や受水槽などの整備を促進する。

(県内自治体の受援計画の策定等及び国の「新物資システム(B-PLo)」の操作方法等の習熟)

⑫【危機】被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、県内自治体における物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定、物資拠点の拡充等の促進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する。

また、国の「新物資システム(B-PLo)」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す。

(LPガス・関連機器の普及)

⑬【危機】災害時の燃料として有効性が高いLPガス・関連機器について避難施設や家庭等への普及を推進する。

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

⑭【土木】道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

## 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(交通管制システム、交通安全施設等の整備)

- ①【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用等により、道路交通の混乱を最小限に抑えるため、交通管制システムの整備・運用を推進する。信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備を進める。

(一時滞在施設の確保)

- ②【危機】帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。

(都市公園事業の推進・指導)

- ③【土木】市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園等を確保する。

## 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(高規格道路等の整備促進)

- ①【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する。

(孤立集落を未然に防止するための災害に強い道路づくりの推進)

- ②【土木】孤立化のおそれのある集落へのアクセスに配慮するため、崩土や落石等の危険性がある箇所の法面对策や橋梁の耐震対策などを着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ③【商工, 土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾施設の耐波性能等の強化を推進する。

(行政機関の機能低下の防止)

- ④【危機, 警察】県内行政機関等(警察含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。

(治山事業の推進)

- ⑤【環境】集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する。

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握)

- ⑥【危機, 警察】被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術やSNSも活用し、災害発生時の迅速な捜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制を整備する。

(通信手段の早期復旧及び多重化)

- ⑦【危機, 警察】民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る。

(救命・救助活動や支援物資搬入に係る進入手段・ルートの情報共有及び確保)

- ⑧【農政, 環境, 土木, 危機, 警察】災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を図る。また、農道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する。

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

- ⑨【土木】道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

(孤立集落対策のための緊急輸送道路等の確保)

- ⑩【環林, 商工, 農政, 土木】孤立集落対策として、道路の無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。

(河川堤防等の地震・津波対策の推進)

- ⑪【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の河川において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、大規模津波による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備を推進する。

(海岸保全施設の整備(高潮対策, 侵食対策))

- ⑫【土木】大規模地震・津波が想定される地域等の海岸において、堤防の整備等による地震・津波対策を進めるとともに、適切に維持管理を行う。  
気候変動の影響も考慮した海岸堤防等の整備や高潮対策, 侵食対策を進める。

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

- ⑬【商工, 土木】高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが、今後一斉に老朽化することが課題となっている。このため、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、新技術の開発・普及も進めながら、事後保全ではなく予防保全で対応することを基本として、地域の将来像を踏まえつつ計画的にインフラの維持管理・更新, 集約・再編を行う。

(河川改修等の治水対策の推進)

- ⑭【土木】過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削, 築堤等の整備を推進している。しかしながら近年、気候変動により水災害が激甚化・頻発化しており、現在の取組について、整備の必要性, 緊急性, 地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図るとともに、河道掘削や河道内樹木の伐採等による流下能力の向上, 水防拠点の整備を進める。

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

- ⑮【土木】河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備を推進する。

(河川管理施設の老朽化対策の推進)

- ⑯【土木】河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。河川管理施設については、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「河川管理施設長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する取組を推進する。

なお、人為的操作を伴う施設については、省力化・効率化を図るため、修繕や更新にあたり、必要に応じて、無動力化(フラップゲート化等)に取り組み、適正な維持管理機能を確保する。

(ダムの老朽化対策の推進)

- ⑰【土木】ダムの損壊等に伴う洪水により、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある。既設ダムについては、鹿児島県公共施設等総合管理計画を踏まえ策定した「ダム長寿命化計画」に基づき、予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減・平準化を図るとともに、施設改良・柔軟な運用等による機能強化を推進する。

## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(感染症の発生・まん延防止)

- ①【保福】浸水被害等により、感染症の病原体に汚染された場所が発生するおそれがある。感染症の発生予防, まん延防止のため、消毒作業を行うが、その際、消毒指示を行う保健所と消毒等を実施する市町村との連携した取組に努める。

コロナ禍において、医療機関等で使用するマスク等が不足したことから、医療機関用等のマスク、ガウン等を備蓄する。

(下水道BCPの策定及び充実)

- ②【土木】下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道BCPを策定したところであり、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

(予防接種の推進及びワクチンや予防接種資材の在庫状況の把握)

- ③【保福】災害時には、避難所等において感染症が拡大するおそれがある。感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。

また、大規模な自然災害の発生に伴い、ワクチンや注射針など予防接種に必要な資材供給不足が起きないように、ワクチンや予防接種資材の県内の在庫状況の把握に努める。

(下水道施設の耐震化等の推進)

- ④【土木】液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず、また、下水処理場での埋設管や機器が破損するなど、下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や、緊急輸送路に埋設されている管路など、重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- ⑤【土木】市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

### 3 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(警察施設の耐災害性の強化)

- ①【警察】警察施設の耐震性強化を促進し、老朽化した警察施設の建て替えを進め、災害時における警察機能の確保を図る。

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

- ②【警察】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る。

(交通管制システム、交通安全施設等の整備)

- ③【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用等により、道路交通の混乱を最小限に抑えるため、交通管制システムの整備・運用を推進する。信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備を進める。

#### 3-2 県内行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(公共施設等の耐震化の促進)

- ①【保福, 土木, 危機, 出納, 教育, 警察】活動拠点となる公共施設や避難所が被災すると救助活動や避難等に障害を及ぼすことが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。また、計画的に老朽化対策に取り組む。

(電力供給遮断時の電力確保)

- ②【出納, 警察】防災拠点においては、災害応急対策の指揮、情報伝達のための電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。

(県内自治体のBCP見直し等)

- ③【危機】県内自治体におけるBCPの見直し及び実効性向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する取組を進める。

(県内自治体の受援計画の策定及び防災訓練の実施等による人的支援に係る受援体制の実効性確保)

- ④【危機】被災による行政機能の大幅な低下に対し、他の自治体から応援職員を受け入れる必要があるため、県内自治体における人的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、人的支援に係る受援体制の実効性を確保する。

(自主防災組織等や消防団の充実強化)

- ⑤【危機】自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し、地域防災力の向上を図る。。

(市町村による被災者台帳作成の事前準備の促進)

- ⑥【危機】大規模災害時の市町村においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、市町村において、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する。

## 4 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による企業活動等の停滞

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(食料等の物資供給の確保)

- ①【土木】大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ②【商工・土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(高規格道路等の整備推進)

- ③【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する。

(企業におけるBCP策定等の支援)

- ④【商工】自然災害等に対する事業継続の備えを怠った場合、売上の急激な減少に見舞われ、事業の縮小や廃業が増えるおそれが高まる。また、雇用や技術、ノウハウが失われ、地域経済への影響が危惧される。人手不足等でBCP策定はハードルが高いと感じている企業も多いため、簡易版BCPである事業継続力強化計画の策定や同計画をベースとしたBCPの策定を伴走支援することにより、県内中小企業のBCP策定を後押しし、事業継続力を強化する。

(企業の防災対策関連施設等の整備の支援)

- ⑤【商工】県内企業のBCP対策を促進し、雇用機会の確保を図るため、企業が行う防災対策関連の施設・設備の整備を支援する。

(港湾BCPの策定)

- ⑥【土木】大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。  
このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定されたBCPに基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

### 4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(コンビナート周辺対策)

- ①【環林、保福、危機】大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。

(石油コンビナートエリア内企業の連携)

- ②【危機】石油コンビナートエリア内企業の連携の促進・持続的な推進など事業者における取組を強化する。

(コンビナート等防災計画の見直し)

- ③【危機】県が実施した石油コンビナート等防災アセスメント調査結果に基づき、平成28年3月に県石油コンビナート等防災計画を見直した。今後、防災に関する諸情勢の変化、科学的調査研究の成果等により、適宜見直しを図る。

(コンビナート災害に備えた総合防災訓練の実施)

- ④【危機】関係機関による総合防災訓練を年1回実施し、防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害防止と防災活動の円滑な実施を図る。

(有害物質の流出対策等)

- ⑤【環境】大規模自然災害の発生に伴う有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国と連携して対応する。

#### 4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・地域経済活動への甚大な影響

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(水産物の安定供給)

- ①【商工】大規模自然災害により、漁港施設が被災した場合、漁業活動に支障が生じ、食料の安定供給に多大な影響を及ぼすことが想定される。このため、大規模災害後でも早期に漁業活動が再開でき、市場への水産物の流通を支援できるよう、流通や生産拠点となる漁港の主要な陸揚げ施設等の耐震性能を確保する必要がある。現状の施設機能診断を行い、長寿命化を図りつつ、対策を推進するための取組を充実する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ②【商工・土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(高規格道路等の整備推進)

- ③【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する。

(県内自治体の受援計画の策定等及び国の「新物資システム(B-PLo)」の操作方法等の習熟)

- ④【危機】被災による物資供給に対し、国や県内事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、県内自治体における物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定、物資拠点の拡充等の促進及び受援計画の要素を取り入れた防災訓練等の実施により、物的支援の受援体制を強化する。

また、国の「新物資システム(B-PLo)」を関係機関での情報共有や、被災地のニーズ把握や物資拠点の在庫管理等の手段として活用することが物資の円滑な調達につながることから、防災訓練等を活用して同システムの操作方法等の習熟を促す。

(漁港BCPの実効性向上)

- ⑤【商工】大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保するための対策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、水産物流通の拠点となる漁港で策定した漁港BCPの実効性を高めていく。

(農道・農道橋の防災・減災対策の推進)

- ⑥【農政】農道・農道橋の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する。

(農業用ため池の防災・減災対策の推進)

- ⑦【農政】ため池等の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する。

(農業農村整備に係る防災・減災対策の促進)

- ⑧【農政】農業水利施設のGISデータ整備や、農地浸水マップの作成、農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有等により、農業農村整備に係る防災・減災対策を促進する。

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

⑨【土木】大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める。

(港湾BCPの策定)

⑩【土木】大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や、船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。

このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定されたBCPに基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

#### 4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(応急給水体制の整備)

①【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」や「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、応急給水や応急復旧の応援要請を行う。

(水道施設の耐震化等の推進)

②【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する。

(「九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」の締結)

③【土木】大規模災害時に被災した工業用水道施設を速やかに復旧するため、九州管内工業用水道事業者間での災害時等の相互応援体制を整える。また迅速な対応を取るために、備蓄品把握等の必要情報の交換及び訓練を定期的に行う。

(農業水利施設の戦略的な維持管理・機能強化)

④【農政】農業水利施設の被害に伴う用水供給途絶等を防止するため、戦略的な維持管理・機能強化を推進する。

(水道事業の広域連携の推進)

⑤【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、「鹿児島県水道広域化推進プラン」に基づく取組の中で、危機管理体制の整備やデジタル技術の活用等を進めていく。

#### 4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(適切な森林整備の推進)

①【環林】適期に施業が行われていない森林や伐採したまま植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

(治山事業の推進)

②【環林】集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山施設や森林の整備を推進する。

(鳥獣被害防止対策の推進)

③【農政】野生鳥獣による農作物被害により、営農意欲の減退を招き、荒廃農地発生の要因となる。このため、市町村等と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を、総合的かつ一体的に推進する。

(鳥獣害対策の強化)

④【環林】鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する。

(林業就業者の確保)

⑤【環林】森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等を図る。

(自然公園等施設の老朽化対策等)

⑥【環林】自然公園において、災害時の利用者の避難経路の確保等が課題となっている。このため、老朽化した登山道の補修等を推進する。

(海岸防災林の整備)

⑦【環林】津波の襲来により海岸後背地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。

(木材の供給・利用の促進)

⑧【環林】豪雨等の発生と森林の管理不足等の連鎖によって生じる山地災害の発生や森林の被害を防止するには、引き続き、CLT等の建築用木材の供給・利用の促進を強化し、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進する。

(災害時における海岸漂着物等の回収・処理の推進)

⑨【環林】災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下が起り得ることから、回収・処理等を実施する。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗させる。

(農村集落機能の維持)

⑩【農政】農村において集落機能を維持するために、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備を推進する。

## 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(情報通信機能の耐災害性の強化)

- ①【危機】震度6弱以上の地震が想定される多くの地域や津波浸水地域については、屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る。

(県庁LAN, LGWANの見直し)

- ②【総政】県庁LANについては、令和4年3月のネットワーク更新で本庁と出先機関の間の通信経路を冗長化(二重化)し、ネットワークの強靱化を図っている。

全国の自治体を結ぶ通信インフラであるLGWANについては、令和7年10月の更新に向け、J-LIS及び県内各市町村との協議を既に完了している。今後は、各市町村がスムーズに次期LGWANへ移行できるよう情報提供・助言を行うとともに、移行後の利用増大を見据えた最適な通信回線の構築により、通信経路の冗長化(二重化)を行い、災害時等のネットワークの強靱化を図る。

(光ファイバ等の整備促進)

- ③【総政】本県の光ファイバ整備率(令和4年度末時点の世帯カバー率)は99.32%で全国40位であり、未整備の地域が残っている。

住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、光ファイバ未整備の市町村において整備が進むよう情報提供・助言するとともに、引き続き全国知事会等を通じて支援制度の拡充を要望する。

(携帯の不感地域の解消)

- ④【総政】(令和5年度末時点で)本県の携帯電話の不感地域(要望のある箇所)は18市町村、62地区である。

そのため、県としては、通信事業者の不感地域の解消に係る要望を行うとともに、市町村が実施する基地局整備等の支援を行っており、引き続き支援に取り組む。

(離島におけるテレビ中継局の更新)

- ⑤【総政】多くの離島を有する本県においては、十島村以南の離島だけでテレビ中継局が25局整備されているが、地上デジタル放送への移行時(H19~H22)に整備したこれらの中継局が10年以上経過し老朽化している。

離島においては台風等の災害も多く、災害時において、住民や観光客等に被災情報や避難情報等を確実に伝達するため、今後、中継局の更新がスムーズに進むよう、県としては、引き続き開発促進協議会等を通じて、支援制度の拡充を要望するとともに、放送事業者による今後の検討状況を注視しながら、可能な取組について検討する。

(辺地共聴施設の維持)

- ⑥【総政】(令和3年9月15日時点で)県が所管している共聴施設数は306であり、地上デジタル放送への移行時(H19~H22)に整備した共聴施設が10年以上経過し老朽化している。

災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設について、県としては、市町村が実施する共聴施設の更新等を促進するために、情報提供や助言を行うとともに、引き続き県開発促進協議会等を通じて支援制度の拡充を要望する。

(情報伝達手段の多重化, 確実化)

- ⑦【危機, 警察】Jアラートの自動起動装置の活用や防災行政無線の適切な維持・更新及びデジタル化の推進, Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進, 警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多重化を図る。また、他の情報システムとの連携や衛星通信など最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ確実な災害情報の把握が可能となるシステムへの機能向上を図る。さらに、旅行者や高齢者・障害者、外国人等にも配慮した提供手段を確保し、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める。

(河川砂防情報システムの耐災害性の強化)

⑧【土木】県防災無線網の通信路途絶により、河川砂防情報システムが情報収集できなくなることを防ぐため、通信手段の多重化を進める。

(道路情報提供装置の整備)

⑨【土木】災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る。

(交通管制システム、交通安全施設等の整備)

⑩【警察】交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用等により、道路交通の混乱を最小限に抑えるため、交通管制システムの整備・運用を推進する。信号機電源付加装置等の交通安全施設等の整備を進める。

## 5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(防災拠点等への再エネ設備等の導入支援)

①【危機】災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入も図る。

## 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(コンビナート周辺対策)

①【環境、保福、危機】大規模自然災害が発生した場合、火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。

(石油コンビナートエリア内企業の連携)

②【危機】石油コンビナートエリア内企業の連携の促進・持続的な推進など事業者における取組を強化する。

(コンビナート等防災計画の見直し)

③【危機】県が実施した石油コンビナート等防災アセスメント調査結果に基づき、平成28年3月に県石油コンビナート等防災計画を見直した。今後、防災に関する諸情勢の変化、科学的調査研究の成果等により、適宜見直しを図る。

(コンビナート災害に備えた総合防災訓練の実施)

④【危機】関係機関による総合防災訓練を年1回実施し、防災計画に習熟するとともに関係機関等相互の協力体制を緊密にし、災害防止と防災活動の円滑な実施を図る。

(「九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」の締結)

⑤【土木】大規模災害時に被災した工業用水道施設を速やかに復旧するため、九州管内工業用水道事業者間での災害時等の相互応援体制を整える。また迅速な対応を取るために、備蓄品把握等の必要情報の交換及び訓練を定期的に行う。

(装備資機材の充実強化及び災害警備訓練の継続実施)

⑥【警察】迅速かつ適切に救助・救出活動を行うことができるよう、被害情報収集や人命救助活動用など各種装備資機材の充実強化を推進するとともに、災害警備訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る。

#### 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(水道施設の耐震化等の推進)

- ①【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備を助言するなど、水道施設の耐震化を促進する。

(農業集落排水施設の老朽化対策の推進)

- ②【土木】農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。

(浄化槽台帳システムの整備等)

- ③【土木】浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

(漁業集落排水施設の老朽化対策の推進)

- ④【商工】漁村地域における生活排水処理は辺地等に位置し、沿岸に面した小規模施設が多く、自然災害等による長期間の機能停止が予想される。このため、漁業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する。

(下水道BCPの策定及び充実)

- ⑤【土木】下水道施設が被災し、長期間にわたる機能停止のおそれや疫病・感染症等の大規模発生が想定される。このため、下水道BCPを策定したところであり、今後さらなる内容の充実を図り、下水を速やかに排除、処理する体制を整える。

(水道事業の広域連携の推進)

- ⑥【保福】水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、「鹿児島県水道広域化推進プラン」に基づく取組の中で、危機管理体制の整備やデジタル技術の活用等を進めていく。

(下水道施設の耐震化等の推進)

- ⑦【土木】液状化によるマンホールの浮上や管路の破損で下水が流れず、また、下水処理場での埋設管や機器が破損するなど、下水が処理出来ない状況が想定される。防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路や、緊急輸送路に埋設されている管路など、重要な幹線に設置されている管路の耐震化を推進する。

#### 5-5 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人的機能等への甚大な影響

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

- ①【商工, 土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

- ②【土木】大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める。

(道路の防災対策の推進)

③【土木】道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に障害が及ぶことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

(高規格道路等の整備推進)

④【土木】災害時の緊急輸送を確保する高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を着実に推進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を推進する。

(港湾BCPの策定)

⑤【土木】大規模自然災害が発生した際、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により、海上輸送機能の停止など港湾の能力が低下することで、物流機能等の大幅な低下、海上・臨海部の広域複合災害への発展又は復旧・復興が大幅に遅れる事態が想定される。このため、港湾BCPを策定し、これらの事態への対応を強化するとともに、策定された港湾BCPに基づき、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。

(「道の駅」の防災機能強化の推進)

⑥【土木】災害発生時に地域の防災拠点としての機能を発揮するため、非常用電源設備や備蓄倉庫等の防災設備の整備を図り、救命・救急活動、物資集配、住民避難、食糧供給などの拠点としての機能強化を図る。

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

⑦【土木】道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

(交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化)

⑧【土木】港湾、空港、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

(半島地域の災害対策の推進)

⑨【総政】令和6年能登半島地震や、令和6年9月の豪雨災害で明らかとなった課題に対応し、半島地域の災害対策を充実させることが求められる。

国土強靱化基本計画、水循環基本計画と連携し、道路、港湾、上下水道、通信基盤等の防災対策を強化するため、半島地域のインフラが優先的に整備されるよう、県開発促進協議会等を通じて半島振興道路整備事業債の拡充などを要望する。

## 6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(市町村による被災者台帳作成の事前準備の促進)

- ①【危機】大規模災害時の市町村においては、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、市町村において、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を促進する。

(里山林等の保全管理)

- ②【環境】大規模災害が発生した場合、里山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林が荒廃することが想定される。防災の観点から森林環境の保全を図る。

(流域治水の推進)

- ③【土木】気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河道の拡幅などのハード対策や水位情報の提供などのソフト対策をはじめ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水プロジェクトの取組を重点的・集中的に実施する。

特に、近年著しい浸水被害が発生した河川等において、流域治水を強力に推進するための法的枠組みとなる「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、特定都市河川の指定や流域水害対策協議会の設置による流域治水の取組体制の強化を図り、総合的な浸水被害対策を盛り込んだ流域水害対策計画に基づき取組を推進する。

### 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(災害教訓の伝承による防災啓発の取組促進)

- ①【危機】過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝承するため、大規模災害に関する記録を整理・保存するとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えて、防災啓発を図る。

(ボランティア活動の支援体制の強化)

- ②【保福、危機】避難生活支援として、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成する研修の実施や当該人材と地域・避難所との調整を図る仕組みの構築を検討する。

(小規模市町村における災害時初動対応力の強化)

- ③【危機】小規模市町村においては、専任の防災担当職員が不在又は少数であるなど、大規模災害発生時における対応能力に課題もあることから、災害初動対応業務に係る研修や訓練の実施等を通じて、小規模市町村の災害対応能力の強化を図る。

(建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

- ④【土木】行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

(空港の機能確保、津波早期復旧体制の強化)

- ⑤【土木】大規模自然災害が発生した場合、空港機能が失われることにより、空路からの物資輸送ができず、被災地における物流機能等の大幅な低下、被災地への食料・飲料水等の供給の遅れ、救助・救急活動等の絶対的不足が想定される。

このため、広域的かつ大規模な災害時における空港機能の被災の想定、求められる空港機能、輸送能力等の検討等を行い、空港機能等の確保のために、必要な耐震対策や延命化対策、津波・浸水対策等の施設の機能強化を進める。

### 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(循環型社会形成推進交付金等を活用した廃棄物処理施設等の整備の促進)

- ①【環林】大規模自然災害が発生した場合、廃棄物処理施設やし尿処理施設が被災し、生活ごみやし尿の処理に支障を来すことが想定される。このため、市町村における廃棄物処理施設等の耐震対策等を促進する。

(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

- ②【環林】大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、市町村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。このため、災害廃棄物処理等の協力について、鹿児島県産業資源循環協会と協定を締結しているところであるが、さらなる協力体制の実効性向上を図る。

(災害廃棄物処理計画の実効性の確保・向上)

- ③【環林】大規模自然災害が発生した場合、その被害は広域にわたり、大量の災害廃棄物が発生することから、市町村の通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。早急な復旧復興のためには、災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めることに加え、市町村災害廃棄物処理計画の確認・見直しや、人材育成を行うなど、計画の実効性向上の確保・向上に資する、平時からの取組を促進する。

### 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(応急仮設住宅建設候補地リスト作成)

- ①【土木】応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

(災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定)

- ②【土木】災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

(災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定)

- ③【土木】災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

(災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定)

- ④【土木】災害時において迅速に借上型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

(浸水対策)

- ⑤【商工, 土木】大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進する。

(地籍調査)

- ⑥【農政】災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る。

### 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(文化財の保護管理)

- ①【教育】貴重な文化財の喪失等を防ぐため、文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導を行い、文化財の耐震化、防災設備の整備等を今後も促進する。

(世界文化遺産の管理保全)

②【観文】世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」については、世界遺産条約に基づき、当該構成資産の世界遺産価値の保護、保全及び次世代への継承に取り組む責務がある。

県内構成資産が鹿児島市の定める管理保全計画に基づき適切な管理保全が行われるとともに、当該構成資産の価値及び保全の必要性について理解増進が図られるよう普及啓発・情報発信に取り組む。

(自然環境の魅力向上)

③【環林】世界自然遺産の価値である生態系や生物多様性等は、外来種の移入や人為的な影響により、損失するおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、希少種保護対策や外来種対策、利用の適正化、普及啓発などの遺産の価値の維持に取り組む。

自然公園利用者に係る災害被害の防止・軽減のためには、老朽化施設の補修等だけでなく、利用ルールの遵守など利用者や地域住民の理解・協力も欠かせない。このため、自然環境の魅力を高めていくための取組を推進する。

## 6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

(リスクへの対応方策の検討(推進方針))

(県内商工会・商工会議所と市町村が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定)

①【商工】商工会・商工会議所が関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画を作成したものを認定し、体制・取組を強化する。

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

②【商工, 土木】大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、離島被災地及び陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを実際に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の耐震強化岸壁・緑地・臨港道路等の整備を進めるとともに、離島港湾等の静穏度向上を図るなど、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を推進する。

(道路情報提供装置の整備)

③【土木】災害発生時は、情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で多数の死傷者が発生するおそれがある。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図る。